

令和2年 第3回

# 戸田市教育委員会定例会

令和2年3月17日（火）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

# 第3回教育委員会（定例会）次第

- 1 開会
- 2 前回の会議録の承認
- 3 教育委員提案 別添 資料No.1のとおり
- 4 報告事項 別添 資料No.2のとおり
- 5 議事 ページ
  - (1) 専決処理事項の報告
    - 報告第 2号 彩湖自然学習センター（みどりパル）、少年自然の家及び芦原小学校生涯学習施設の臨時休館について…………… 1
  - (2) 議案
    - 議案第11号 戸田市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（案）について…………… 4
    - 議案第12号 戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）について…………… 6
    - 議案第13号 戸田市学校における働き方改革基本方針（案）について……………別紙
    - 議案第14号 戸田市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（案）について…………… 14
    - 議案第15号 第3次戸田市子どもの読書活動推進計画の策定について……………別紙
    - 議案第16号 戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）について…当日配付
    - 議案第17号 戸田市立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則（案）について……………当日配付
    - 議案第18号 学校運営協議会委員の任命について……………当日配付
    - 議案第19号 令和2年度戸田市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について……………当日配付
- 6 その他
  - (1) 次回の教育委員会の日程（案）

令和2年4月16日（木）午前9時30分～
  - (2) その他
- 7 閉 会

## 彩湖自然学習センター（みどりパル）の臨時休館について

- 1 臨時休館日 令和2年3月4日（水）から3月31日（金）まで
  
- 2 理由等 施設所有者である国土交通省（荒川上流河川事務所）からの休館に係る協力要請のほか、市内小中学校における令和2年3月4日からの臨時休業等の決定を受け、新型コロナウイルスの確実かつ効果的な感染防止策を講じ、施設利用者の健康被害を防ぐ観点から、臨時休館とした。

（参考）戸田市立郷土博物館条例 ～抜粋～

（休館日）

第6条 郷土博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）
- (4) 特別整理期間（毎年1回15日以内）
- (5) その他教育委員会が必要と認めた日

## 戸田市立少年自然の家の臨時休所について

1 臨時休所期間 令和2年3月4日（水）から3月31日（火）まで

2 理由等

市内小中学校における令和2年3月4日からの臨時休業等の決定を受け、新型コロナウイルスの確実かつ効果的な感染防止策を講じ、施設利用者の健康被害を防ぐ観点から、臨時休所とした。

3 参考

(1) 戸田市立少年自然の家条例 ～抜粋～

(休所日)

第4条 少年自然の家の休所日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) その他戸田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めた日

(2) 平成28年4月1日付け締結戸田市立少年自然の家指定管理者基本協定書

戸田市立少年自然の家指定管理者制度業務仕様書 ～抜粋～

4 休所日

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) その他教育委員会が必要と認めた日

## 芦原小学校生涯学習施設の臨時休館について

1 臨時休館期間 令和2年3月4日（水）から3月31日（火）まで

2 理 由 等

市内小中学校における令和2年3月4日からの臨時休業等の決定を受け、芦原小学校内にある当該施設については、新型コロナウイルスの確実かつ効果的な感染防止策を講じ、施設利用者の健康被害を防ぐ観点から、臨時休館とした。

(参考) 戸田市立芦原小学校生涯学習施設運営要綱 ～抜粋～

(休館日)

第4条 施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) その他教育委員会が必要と認めた日

## 議案第11号

戸田市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（案）

戸田市学校運営協議会規則（平成30年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

戸田市学校運営協議会規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の6</u>の規定に基づき戸田市立学校設置条例（昭和39年条例第23号）に規定する小学校及び中学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第15条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の5</u>の規定に基づき戸田市立学校設置条例（昭和39年条例第23号）に規定する小学校及び中学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第15条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和元年4月1日から施行する。</u></p>

## 議案第12号

戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「2年間」を「これを行使することができる時から2年間」に、「行わない」を「行使しない」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>本則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>様式 (略)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>様式 (略)</p>

# (改正前)

第2号様式(第4条関係)

## 公 務 災 害 認 定 通 知 書

第 年 月 日  
第 号 日

様

(実施機関名)

印

下記の傷病については、公務により生じた災害と認定されましたので、戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

1 氏 名

2 傷 病 名

3 災害発生年月日 年 月 日

4 認 定 番 号

# (改正前)

## 補 償 の 内 容

### 1 あなたが被災学校医等である場合

#### (1) 療養補償

公務上の負傷又は疾病については、次の範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けることができます。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- カ 移送

#### (2) 休業補償

公務上の負傷又は疾病の療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合で給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、その期間、補償基礎額の60/100に相当する金額の休業補償を受けることができます。

#### (3) 傷病補償年金

公務上の負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後において、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号。以下「令」という。)に定められている程度の障害の状態が継続しているときは、その期間、その程度に応じて傷病補償年金を受けることができます。

なお、傷病補償年金を受ける場合には、休業補償を受けることができません。

#### (4) 障害補償

公務上の負傷又は疾病が治ったとき、令に定められている程度の身体障害が残ったときは、その程度に応じて年金又は一時金の障害補償を受けることができます。

#### (5) 障害補償年金前払一時金

年金の障害補償を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることができます。

なお、障害補償年金前払一時金を受ける場合には、年金の支給は、一定期間停止されることになります。

#### (6) 介護補償

傷病補償又は障害補償を受けることができる場合で、令で定める障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間(病院等に入院している期間を除く。)、介護補償を受けることができます。

### 2 あなたが被災学校医等以外の者である場合

#### (1) 遺族補償

あなたが公務上死亡した学校医等の遺族であって、学校医等の死亡の当時、その収入によって生計を維持しており、次の①から⑦までに該当する場合は年金の、その他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。

- ① 妻及び60歳以上の夫
- ② 18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

## (改正前)

- ③ 60歳以上の父母
- ④ 18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- ⑤ 60歳以上の祖父母
- ⑥ 18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は60歳以上の兄弟姉妹
- ⑦ 55歳以上60才未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹

ただし、学校医等の死亡の当時、令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、年齢に関係なく年金を受けることができます。

遺族補償年金を受ける順位は、上記①から⑦までの番号のとおりであり、⑦に掲げる者にあつては、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の順序となります。遺族補償年金は上記の順序による最先順位者(遺族補償年金を受ける権利を有する者)に対して支給されます。ただし、⑦に掲げる者は、60才に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。

### (2) 遺族補償年金前払一時金

あなたが、(1)により遺族補償年金を受ける権利を有する場合には、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族補償年金前払一時金を受けることができます。

なお、遺族補償年金前払一時金を受ける場合には、遺族補償年金の支給は、一定期間停止されることとなります。

### (3) 葬祭補償

あなたが公務上死亡した学校医等の葬祭を行う者である場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して令で定める金額の葬祭補償を受けることができます。

### (4) 障害補償年金差額一時金

あなたが年金の障害補償の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が、令に定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けることができます。

### (5) 未支給の補償

あなたが補償の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかった分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。

(注)1 あなたは、上記の事由に該当したときは、それぞれの事由に応ずる補償が受けられますので、速やかに請求書を提出してください。ただし、令の規定により制限を受ける場合もあります。

2 補償を受ける権利は、2年間(障害補償及び遺族補償については、5年間)行わないときは、時効により消滅します。

3 実施機関の行う補償の実施について不服がある場合には、戸田市公平委員会に対して審査請求をすることができます。

4 その他詳細については、戸田市教育委員会に問い合わせてください。

# (改正後)

第2号様式(第4条関係)

## 公 務 災 害 認 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

(実施機関名)

印

下記の傷病については、公務により生じた災害と認定されましたので、戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

### 記

1 氏 名

2 傷 病 名

3 災害発生年月日 年 月 日

4 認 定 番 号

## (改正後)

### 補 償 の 内 容

#### 1 あなたが被災学校医等である場合

##### (1) 療養補償

公務上の負傷又は疾病については、次の範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けることができます。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- カ 移送

##### (2) 休業補償

公務上の負傷又は疾病の療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合で給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、その期間、補償基礎額の60/100に相当する金額の休業補償を受けることができます。

##### (3) 傷病補償年金

公務上の負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後において、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号。以下「令」という。)に定められている程度の障害の状態が継続しているときは、その期間、その程度に応じて傷病補償年金を受けることができます。

なお、傷病補償年金を受ける場合には、休業補償を受けることができません。

##### (4) 障害補償

公務上の負傷又は疾病が治ったとき、令に定められている程度の身体障害が残ったときは、その程度に応じて年金又は一時金の障害補償を受けることができます。

##### (5) 障害補償年金前払一時金

年金の障害補償を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることができます。

なお、障害補償年金前払一時金を受ける場合には、年金の支給は、一定期間停止されることになります。

##### (6) 介護補償

傷病補償又は障害補償を受けることができる場合で、令で定める障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間(病院等に入院している期間を除く。)、介護補償を受けることができます。

#### 2 あなたが被災学校医等以外の者である場合

##### (1) 遺族補償

あなたが公務上死亡した学校医等の遺族であって、学校医等の死亡の当時、その収入によって生計を維持しており、次の①から⑦までに該当する場合は年金の、その他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。

- ① 妻及び60歳以上の夫
- ② 18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

## (改正後)

- ③ 60歳以上の父母
- ④ 18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- ⑤ 60歳以上の祖父母
- ⑥ 18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は60歳以上の兄弟姉妹
- ⑦ 55歳以上60才未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹

ただし、学校医等の死亡の当時、令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、年齢に関係なく年金を受けることができます。

遺族補償年金を受ける順位は、上記①から⑦までの番号のとおりであり、⑦に掲げる者にあつては、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の順序となります。遺族補償年金は上記の順序による最先順位者(遺族補償年金を受ける権利を有する者)に対して支給されます。ただし、⑦に掲げる者は、60才に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。

### (2) 遺族補償年金前払一時金

あなたが、(1)により遺族補償年金を受ける権利を有する場合には、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族補償年金前払一時金を受けることができます。

なお、遺族補償年金前払一時金を受ける場合には、遺族補償年金の支給は、一定期間停止されることとなります。

### (3) 葬祭補償

あなたが公務上死亡した学校医等の葬祭を行う者である場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して令で定める金額の葬祭補償を受けることができます。

### (4) 障害補償年金差額一時金

あなたが年金の障害補償の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が、令に定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けることができます。

### (5) 未支給の補償

あなたが補償の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかった分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。

(注)1 あなたは、上記の事由に該当したときは、それぞれの事由に応ずる補償が受けられますので、速やかに請求書を提出してください。ただし、令の規定により制限を受ける場合もあります。

2 補償を受ける権利は、これを行ふことができる時から2年間(障害補償及び遺族補償については、5年間)行使しないときは、時効により消滅します。

3 実施機関の行う補償の実施について不服がある場合には、戸田市公平委員会に対して審査請求をすることができます。

4 その他詳細については、戸田市教育委員会に問い合わせてください。

**戸田市 学校における働き方改革基本方針  
(案)**

**令和2年4月1日 ～ 令和4年3月31日**

**令和2年4月**

**戸田市教育委員会**

## 学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方

### 1 目的

学校教育において、学習指導のみならず、児童生徒の状況を教師が総合的に指導する「日本型学校教育」は国際的にみても高く評価されているとされております。一方で、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化するとともに、学校に求められる役割は増大し、教師に多大な負担がかかっていることが指摘されています。県教育委員会が平成28年度に実施した「勤務状況調査」により、教員の在校時間が長時間傾向となっていることが明らかとなっています。近年、国では「働き方改革」や「人生100年時代」についての検討が進められています。しかしながら、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続けています。また、子供たちが予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力の確実な育成を目指した新学習指導要領の全面実施への対応により、更なる時間の確保が必要となっています。

そのような中、教員が健康を害すれば、その家族や子供たちへの影響は計り知れません。毎日健康で教壇に立ち、未来を生き抜くために必要な力を育むためにも、教員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念することで学校教育の質の維持向上を図る必要があります。

このため、教員のほか、事務職員等も含めた全ての教職員を対象とした「基本方針」を策定することで、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うため、働き方改革を推進し、多忙化解消・負担軽減を確実に進め、学校教育の質の維持向上を図ることとしました。

### 2 調査から見てきた教諭の働き方の現状

(平成28年度 勤務状況調査 (埼玉県教育委員会))

#### (1) 在校時間

①勤務時間を除いた1ヶ月の在校時間が45時間を超える教諭の割合 (土日を除く)

小学校 78.5% 中学校 81.2%

②勤務時間を除いた1ヶ月の在校時間が80時間を超える教諭の割合 (土日を除く)

小学校 23.4% 中学校 31.6%

#### (2) 勤務時間を除いた在校時間における主な執務内容

小学校 授業準備 44.2% 学級経営 25.6%

中学校 授業準備 32.2% 部活動 24.7%

「勤務状況調査」では、(1)のとおり、勤務時間及び土日を除いた1ヶ月の在校時間が45時間を超える教諭の割合や、80時間を超える教諭の割合が高いことがわかりました。

厚生労働省の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く)の認定基準」によると、月当たりの時間外労働がおおむね45時間を超えて長くなるほど、脳・心臓疾患の発症と業務との関連性が「徐々に強まる」とされています。また、当該疾患発症前2ヶ月から6ヶ月平均で、月当たりの時間外労働が80時間を超えた場合は、発症と業務との関連性が「強い」とされています。

(2)の「勤務時間を除いた在校時間における主な執務内容」からは、全ての学校種別で「授業準備」が上位を占めていること、中学校においては部活動の割合が高く、いわゆる「超勤4項目<sup>1)</sup>」以外の業務に教諭が対応している時間が長時間化している実態が生じていることが明らかになりました。

- 3 戸田市の課題（平成28年度教職員の実態調査（戸田市負担軽減検討委員会））  
勤務時間を除く在校時間が長く、仕事の持ち帰りの状況がある。  
授業準備や自らの専門性を高めるための時間の確保がされているとは限らない。

#### 4 目標

「2. 調査から見えてきた教諭の働き方の現状」及び「3. 戸田市の課題」を解決するために、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省）」（以下、「ガイドライン」と略記）が法的根拠のある指針に格上げされたことを受け、「ガイドライン」、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（文部科学省）」（以下、「指針」と略記）及び「学校における働き方改革基本方針（埼玉県教育委員会）」を踏まえ、以下のように本市における目標を策定しました。

教員<sup>\*1</sup>の時間外在校等時間<sup>\*2</sup>の上限時間

- ① 1か月の時間外「在校等時間」について45時間以内
  - ② 1年間の時間外「在校等時間」について360時間以内
- なお、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情<sup>\*3</sup>により業務を行わざるを得ない場合は、
- ③ 1か月の時間外「在校等時間」を100時間未満
  - ④ 1年間の時間外「在校等時間」を720時間以内、連続する複数月の平均時間外「在校等時間」を80時間以内、時間外「在校等時間」45時間超の月を年間6か月まで

<sup>1</sup> 公立学校の教育職員に時間外勤務を命ずる場合には、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限り、次の4つの業務に従事する場合とする。①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものという。）に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

\*<sup>1</sup> 行政職員等については、36協定を締結する中で、働き方改革推進法に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用される。

\*<sup>2</sup> 文部科学省が策定した「ガイドライン」及び「指針」に基づくもの。

時間外在校等時間＝①在校時間－②校内の自己研鑽等の時間

＋③校外の研修や子供引率等の時間－④休憩時間－⑤所定の勤務時間

①…学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間

②…所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間やその他業務外の時間。自己申告に基づき除く。

※自己研鑽の時間とは、例えば、教師が幅広くその専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、教科に関する論文を執筆したり、教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加したり、自らの資質を高めるために資格試験のための勉強を行ったりする時間

※その他業務外の時間とは、例えば、朝早めに出勤して新聞を読んだり読書をしたりする時間や、勤務時間終了後の夕食の時間、学校内で実施されるPTA活動に校務としてではなく参加している時間、地域住民等としての立場で、学校で行われる地域活動に参加している時間等

③…校外での勤務について、職務として行う研修への参加の時間や子供の引率等の職務に従事している時間。時間外勤務命令に基づくもの以外も含める。

※職務として行う研修とは、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、県教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修が含まれる。ただし、職務専念義務を免除されて行う研修（いわゆる「職専免研修」）は、ここでいう「職務として行う研修」には含まれない。

※職務として行う子供の引率等とは、校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務等が含まれる。このほか、家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられる。

(その他)

※自宅等に持ち帰って業務を行った時間については、在校等時間の上限を厳守することのみが目的化し、それにより自宅等における持ち帰り業務の時間が増加することはあってはならないこと、本来業務の持ち帰りは行わないことが原則であることを踏まえ、「在校等時間」には含まれない。

※週休日や休日等の業務も、校務として行っている勤務の時間については「在校等時間」に含まれる。

\*<sup>3</sup> 臨時的な特別の事情とは、「指針」のとおり、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合

なお、行政職員等（事務職員等、技術職員、技能職員及び学校栄養職員）については、いわゆる「36協定」を締結する中で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用されます。

この目標達成に向け、総合的な取組を行うことにより、全ての本市小・中学校における在校等時間の長時間化の改善を図ることとします。

## 5 目標達成に向けた4つの視点

教職員は、学習指導、児童・生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等の学校が担うべき業務のほか、その関連業務についても範囲が曖昧なまま行っている実態があり、これらの業務の中には、必ずしも教職員が担う必要のない業務が含まれています。

「4 目標」達成のためには、教職員の健康管理を意識した働き方や教職員定数の改善等の教育条件の整備、教職員の専門性を踏まえ、子供に直接関わる教育活動から優先順位をつけて業務を削減することや、保護者や地域の理解・連携が不可欠となります。そのため、「教職員の健康を意識した働き方の推進」、「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」、「教職員の負担軽減のための条件整備」、「保護者や地域の理解と連携の促進」の4点を目標達成のための視点としました。

## 6 フォローアップ

- (1) 出退勤管理システムによる客観的な在校等時間の把握と各学校での教職員の健康管理への活用
- (2) 授業や校務等に対する支援体制の強化と学校現場の環境整備
- (3) 行事、会議の精選、教材研究等の効率化、不要な業務等の見直し

働き方改革の取組を着実に実施していくため、業務改善の取組を促進し、フォローアップを行います。

(1) については、平成28年度から全小・中学校にICカードの端末を配置し、出退勤管理ソフトを使っての客観的な在校時間の把握を導入し、教職員の在校等時間を客観的に把握することで、各学校においては教職員の健康管理を行っています。今後も、客観的な把握をするとともに、教職員の健康管理を行ってまいります。

(2)については、課題を抱える学校へのスクールカウンセラー、さわやか相談員、学習支援員、教育支援員や特別支援学級補助員、肢体不自由児支援員等を配置していくことで、支援体制の強化を図ってまいります。また、環境整備として、校務員を各校に配置し、教員の印刷業務等のサポート、さらにはICT機器の積極的な導入を図ってまいります。

(3)については、県教育委員会が進めている国の委託事業「学校における業務改善加速事業」で推進している「カエル会議」を全校に設置していくよう取り組み、各校で実践的な取組を検討するよう促してまいります。

## 7 今後の進め方

戸田市教育委員会においては、この「基本方針」に基づき、取組を進めます。

また、戸田市立小・中学校においても、「基本方針」に基づき、「学校における働き方改革」を推進していきます。

## 目標達成に向けた4つの視点と主な取組（詳細）

### 教職員の健康を意識した働き方の推進

#### 教職員の健康管理の推進

- 勤務が長時間となっている教職員に産業医等による面接指導の勧奨を働きかけます。
- 面接指導を受けた教職員への校内協力体制の確立や校務分掌の見直しなどの適切な対応について教育委員会を通じて各学校に働きかけるとともに、健康維持増進の視点から休暇等取得促進を呼び掛けます。
- ストレスチェックの集団分析方法、結果についての情報提供を行います。
- 教職員の健康管理推進のための出退勤管理システムにより在校等時間を把握します。
- 負担軽減を検討する組織（カエル会議）を確立し、業務改善を進めます。
- 毎月、勤務が長時間となっている学校及び教職員の勤務状況を明らかにし、業務の平準化に向け各校での改善の手立てを講じさせるとともに、データを定例教育委員会内で共有・検討し勤務状況の分析を行う。

#### 労働安全衛生に基づく職場改善

- 学校に対し、埼玉県教育委員会安全衛生委員会の活動状況等の情報提供を行います。
- 学校に対し、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制を整備するよう働きかけます。

#### 週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備

- 週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、校長会議等で指導します。
- 教職員に対して「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、説明することにより、制度等の一層の理解を深めます。
- 学校に対し、妊娠教職員の勤務軽減に向け、制度の周知を図ります。
- 職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指します。
- 休暇制度等について、県の動向を踏まえ、日数増や取得要件の緩和取得手続きの簡略化を検討します。
- 産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、事務を滞りなく進めます。

## 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

### 教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる縮減

○教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる精選

### 学校への調査等の縮減の推進

○教育委員会の要請に基づく教育事務所による学校訪問について、過度な応対や接待は必要ない旨や訪問の際の資料等の簡略化、学校の業務状況への配慮をするように働きかけます。

○調査研究事業等で、学校へアンケートを実施する際には、既に行われている調査や公表数値等を活用するなど調査回数や項目の見直し、削減を行います。

### 関係団体等が主催する大会、コンクール等の縮減の要請

○文化的行事や展覧会等について、縮減、廃止等の見直しよう働きかけます。

○体育的行事については、児童生徒や教職員の健康や安全に配慮し、大会の厳選や大会までの取組を含めた実施運営上の見直しを検討するよう学校に働きかけます。

○各種関係団体に対し、週休日等に実施される大会や記録会において、学校職員を運営要員としないよう求めると共に、大会や記録回答の縮減を含んだ負担軽減を図るよう働きかけます。

## 教職員の負担軽減のための条件整備

### 教育条件整備

○児童生徒の実態を考慮し、小学校2年生、中学校1年生での少人数学級編制を引き続き実施します。

### 専門職員の配置及び障害者雇用の推進

○障害者が働きやすい職場をつくるため支援員の配置など必要な予算の確保に努めます。

### 業務の効率化の推進

○成績処理や指導要録等の事務処理に係る負担軽減のためのICTの活用を推進するため、今後も「統合型校務支援システム」を活用していきます。

○県内の市町村教育委員会や学校、他都道府県における先行事例等を紹介すると共に、進路指導における負担軽減に向けた検討を行うなど、学校の業務の効率化を推進します。

## 保護者や地域の理解と連携の促進

### 教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

○放課後から夜間などに実施する見回り等については、地域の実情に応じて必要性を精査するよう働きかけます。

### 「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進

○「ふれあいデー」に関する趣旨をホームページ上で周知し、保護者や地域に対しても丁寧な説明を行います。

○保護者や地域への緊急連絡先などの周知など、緊急対応に支障がないように配慮します。

### 「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」の推進

○戸田市部活動方針について、ホームページ上に公表すると共に、必要に応じてその意義について丁寧に説明を行います。

# 戸田市 学校における働き方改革基本方針(案) 令和2年から令和3年まで

## 1. 基本方針の目的

働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る。

## 2. 調査から見えてきた教諭の働き方の現状 (平成28年度 勤務状況調査(埼玉県))

- (1) 在校時間調査
- ① 勤務時間を除いた1ヶ月の在校時間が45時間を超える教諭の割合(土日除く)  
小学校 78.5% 中学校 81.2%
  - ② 勤務時間を除いた1ヶ月の在校時間が80時間を超える教諭の割合(土日除く)  
小学校 23.4% 中学校 31.6%
- (2) 勤務時間を除いた在校時間における主な執務内容
- |          |       |      |       |
|----------|-------|------|-------|
| 小学校 授業準備 | 44.2% | 学級経営 | 25.6% |
| 中学校 授業準備 | 32.2% | 部活動  | 24.7% |

## 3. 戸田市の課題 (平成28年度教職員の勤務実態調査(戸田市負担軽減検討委員会))

- 勤務時間を除く在校時間が長く、仕事の持ち帰りの状況がある。
- 授業準備や自らの専門性を高めるための時間の確保がされているとは限らない。

## 4. 目標

教員の時間外在校等時間の上限時間 (教員以外の行政職員等は36協定を締結する中で上限規制を適用する。)

- ①1か月の時間外「在校等時間」について45時間以内
- ②1年間の時間外「在校等時間」について360時間以内  
児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、
- ③1か月の時間外「在校等時間」を100時間未満
- ④1年間の時間外「在校等時間」を720時間以内、連続する複数月の平均時間外「在校等時間」を80時間以内、時間外「在校等時間」45時間超の月を年間6か月まで

## 5. 目標達成に向けた4つの視点

- (1) 教職員の健康を意識した働き方の推進
- (2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- (3) 教職員の負担軽減のための条件整備
- (4) 保護者や地域の理解と連携の促進

## 6. フォローアップ

- (1) 出退勤管理システムによる客観的な在校等時間の把握と各学校での教職員の健康管理への活用
- (2) 授業や校務等に対する支援体制の強化と学校現場の環境整備
- (3) 行事、会議の精選、教材研究等の効率化、不要な業務等の見直し

## 議案第14号

戸田市立小・中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する指針に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「教育職員」とは、戸田市立小・中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭をいう。（業務量の適切な管理等）

第3条 戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（法第7条第1項の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時

間を超えて業務を行う月数について6か月

- 3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第3次戸田市  
子どもの読書活動推進計画（案）

2020年度～2024年度

# 目 次

---

---

第1章	はじめに	
1	計画策定の目的	1
2	計画の背景（国・県・市の状況）	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の期間	3
5	計画の対象	3
第2章	第2次計画の取り組みと課題	
1	第2次計画の取り組み	4
2	第2次計画及びアンケート結果を踏まえた課題	8
第3章	第3次計画の基本的な考え方	
1	基本理念	10
2	基本方針	10
3	評価指標及び数値目標	11
4	計画の進行管理	11
第4章	子どもの読書活動推進のための方策	
1	基本方針1 発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供と充実	12
2	基本方針2 読書環境の整備・充実	16
3	基本方針3 読書活動の普及・啓発	18
4	基本方針4 読書活動の推進体制の整備	19
	<b>【資料編】</b>	
○	子どもの読書活動の推進に関する法律 （平成13年12月12日法律第154号）	23
○	アンケート調査実施概要	26
○	アンケート調査結果	28
○	アンケート質問用紙	66
○	計画策定経過	93
○	第3次戸田市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱	94
○	第3次戸田市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿	96

# 第1章 はじめに

---

---

## 1 計画策定の目的

子どもにとって読書は、さまざまな発見や感動、そして知る喜びをもたらします。読書を通じて、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていきます。

しかしながら、近年情報メディアが急速に変化・発展し、子どもたちを取り巻く社会環境に大きく影響が及び、時代の変化と併せて子ども達の読書離れが深刻化しています。こうした中、子どもたちが本当に必要とする知識や情報を得るためにも、子どもの発達段階に応じた、読書環境の整備や充実が必要です。

戸田市では、国や県の動向や時代の変化をふまえ、子どもたちが本に親しみ、楽しめるよう読書環境をより良くするために、平成21年3月に「第1次戸田市子どもの読書活動推進計画」を、平成26年に「第2次戸田市子どもの読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校の連携や協力により、様々な取組を行い、読書活動の推進を図るよう努めてまいりました。

本来であれば、第2次計画の最終年度となる平成30年度に、第3次計画を策定する予定でしたが、平成30年10月から始まった図書館・郷土博物館の大規模設備改修工事に伴い、図書館本館を平成30年7月から令和2年3月まで休館することから第2次計画期間を1年間延長することといたしました。

大規模な設備改修工事を経て、図書館本館は令和2年4月から指定管理者による運営となります。各関係部署との連携をさらに強化し、より一層読書活動の推進を図っていくため、ここに「第3次戸田市子どもの読書活動推進計画」を策定するものです。

## 2 計画の背景（国・県・市の状況）

### （1）国の動向

平成13年12月	子どもの読書推進法公布
平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行
平成14年8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 (第一次) (閣議決定)
平成17年7月	「文字・活字文化振興法」交付・施行
平成20年3月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 (第二次) (閣議決定)
平成25年5月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 (第三次) (閣議決定)
平成30年4月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 (第四次) (閣議決定)

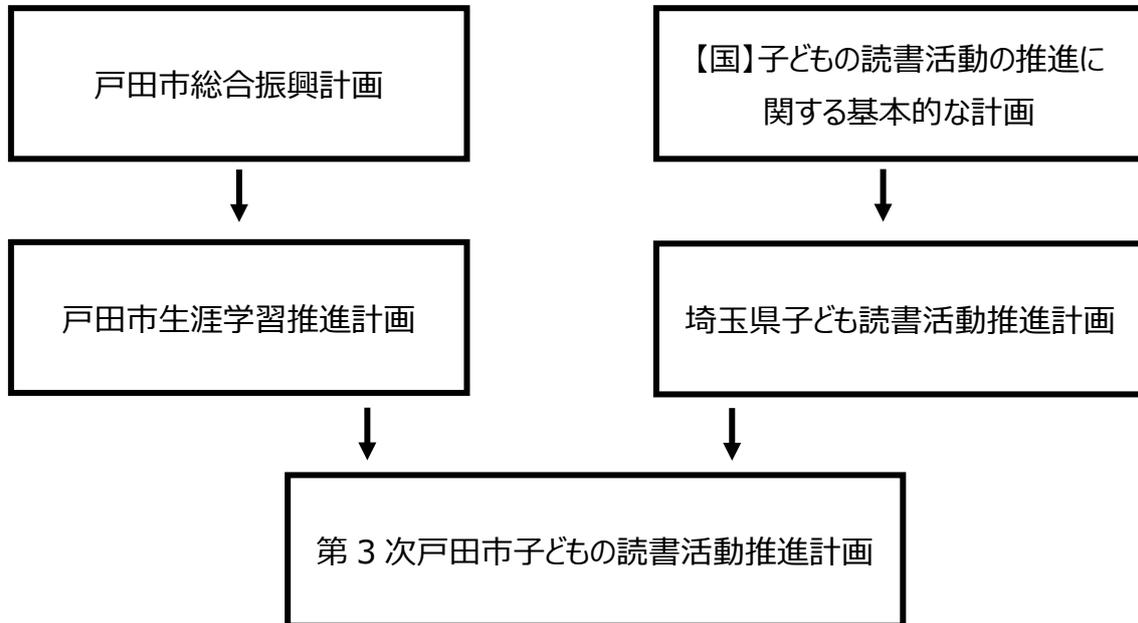
### （2）県の動向

平成16年3月	「埼玉県子ども読書活動推進計画」策定
平成21年3月	「第二次埼玉県子ども読書活動推進計画」策定
平成26年7月	「第三次埼玉県子ども読書活動推進計画」策定
平成31年3月	「第四次埼玉県子ども読書活動推進計画」策定

### （3）市の動向

平成21年3月	「戸田市子どもの読書活動推進計画」策定
平成22年3月	「戸田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」策定
平成23年3月	「戸田市第4次総合振興計画」策定 「第2次戸田市教育振興計画」策定
平成24年3月	「第3次戸田市生涯学習推進計画」策定
平成26年3月	「第2次戸田市子どもの読書活動推進計画」策定
平成28年3月	「第3次戸田市教育振興計画」策定
平成29年3月	「第4次戸田市生涯学習推進計画」策定

### 3 計画の位置づけ



### 4 計画の期間

この計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

### 5 計画の対象

この計画の対象は、おおむね18歳以下の子どもとその保護者、子どもの読書活動の推進の関係者等も含みます。

# 第2章 第2次計画の取り組みと課題

## 1 第2次計画の取り組み

第2次計画期間における主な取り組みは次のとおりとなります。

### (1) 家庭・地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(生涯学習課)

○市内3ヶ所にある公民館では、1～4歳児とその保護者を対象に絵本の読み聞かせ、わらべうた、紙芝居等をする「親子で楽しむ子育て講座」や入園前の幼児とその保護者を対象に絵本の読み聞かせや折り紙等をする「親子で楽しむ絵本と遊び」など家庭での読み聞かせの推奨を目的とした講座を数多く開催しました。

(障害福祉課)

○児童発達支援センターに通う児童や保護者に対して、絵本の読み聞かせを実施し、児童の本と出会う機会の拡充だけでなく、保護者に対する読書に関する周知、啓発の促進や家庭での読み聞かせの推奨に努めました。

(保育幼稚園室)

○市内7か所にある市立保育園において、4・5歳児を対象にしたストーリーテリング(素話)をする「おはなし会」を、うち2ヶ所では3歳児を対象にした「わらべうた遊び」を実施し、さらに園児と保護者を対象にした「絵本とわらべうた講座」を公立保育園に併設されている子育て支援センターにて開催し、本と出会う機会の拡充に努めました。

(児童青少年課)

○市内2ヶ所にある児童センターにおいて、乳幼児とその保護者を対象に読み聞かせや手遊びを親子で一緒に本に触れる機会や遊ぶ機会を増やし、本と出会う機会の拡充や家庭での読み聞かせの推奨に努めました。

(図書館)

○毎週読み聞かせを中心とした集会事業を展開し、2歳～小学低学年の児童とその保護者を対象に絵本とわらべうたの読み聞かせ、ストーリーテリ

ングの他、科学読物研究家を招いて実験を取り入れた講座を実施し、本と出会う機会の拡充や家庭での読み聞かせの推奨に努めました。

### (2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

#### (障害福祉課)

○視覚障害のある子どものため、日常生活用具として文字の拡大や色・コントラストを変えて見えやすくする「拡大読書器」給付を行いました。

#### (こども家庭課)

○戸田公園駅前にある「子育て広場」や市内7ヶ所ある「親子ふれあい広場」において、乳幼児向けの絵本を配置して親子が自由に読むことができるようにし、常駐しているアドバイザーによる絵本の読みきかせや、大型絵本を用いた読み聞かせイベントを開催し、本と出会う機会の拡充や家庭での読み聞かせの推奨に努めました。

#### (保育幼稚園室)

○市立保育園で幼児の年齢に合った絵本の冊数を充実させ、貸出を行うことで、本と出会う機会の拡充を図り、人気の貸出絵本やおすすめの絵本を園内に掲示し、コメント付で絵本の紹介をして保護者への読書に関する周知、啓発の促進を図りました。

#### (児童青少年課)

○市内の児童センターでは児童向けの図書の冊数を年々増やすとともに、他の市内施設で不要となった本をリサイクルし、活用しました。

#### (図書館)

○子供の読書活動推進や調べ学習の充実を目的に、市内小学校及び中学校と連携を図り、クラス（学級）単位で団体貸出を実施しました。

○市内小学校及び中学校との連携を目的とし、施設見学を積極的に受入れ、図書館の役割や利用方法を説明したり、「戸田市中学生社会体験チャ

レンジ事業」に積極的に参加し、職場体験を通して図書館の利用の拡充を図りました。

### (3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

(教育政策室・小学校・中学校)

○市内12ヶ所にある市立小学校及び市内6ヶ所にある市立中学校において、戸田市学校図書館図書整理員（以下「本好きサポーター」という。）を配置し、学校図書館の環境整備を図るとともに、各校の司書教諭と連携を図り、学校図書館が授業等で利用しやすいものとなりました。

(保育幼稚園室)

○市立保育園では、日常の保育や行事の中に積極的に絵本を取り入れ、読み聞かせで読んだ絵本を掲示し、保護者に紹介することで幼児と保護者に対し、読書活動の啓発と促進に努めました。

(図書館)

○児童書の周知、啓発のための広報活動として、児童向け図書館報「わいわいだより」、小学校1年生向き図書の紹介冊子「おめでとう！いちねんせい」、本館の新作児童書の一部を紹介するリスト「新しい絵本のリスト」のように、様々な年代に対して刊行物を発行しました。

○親子の触れ合いと赤ちゃんの健やかな成長を目的に、戸田市福祉保健センターと連携し、「4ヵ月児健診」に来た親子を対象に、趣旨の説明と絵本の読み聞かせ、絵本と絵本紹介冊子「あかちゃんの小箱」を贈呈するブックスタート事業を毎月1回実施し、読書の情報に関する周知、啓発の促進に努めました。

○平成29年度から4月に市内小学校新1年生全児童に「戸田市子供読書手帳」の配布を開始し、読書に関する周知、啓発の促進に努めました。

### (4) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

#### (こども家庭課)

○地域における子育て支援に意欲の高い市民等に対し、子育て支援や保育等の専門的知識・技術能を習得するための研修を実施し、「子育て支援員」として認定された後は市内の地域子育て支援拠点において絵本の読み聞かせ等を実施しました。

#### (保育幼稚園室)

○市内保育園及び保育施設で働いている保育士の資質及び保育技術の向上を図るべく、わらべうたや絵本の読み聞かせの研修を実施した。また、平成29年度からは保育園職員による研究会を実施し、「絵本から広がる子どもの世界」というテーマで各保育園において実施報告を行いながら、講師に助言をいただき、市内の全保育施設の職員が参加する「研究実践報告会」にて共有を図りました。

#### (図書館)

○図書館の読み聞かせ関連の講座を「おはなしボランティア」と連携して、企画・運営するとともに、ボランティアの児童本の知識と読み聞かせ等のスキルの向上を図るため、年間10回程度「おはなしボランティア養成講座」を開催しました。

○「第2次戸田市子どもの読書活動推進計画」を推進すべく、「戸田市子どもの読書活動推進委員会」を設置し、計画期間中の各年度において計画関係課に基本方針に対する取り組みの進捗及び推進状況を報告してもらい、現状や動向を把握するとともに、情報共有を図りました。

## 2 第2次計画及びアンケート結果を踏まえた課題

### (1) 保護者や関係者への子どもの読書活動についての更なる普及・啓発

ブックスタート事業をはじめ、様々な機会を利用して保護者への啓発に努めていますが、価値観が多様化する現代社会においては、インターネット、ゲーム機、携帯電話やスマートフォンなどの普及による子どもの生活環境の変化もあり、読書習慣が身についている子とそうでない子の差が大きくなっています。

児童・生徒へのアンケート調査結果の中で、1か月間の読書量については「3冊以下」は40%であったのに対し、「7冊以上」は38.4%で前回調査（平成25年）に比べ5.5ポイント増加している状況です。いかにより多くの保護者に、子どもの読書活動の重要性を理解してもらおうかが課題となっています。

子どもの成長には、幼稚園・保育園、学校、家庭以外にも、公民館、児童館、図書館など様々な機関と地域が関わっています。これら子どもに関わる各機関や関係者に対し、子どもの読書活動についての理解や関心をさらに普及・啓発していくことが必要です。

### (2) 「読書離れ」が顕著化している中学生への支援の強化

今回のアンケート調査によると、成長するにつれて、本を読むことが好きである児童・生徒の人数、本を読む冊数、学校図書館、市立図書館の利用頻度が減少する傾向にありました。特に、興味や関心が広がる中学生においては、「読書離れ」が顕著になっています。しかし、心身の成長が著しい中学生は、読書に対する興味を持つことができれば、自発的に豊かな読書体験を積むことができる年代でもあります。市立図書館と中学校との連携を密にし、どのように中学生の読書活動を支援していくかが課題となっています。

(3) 図書館と保育園・幼稚園・学校等との連携の強化

施設(保育園、幼稚園、小中学校等)へのアンケート調査結果等では、おむね読書活動の取組が行われていますが、読書活動の取組が少ない施設もあります。小学校をはじめ、施設での読み聞かせ等が、施設の職員や保護者や地域のボランティアにより積極的に実施されていますが、施設によっては、読み聞かせをお願いできるボランティアに来てほしいといった要望もありました。

図書館では、団体や施設に、団体貸出、大型絵本の貸出、出前講座などを実施してきましたが、さらなる連携を求める意見があります。また、図書館は市内小中学校に、クラス単位での団体貸出、出前講座などを実施してきましたが、図書館と学校、学校図書館とのさらなる連携を求める意見があります。

このことから、図書館が、保育園、幼稚園、小中学校等での読書推進の取組がさらに充実するように働きかけを行い、あわせて図書館と各施設との連携を強化する必要があります。

# 第3章 第3次計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

子どもの読書活動の推進において重要なのは、「著しく成長する子ども達の生活習慣にたくさんの本とふれあう機会を与える」ことだと考えます。幼い頃に「本を読むことの楽しさ」を感じることで、大人になってもその気持ちを忘れずに「本を読むこと」が生活の一部になり、さらには自分の次の世代にもたくさんの本にふれあって欲しいと思うはずです。

これを実現させるには、それぞれの発達段階に応じたきめ細やかな施策を実施するとともに、家庭、学校、地域が連携しそれぞれの立場から、それぞれの特色を生かした読書環境の整備を実施していくことが必要不可欠であり、そのためには多くの子どもに関わる施設や大人たちと協力していきたいと考えています。

本計画は、国や県の方針、前章で挙げた第2次計画の様々な課題を踏まえつつ、より一層の子どもの読書活動の推進に努めてまいります。

## 2 基本方針

基本理念を達成するため、第3次計画では以下の4つを基本方針として推進していきます。

### 基本方針1 発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供と充実

- ・ **施策1** 乳幼児期における読書活動の推進
- ・ **施策2** 小学生期における読書活動の推進
- ・ **施策3** 中学・高校生期における読書活動の推進

### 基本方針2 読書環境の整備・充実

- ・ **施策1** 家庭・地域の読書環境の整備・充実
- ・ **施策2** 市立図書館における読書環境の整備・充実
- ・ **施策3** 学校図書館における読書環境の整備・充実

### 基本方針3 読書活動の普及・啓発

- ・ **施策1** 読書活動の普及・啓発の推進

### 基本方針4 読書活動の推進体制の整備

- ・ **施策1** 読書活動に携わる職員・人材の育成と支援

### 3 評価指標及び数値目標

○本を読むことが好きな子ども（小・中学生）の割合（単位：％）

現状値（2019年・令和元年）	目標値（2024年・令和6年）
51.2%	55.0%

○本を月に1冊以上読む子ども（小・中学生）の割合（単位：％）

現状値（2019年・令和元年）	目標値（2024年・令和6年）
93.2%	95.0%

### 4 計画の進行管理

計画内で掲げた取り組みの進捗状況等について、「（仮）第3次戸田市子どもの読書活動推進委員会」を設置し、そこで毎年度報告・確認を行い、進捗状況等についての点検・評価については「戸田市立図書館運営協議会」などで広くご意見を伺い、諮ってまいります。

また、小中学生と小学生の保護者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果をふまえ、読書活動の推進に努めます。

## 第4章 子どもの読書活動推進のための方策

本市の基本理念を達成していくために、4つの基本方針を立て、それぞれの方針に沿った施策と、その施策を実現するために方策を立て、具体的な取組を実施することにより、子どもの読書活動の推進を目指します。

### 1 基本方針1 発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供と充実

子どもが読書に親しむには、子どものあらゆる生活場面において、本を楽しむ時間を取り入れるための積極的な働きかけが必要です。これらは年代を超えて一律に実施できるものではないことから、0～18歳までを「乳幼児期」、「小学生期」、「中学・高校生期」の3期に分け、その発達段階に応じた施策を実施することで、より実効性のある施策を実現できると考えます。

#### (1) 施策1 乳幼児期における読書活動の推進

親が愛情いっぱいの語りかけをしたり、遊びを通じた様々な体験をしていくことで発達を促す時期であることから、特に「家庭での読書の習慣化」に繋げていく取組が必要です。なお幼児期は集団生活を経験する中で、家族以外の人や動植物などとの関係を作りながら、好奇心、自立性、思いやり等を学んでいきます。

##### ●方策1 本との出会い

妊娠期からの読み聞かせの啓発や赤ちゃんを対象としたブックスタート事業の拡充のほか、乳幼児を対象とした図書館司書やボランティアグループの読み聞かせ等による本との出会いの場をつくります。また、これらを様々な場所で展開できるよう、関係機関との連携に努めます。

##### ●方策2 本との触れ合い

市内の様々な公共施設等において、絵本の読み聞かせ、わらべうた、紙芝居などを継続的に取り入れ、乳幼児が本と触れ合える機会をつくります。

### ●方策3 親子で本を楽しむ

市内の様々な公共施設等において、絵本の読み聞かせ、わらべうた、紙芝居などを継続的に取り入れ、乳幼児とその保護者に参加してもらう講座等を実施します。また保護者が読み聞かせ等を自発的かつ継続的に行えるように絵本の選び方や読み聞かせの方法を学ぶ講座等を開設します。

### ●方策4 保育園等における取組

子どもは保育士等が読む絵本や紙芝居を通して、想像力を育み、豊かな言葉を心の中に取り込んでいきます。保育園等は、図書館と連携して子どもの発達段階に応じた図書を選定することが望まれます。また地域のボランティア等と連携し、子どもが絵本や物語に親しむ環境の整備を図ります。また保護者に対し、家庭での読み聞かせの重要性や読書の喜び等を知ってもらう取組を行います。

## (2) 施策2 小学生期における読書活動の推進

小学校低学年では読み書きができるようになってもしっかりと読む習慣を身に付けることが重要です。また小学校中学年では絵本から文字や活字への移行の時期に当たり様々な本に出会うことが重要です。さらに小学校高学年では語彙も豊かになり想像力も大きく発達する時期に当たり個性や関心に応じた読書指導、読んだ本の他者との共有などが重要です。したがって、以下のとおり小学生期を3つの年代に分け、それぞれの年代に合った読書活動の推進を図り、児童が読書習慣を身に付けることができるよう努めます。

### ●方策1 小学校低学年 ～本を楽しむ～

読み書きできるようになってもしっかりと読む習慣を身に付けることが重要です。家庭や学校では絵入りのやさしい読み物等を楽しんで読む習慣を身に付けられるよう取り組むことも必要です。学校図書館や市立図書館で本の探し方や図鑑の読み方などを教える講座等の実施に努めます。

### ●方策2 小学校中学年 ～いろいろな本に出会う～

ひとり読みもできるようになり、読書の量と範囲を広げることが重要です。物語だけではなく、伝記、科学、歴史など幅広い領域の本や、地域の資料などを収集し、自分で調べる学習に役立てる力を育めるよう取り組むことも必要です。学校図書館や市立図書館での分類の仕組みや辞書の引き方、本の構成などを教える講座等の実施に努めます。

### ●方策3 小学校高学年 ～読み続けたい本を探す～

個性や関心により本の好みが一層強くなる時期なので、フィクションもノンフィクションも、社会科学も自然科学も、多様で広く深い領域にわたる本の紹介が重要です。また子どもたちそれぞれの個性や関心に応じた読書指導が必要となります。自分の読んだ本の紹介や高学年から低学年への読み聞かせ等を行うことにより、読む力、話す力を高めるだけでなく、本の理解を深めることができます。

### ●方策4 読書の習慣化と学校図書館の活用

学校における「読書の時間」の充実のほか、本好きサポーターやボランティア等による読み聞かせやブックトーク等の実施に努めます。読み聞かせボランティア参加の呼びかけや本好きサポーターの計画的な配置に努めます。また学校の授業に学校図書館を積極的に活用できるよう努めます。

### (3) 施策3 中学・高校生期における読書活動の推進

中学・高校生期には、様々な理由から読書離れが進む傾向にあります。しかし、自分の生き方、将来等を考えはじめ、自立性が大きく育つ時期でもあることから、中学・高校生期の読書は非常に重要です。より多くの本に触れることができるよう、読書の機会を増やす方策の推進に努めます。また読書が自己実現につながるよう、自主的な読書を尊重しつつ、必要な時は高度な専門知識等も情報提供できるよう、家族や周囲の人は読書環境を支えていくことが必要です。

#### ●方策1 本に親しむ機会の提供

市立図書館では「戸田市中学生社会体験チャレンジ事業」で積極的に受け入れ、生徒が市立図書館を更に活用しやすくなるよう努めます。また、学校と連携し、図書委員会へ働きかけ、POP展示など、生徒の様々なアイデアを活かした読書活動推進の事業に取り組みます。

#### ●方策2 学校図書館・市立図書館の利用の促進

生徒が資料を活用して学習することを推進し、学校図書館や市立図書館の利用につなげるために、学校図書館ではテーマ展示や印刷物の作成、市立図書館では図書資料提供や資料相談による授業支援等の充実を図ります。

## 2 基本方針2 読書環境の整備・充実

子どもが読書に親しむためには、読書や本を楽しむための環境が整っていないければなりません。そのためには、図書館だけでなく、子どもの生活に関わる施設等において、図書館の計画的な整備といった、子どもの読書活動の場として好ましい環境にするための働きかけが必要です。また、障害のあるなし等に関わらず、すべての子どもたちに読書に親しんでもらうため、積極的な働きかけが必要です。

### (1) 施策1 家庭・地域の読書環境の整備・充実

子どもの読書を習慣付け、継続的なものとするためには、家庭や地域の身近な場所で本を手にとることができる環境作りが必要です。そのためには、市立図書館にある本を、子どもの身近な場所に貸し出すなどの支援を行い、誰もが本と親しむことができる読書環境の整備に努めます。

#### ●方策1 団体貸出の拡充

市立図書館では小・中学校、幼稚園、保育園、学童等の子どもと密接に関わる団体に対し積極的に本の貸出しを実施し、読書環境の充実を図ります。

### (2) 施策2 市立図書館における読書環境の整備・充実

市立図書館は、子どもが本と出会い、本と触れ合い、読書を楽しむことができる魅力的な場となるよう、児童書の充実のほか、本が探しやすい、親しみやすい環境作りに努めます。

#### ●方策1 子ども目線の読書環境・学習環境の整備・充実

市立図書館の児童コーナーの充実を図るほか、表示や展示、レイアウトに工夫を凝らすなど、探しやすい見つけやすい書架作りを行い、子ども目線の読書環境・学習環境の整備・充実を図ります。

### ●方策2 特別な支援が必要な子どもへの取り組み

障害のある子どもや外国語圏の子ども等、読書活動をするうえで、特別な支援が必要な子どもに向けての多様な資料収集、提供に努めます。

### (3) 施策3 学校図書館における読書環境の整備・充実

学校図書館は、子どもが本と出会い、本と触れ合い、読書を楽しむことができる魅力的な場となるよう、児童書の充実のほか、本が探しやすい、親しみやすい環境作りに努めます。

### ●方策1 学校図書館の活用のための環境の整備・充実

市内小学校及び中学校に配置されている本好きサポーターが各校の司書教諭と連携し、学校図書館の資料の充実、環境整備、授業等での積極的利用の促進を図るとともに、児童・生徒に対して読書の推奨、本の紹介、調べ方の案内等を積極的に行い、子どもや教職員にとって本を探しやすく、利用しやすい環境作りに取り組みます。

### ●方策2 学校図書館・市立図書館の連携による環境の整備・充実

市立図書館は、学校図書館の運営や図書に関する様々な相談、学校図書館の環境改善に向けたアドバイスや、図書の定期的な貸出しの実施等に努め、学校図書館と市立図書館との積極的な連携によって学校図書館の環境整備と充実を図ります。

### 3 基本方針3 読書活動の普及・啓発

子どもの読書活動の推進のためには、身近な大人が様々な読書活動を知り、読書の意義について理解と関心を深めることにより、子どもの読書意欲を高め、読書習慣につながっていくと考えられることから、読書に関する様々な取組や情報について広く市民に周知を図ります。

#### (1) 施策1 読書活動の普及・啓発の推進

子どもの読書活動を推進するため、子どもと保護者だけでなく多くの市民に読書の大切さを知ってもらえるよう、読書に関する様々な取組や情報を積極的に収集・発信し、広く周知に努めます。

##### ●方策1 読書活動の普及・啓発活動

子どもの読書に関する事業の展開、読書感想文の取組への啓発、学校図書館、市立図書館の活動を広く周知すること等により、市民への子どもの読書活動の意義についての普及・啓発に取り組みます。

##### ●方策2 読書活動を推進するための広報・情報発信

広報戸田市、教育広報とだ、図書館報等の広報誌、ホームページやSNSを利用した本の紹介など、子どもの読書活動に関する地域の情報等を積極的に収集し、広く情報発信に取り組みます。

## 4 基本方針4 読書活動の推進体制の整備

子どもの読書活動を推進するためには、社会全体で総合的に推進しなくてはなりません。そのためには、家庭、地域及び学校をはじめとする子どもの生活を形成する関係機関が相互に連携・協力することが大切です。また、読書活動の推進を担う人材の連携・協力だけでなく、本や子どもの発達段階における特性など専門知識や技能などの資質向上も必要となります。これを踏まえ、連携や協力による新たな取り組みの創出や情報交換・共有を行うために、関係機関から形成する総合的な推進体制を整備していきます。

### (1) 施策1 読書活動に携わる人材の育成と支援

読書活動に携わる人材の資質向上を図り、情報や課題の共有、また、他の図書館などの関係機関や子どもの読書に関わる地域の団体等との連携に努めます。

#### ●方策1 読書活動に携わる人材の育成と支援

子どもの読書活動に携わる人材を育成するためには、教職員や本好きサポーター、図書館職員等への研修の機会の充実に努めるとともに、連携会議の実施により、課題の把握や情報共有を進め、図書館司書による学校図書館の活動支援に取り組みます。

#### ●方策2 ボランティアや関係機関・団体との連携

読み聞かせなどの活動を活発化させるため、ボランティアの資質向上を支援し、連携・協力するほか、各種活動の紹介などにより、関係機関や子どもの読書活動に関わる地域の団体との連携や情報の共有を図ります。



資 料 編



○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

第百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

---

---

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

---

---

## 【アンケート調査の実施概要】

### (1) 調査の目的

「第3次戸田市子どもの読書活動推進計画」の策定にあたり、第2次戸田市子どもの読書活動推進計画での取組の状況の把握、課題の発見と今後の施策の参考にするために、アンケート調査を実施しました。

### (2) 調査期間

令和元年6月12日～7月17日 36日間

### (3) 調査方法

マークシート方式及び記述方式

### (4) 調査対象

ア 市内小学校（小学校2年生～6年生の児童） 12校 計60学級

※各学年1学級の実施

イ 市内中学校（中学校1年生～3年生の生徒） 6校 計18学級

※各学年1学級の実施

ウ 未就学児の保護者（以下の施設にて実施）

（ア）市立保育園7園

（イ）親子ふれあい広場7ヶ所

（ウ）子育て広場1ヶ所

（エ）障害者福祉施設8施設

（オ）市内児童施設2施設

エ 市内関連施設（以下の施設にて実施）

（ア）市内小中学校18校

（イ）市内高校2校

（ウ）市立保育園7園

（エ）私立保育園36園

（オ）小規模保育事業所11ヶ所

（カ）事業所内保育事業所2ヶ所

（キ）市指定家庭保育室3ヶ所

（ク）認可外保育施設13ヶ所

（ケ）私立幼稚園10ヶ所

（コ）親子ふれあい広場7ヶ所

（サ）子育て広場1ヶ所

（シ）障害者福祉施設8施設

(ス) 市内学童施設 39ヶ所

(セ) 市内児童施設 2施設

(5) 調査実施数

ア 市内小中学生

	対象児童数 (人)	実施児童数 (人)	回収率
小学校低学年 (2・3年)	734	726	98.9%
小学校高学年 (4・5・6年)	1,189	1,161	97.6%
中学生 (1・2・3年)	654	623	95.2%
合計	2,577	2,510	97.4%

イ 未就学児の保護者

	配布数 (部)	実施数 (人)	回収率
市立保育園	735	432	58.7%
親子ふれあい広場・子育て広場	310	163	52.5%
障害者福祉施設	181	71	39.2%
市内児童施設	400	225	56.2%
合計	1,626	891	54.7%

ウ 市内関連施設

配布施設数 159ヶ所

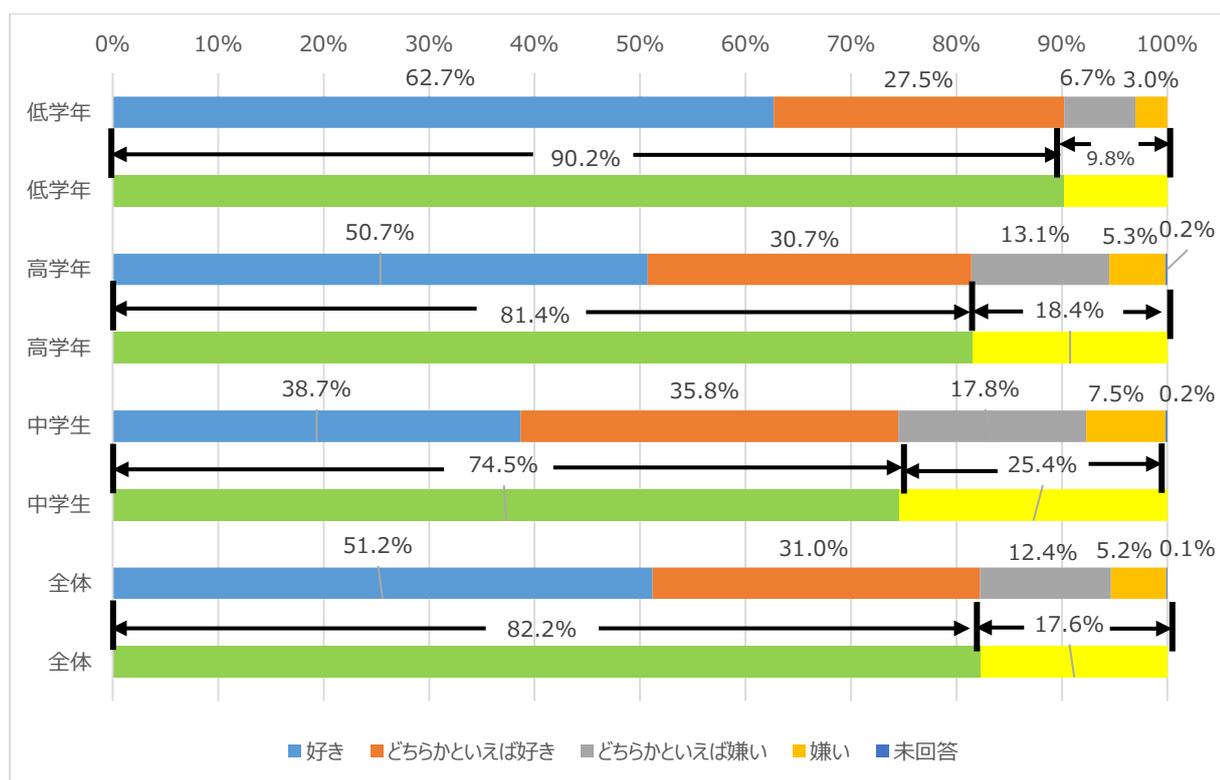
回収施設数 121ヶ所

回収率 76.1%

## 【アンケート調査結果（児童・生徒）】

【問1】あなたは、本を読むことが好きですか。

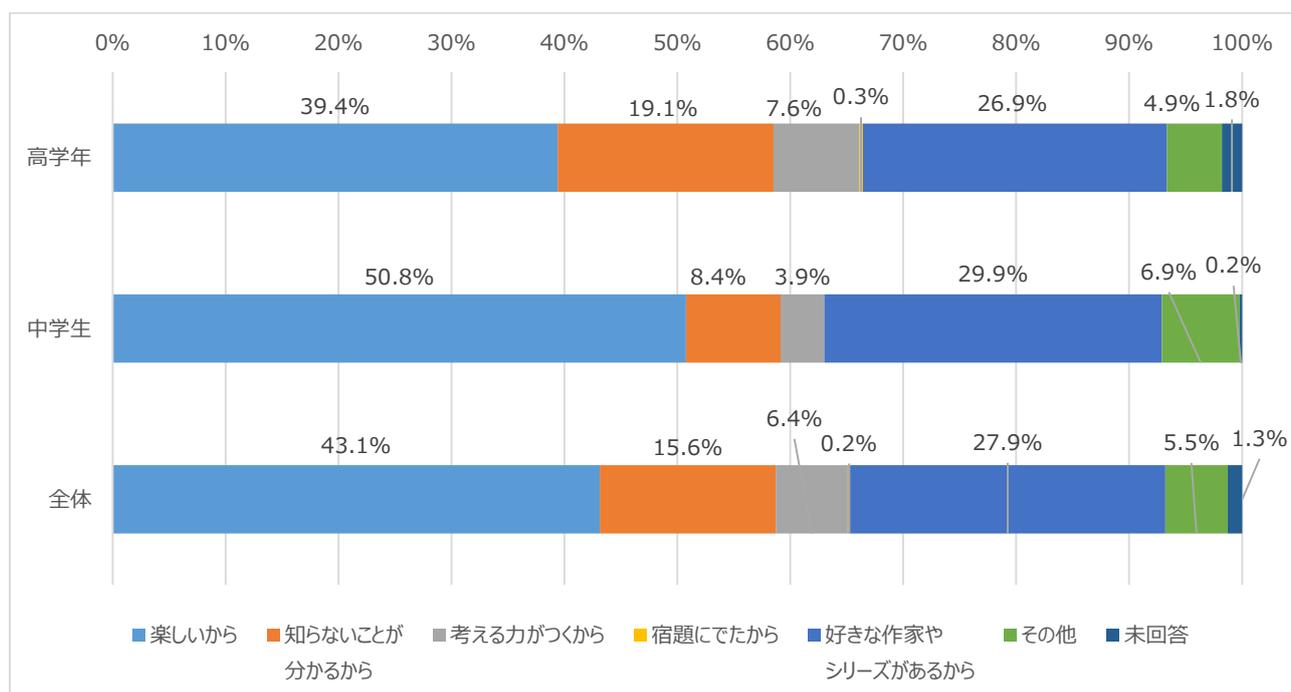
	好き	どちらかといえば好き	どちらかといえば嫌い	嫌い	未回答	合計
低学年	455	200	49	22	0	726
	62.7%	27.5%	6.7%	3.0%	0.0%	100.0%
高学年	589	356	152	62	2	1,161
	50.7%	30.7%	13.1%	5.3%	0.2%	100.0%
中学生	241	223	111	47	1	623
	38.7%	35.8%	17.8%	7.5%	0.2%	100.0%
全体	1,285	779	312	131	3	2,510
	51.2%	31.0%	12.4%	5.2%	0.1%	100.0%



全体では、8割以上(82.2%)が本を読むことが「好き」、または「どちらかといえば好き」と回答し、前回(80.4%)よりも1.8ポイント増えている。はっきり「好き」と回答した割合は、小学校低学年では62.7%、小学校高学年では50.7%、中学生では38.7%であり、成長するにつれて減少している。

## 【問1-①】どんな理由からですか。(小学2～3年以外対象)

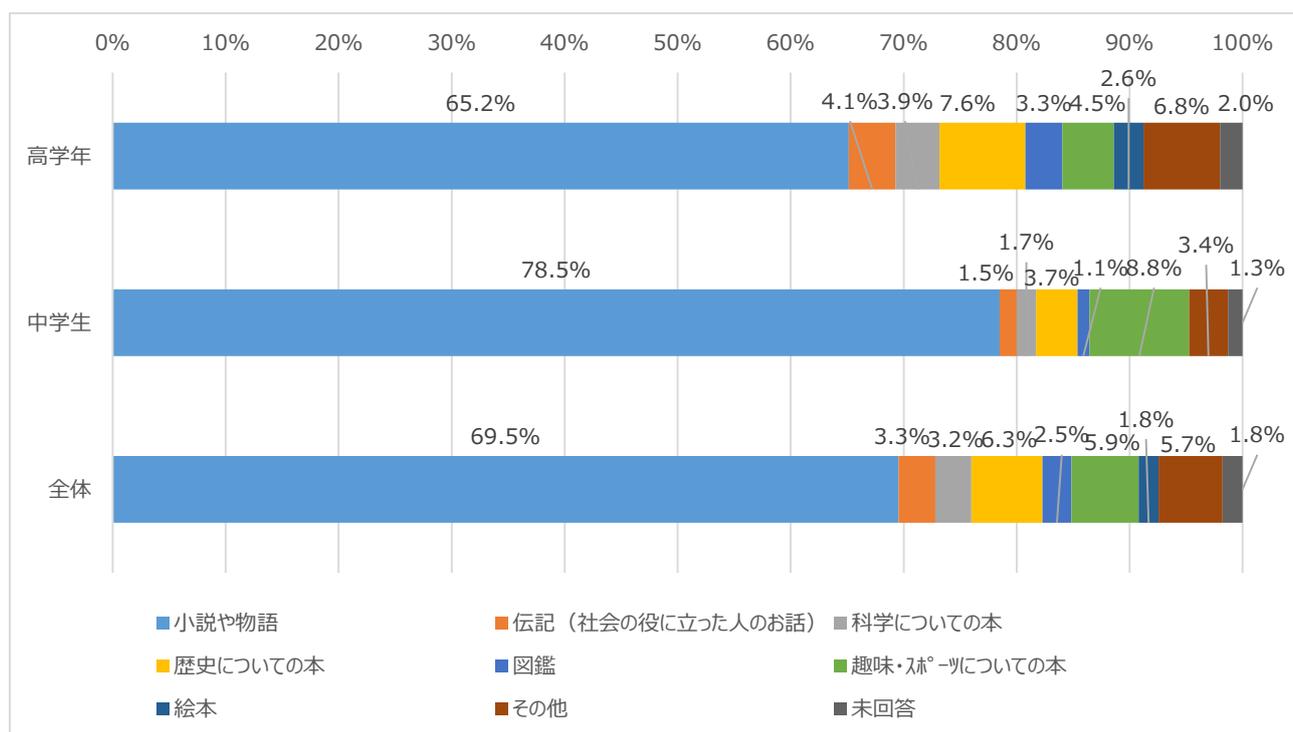
	楽しいから	知らないことが分かるから	考える力がつくから	宿題にでたから	好きな作家やシリーズがあるから	その他	未回答	合計
高学年	373 39.4%	181 19.1%	72 7.6%	3 0.3%	255 26.9%	46 4.9%	17 1.8%	947 100.0%
中学生	236 50.8%	39 8.4%	18 3.9%	0 0.0%	139 29.9%	32 6.9%	1 0.2%	465 100.0%
全体	609 43.1%	220 15.6%	90 6.4%	3 0.2%	394 27.9%	78 5.5%	18 1.3%	1,412 100.0%



読書する理由は、前回同様に、「楽しいから」、「好きな作家やシリーズがあるから」、「知らないことがわかるから」の順となった。中学生全体では、半数以上が「楽しいから」と回答している。

【問1-②】どんな本を読んでいますか。一番よく読む本を1つ選んでください。(小学2～3年以外対象)

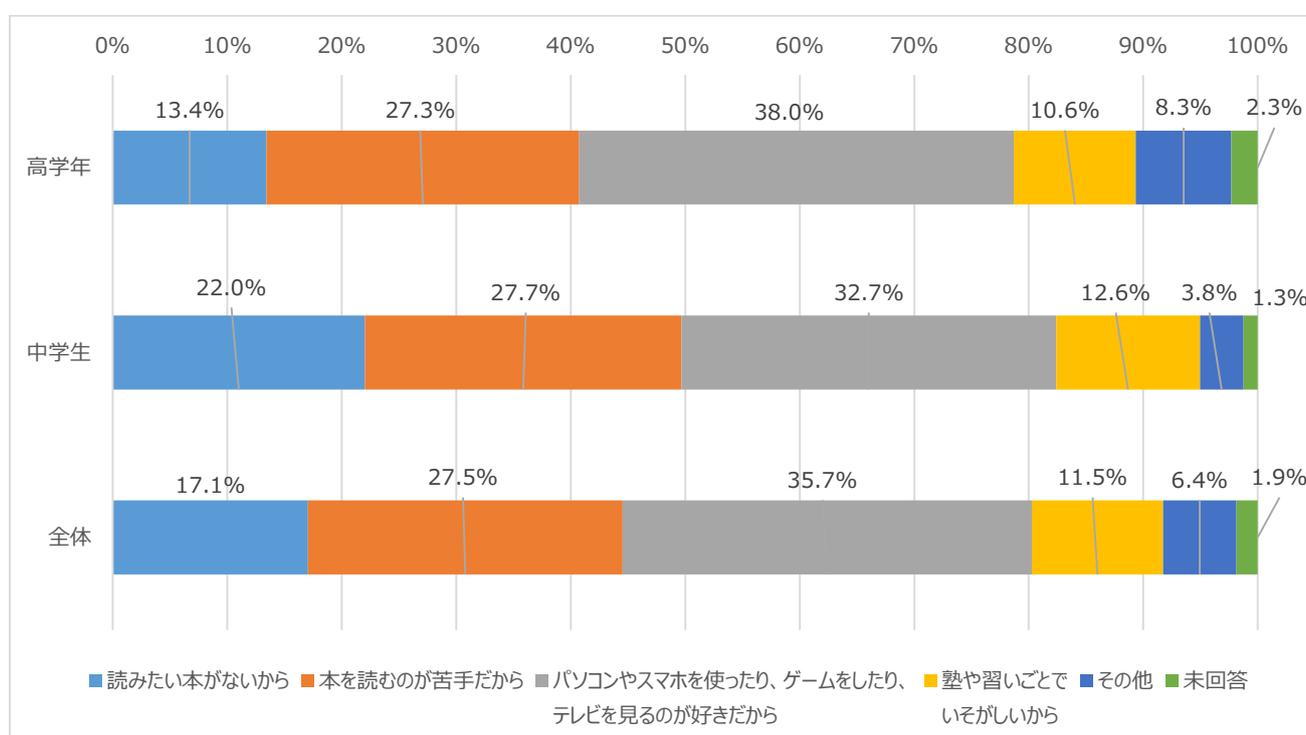
	小説や物語	伝記（社会の役に立った人のお話）	科学についての本	歴史についての本	図鑑	趣味・スポーツについての本	絵本	その他	未回答	合計
高学年	617	39	37	72	31	43	25	64	19	947
	65.2%	4.1%	3.9%	7.6%	3.3%	4.5%	2.6%	6.8%	2.0%	100.0%
中学生	365	7	8	17	5	41	0	16	6	465
	78.5%	1.5%	1.7%	3.7%	1.1%	8.8%	0.0%	3.4%	1.3%	100.0%
全体	982	46	45	89	36	84	25	80	25	1,412
	69.5%	3.3%	3.2%	6.3%	2.5%	5.9%	1.8%	5.7%	1.8%	100.0%



全体では、「小説や物語」をよく読むとの回答が69.5%で、前回(70.7%)と同様に、およそ7割がノンフィクションよりもフィクションを好んでいる。

## 【問1-③】本を読まない理由はなんですか。(小学2～3年以外対象)

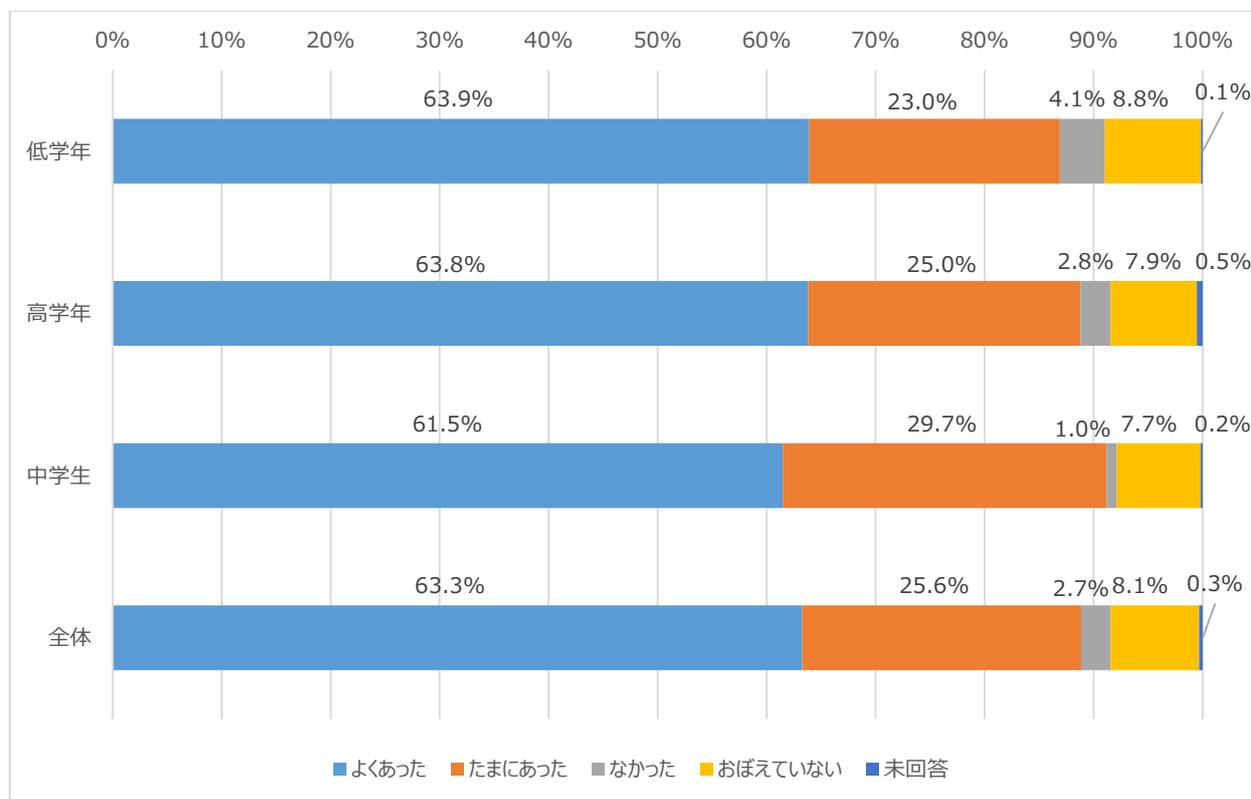
	読みたい本がないから	本を読むのが苦手だから	パソコンやスマホを使ったり、ゲームをしたり、テレビを見るのが好きだから	塾や習いごとでいそがしいから	その他	未回答	合計
高学年	29 13.4%	59 27.3%	82 38.0%	23 10.6%	18 8.3%	5 2.3%	216 100.0%
中学生	35 22.0%	44 27.7%	52 32.7%	20 12.6%	6 3.8%	2 1.3%	159 100.0%
全体	64 17.1%	103 27.5%	134 35.7%	43 11.5%	24 6.4%	7 1.9%	375 100.0%



本を読まない理由は、前回同様「パソコンやスマホを使ったり、ゲームをしたり、テレビを見るのが好きだから」、「本を読むのが苦手だから」、「読みたい本がないから」の順となった。前回と比べると、「パソコンやスマホを使ったり、ゲームをしたり、テレビを見るのが好きだから」が 12.3 ポイント減り、「塾や習いごとでいそがしいから」が 4.4 ポイント、「本を読むのが苦手だから」が 5.5 ポイント増えた。

【問2】あなたが小学校にあがる前（小学校へ入学するまでに）、家族や保育園、幼稚園の先生に本を読んでもらったことがありますか。

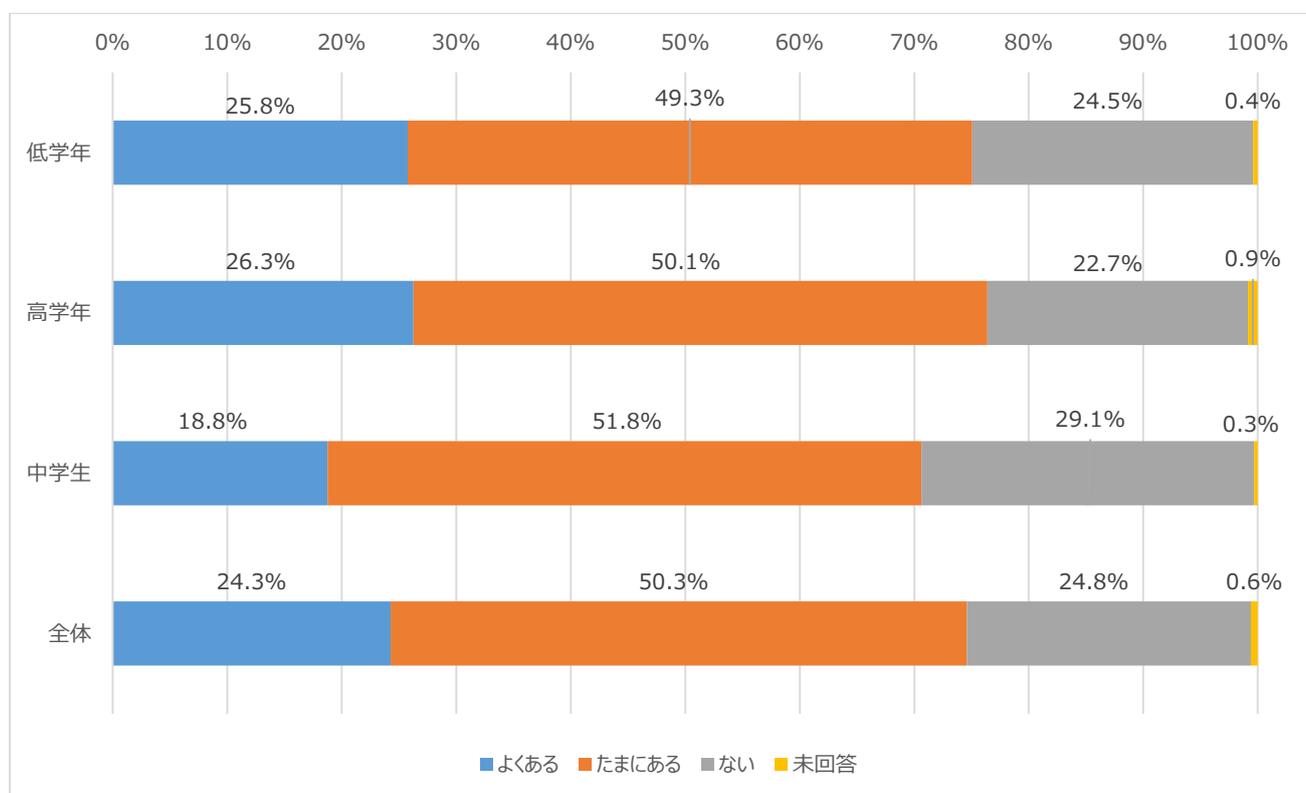
	よくあった	たまにあった	なかった	おぼえていない	未回答	合計
低学年	464	167	30	64	1	726
	63.9%	23.0%	4.1%	8.8%	0.1%	100.0%
高学年	741	290	32	92	6	1,161
	63.8%	25.0%	2.8%	7.9%	0.5%	100.0%
中学生	383	185	6	48	1	623
	61.5%	29.7%	1.0%	7.7%	0.2%	100.0%
全体	1,588	642	68	204	8	2,510
	63.3%	25.6%	2.7%	8.1%	0.3%	100.0%



全体では、「よくあった」63.3%、「たまにあった」25.6%で、合わせると88.9%で、小さいとき、ほとんどの児童生徒が家や保育園、幼稚園などで本を読んでもらった経験があることがわかる。前回と比べると、「たまにあった」が2.6ポイント減り、「よくあった」が6ポイント増えている。ブックスタート等の成果が出ている。

【問3】 あなたは読んだ本の内容について、家族や友達と話をしたことがありますか。

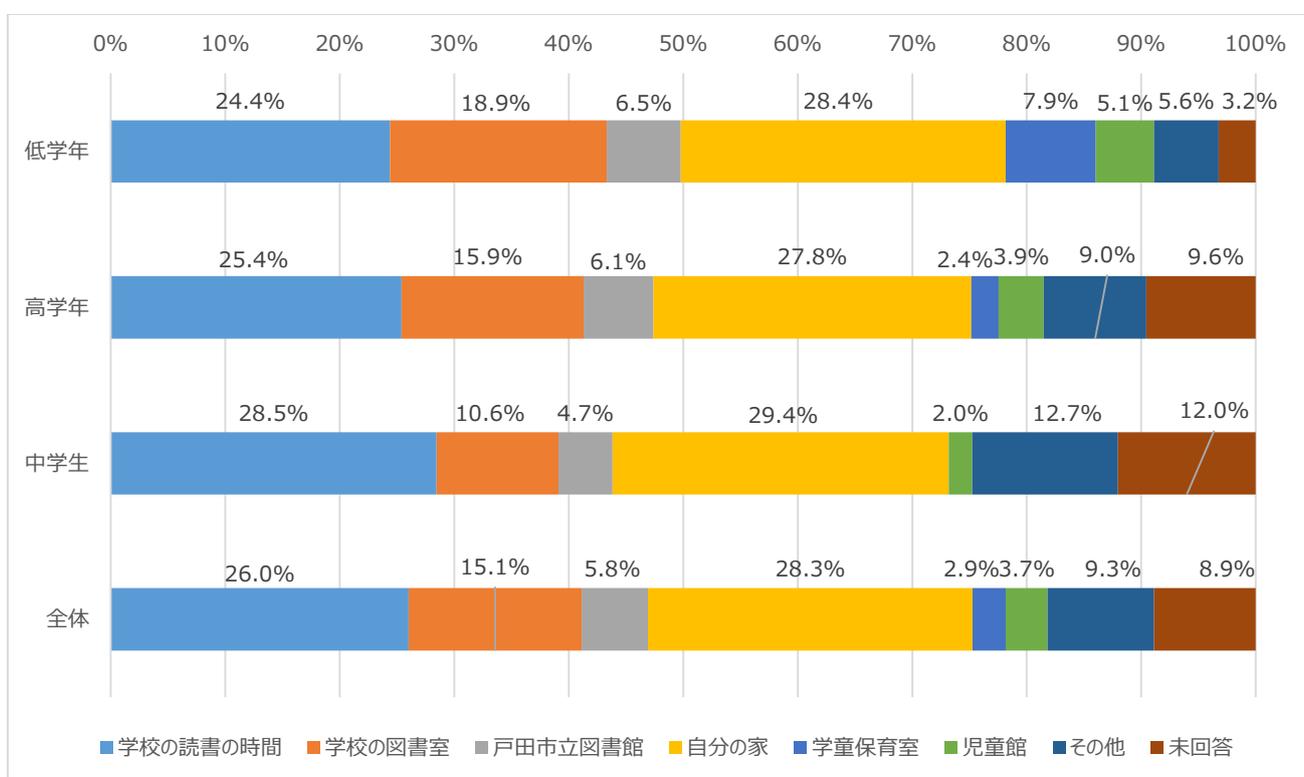
	よくある	たまにある	ない	未回答	合計
低学年	187	358	178	3	726
	25.8%	49.3%	24.5%	0.4%	100.0%
高学年	305	582	264	10	1,161
	26.3%	50.1%	22.7%	0.9%	100.0%
中学生	117	323	181	2	623
	18.8%	51.8%	29.1%	0.3%	100.0%
全体	609	1,263	623	15	2,510
	24.3%	50.3%	24.8%	0.6%	100.0%



読んだ本の内容について、家族や友達と話をしたことがある（「よくある」「たまにある」）人が、7割以上となっている。

【問4】 あなたはどこで本を読むことが多いですか。2つ（小学校4年生～中学校3年生は3つ）まで選んでください。

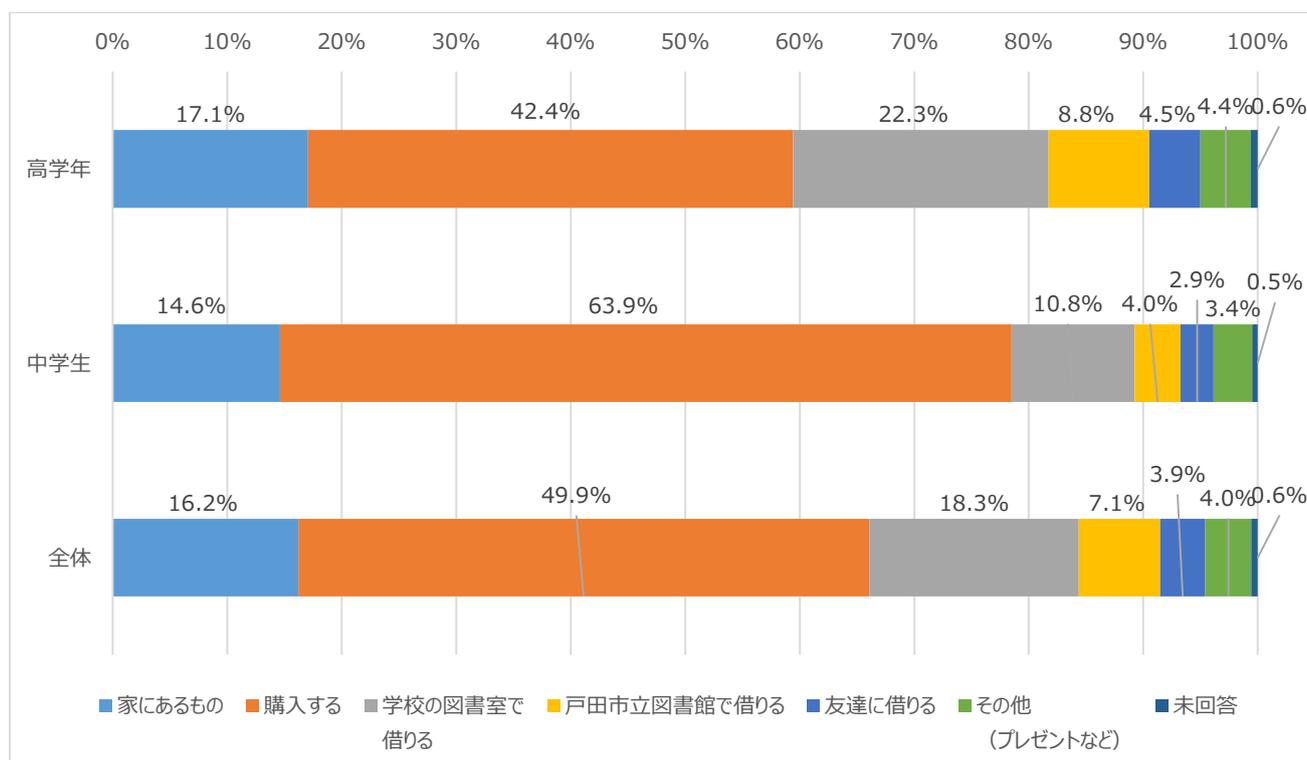
	学校の読書の時間	学校の図書室	戸田市立図書館	自分の家	学童保育室	児童館	その他	未回答	合計
低学年	354	275	94	412	114	74	82	47	1,452
	24.4%	18.9%	6.5%	28.4%	7.9%	5.1%	5.6%	3.2%	100.0%
高学年	885	553	213	967	83	137	312	333	3,483
	25.4%	15.9%	6.1%	27.8%	2.4%	3.9%	9.0%	9.6%	100.0%
中学生	532	199	88	549	0	38	238	225	1,869
	28.5%	10.6%	4.7%	29.4%	0.0%	2.0%	12.7%	12.0%	100.0%
全体	1,771	1,027	395	1,928	197	249	632	605	6,804
	26.0%	15.1%	5.8%	28.3%	2.9%	3.7%	9.3%	8.9%	100.0%



全体では、「自分の家」、「学校の読書の時間」、「学校の図書室」の順となった。小学校低学年、小学校高学年、中学生とも、「自分の家」と回答した割合が最も高い。「学校の図書室」または「戸田市立図書館」と回答した割合が、小学校低学年、小学校高学年、中学生の順に少なくなっている。成長するにつれて、図書館での読書が減少している傾向にある。前回と比べ、全体で「戸田市立図書館」と回答した割合が6.0ポイント減少している。

【問5】あなたは本を読むとき、どのようにして手に入れることが多いですか。（小学2～3年以外対象）

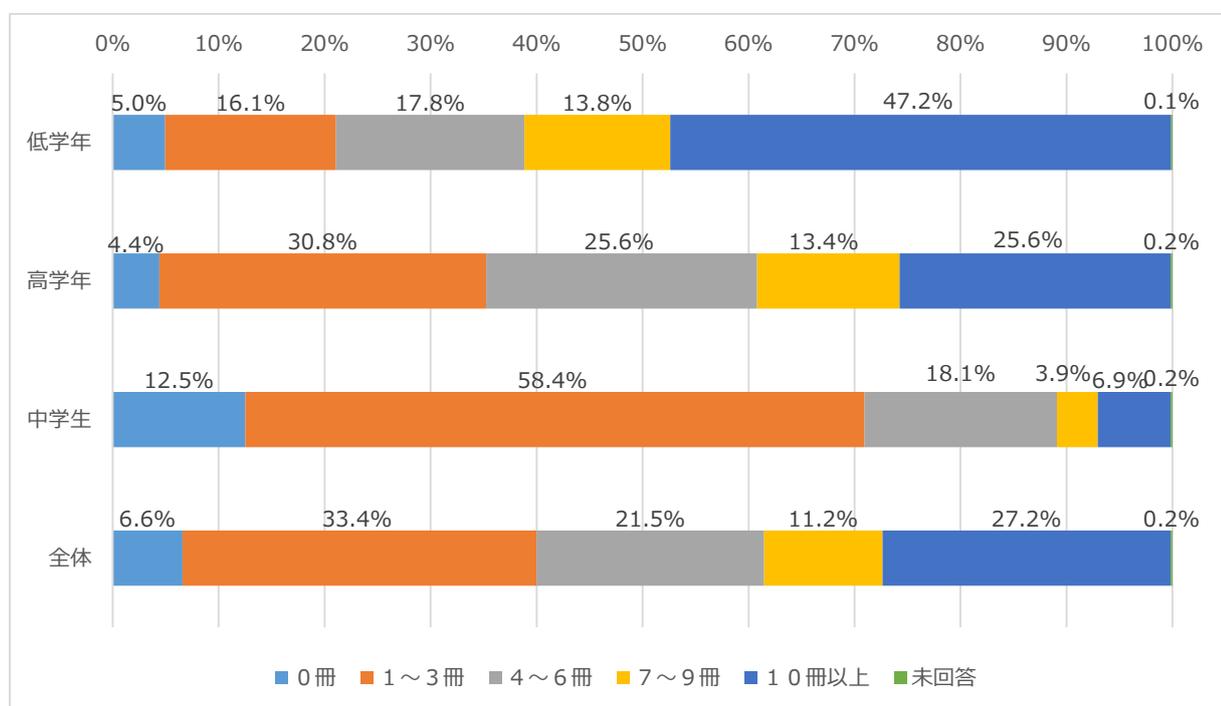
	家にあるもの	購入する	学校の図書室で借りる	戸田市立図書館で借りる	友達に借りる	その他 (プレゼントなど)	未回答	合計
高学年	198	492	259	102	52	51	7	1,161
	17.1%	42.4%	22.3%	8.8%	4.5%	4.4%	0.6%	100.0%
中学生	91	398	67	25	18	21	3	623
	14.6%	63.9%	10.8%	4.0%	2.9%	3.4%	0.5%	100.0%
全体	289	890	326	127	70	72	10	1,784
	16.2%	49.9%	18.3%	7.1%	3.9%	4.0%	0.6%	100.0%



本の入手について「購入する」と回答した割合が、小学校高学年、中学生のいずれにおいても、また各学年においても最も高くなっている。「学校の図書室で借りる」「戸田市立図書館で借りる」と回答した割合は、成長するにつれて少なくなっている。前回と比べると、「学校の図書室で借りる」は全体で4.2ポイント増えている。「戸田市立図書館で借りる」は全体で4.4ポイント減っており、特に小学校高学年は、6.1ポイント減となった。

【問6】 この1ヶ月の間に、本を何冊ぐらいよみましたか。（小学2～3年生は問5）

	0冊	1～3冊	4～6冊	7～9冊	10冊以上	未回答	合計
低学年	36	117	129	100	343	1	726
	5.0%	16.1%	17.8%	13.8%	47.2%	0.1%	100.0%
高学年	51	358	297	156	297	2	1,161
	4.4%	30.8%	25.6%	13.4%	25.6%	0.2%	100.0%
中学生	78	364	113	24	43	1	623
	12.5%	58.4%	18.1%	3.9%	6.9%	0.2%	100.0%
全体	165	839	539	280	683	4	2,510
	6.6%	33.4%	21.5%	11.2%	27.2%	0.2%	100.0%

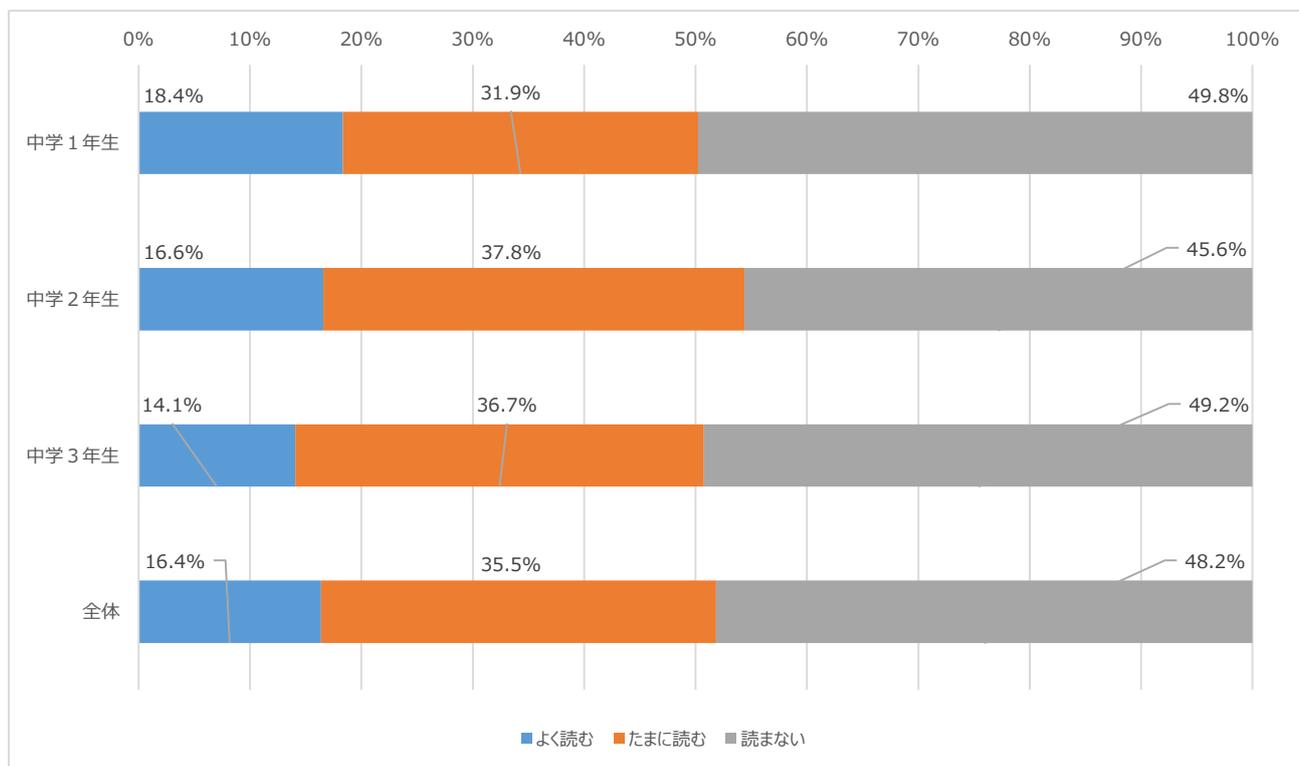


1か月に本を1冊も読まない子どもの割合(不読者)は、全体では6.6%で、前回(8.5%)と比較すると、減少している。小学校低学年では5.0%、小学校高学年では4.4%、中学生では12.5%となっており、前回と比較すると、いずれにおいても減少している。

平成30年の「埼玉県学力・学習状況調査」での設問「1か月に、何冊ぐらいの本を読みますか」で、「1冊も読まない」の回答は、小学校高学年10.3%、中学生17.0%で、比較すると、いずれにおいても当市の児童生徒の不読者は少ないことがわかる。

【問7】 パソコン、スマホ、タブレット、ブックリーダーなどを利用して、本を読んだことはありますか。（新規・中学生のみ対象）

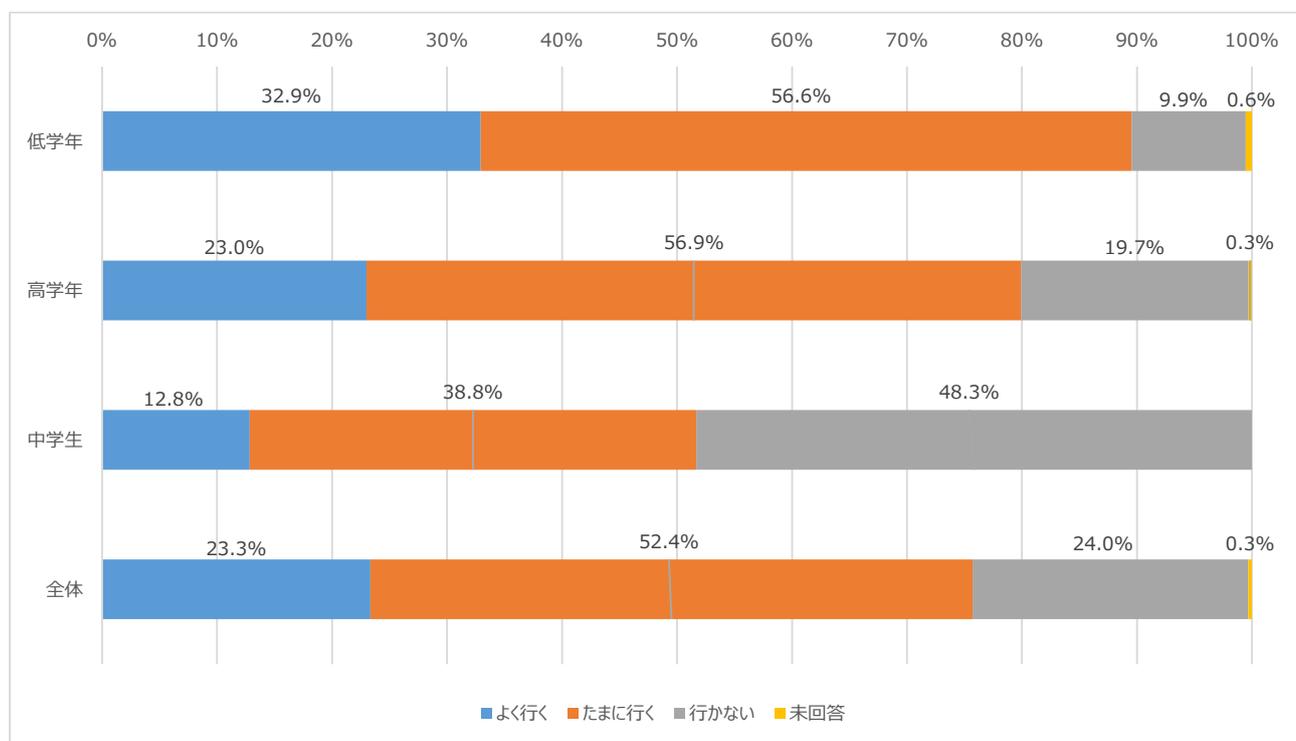
	よく読む	たまに読む	読まない	未回答	合計
中学1年生	38	66	103	0	207
	18.4%	31.9%	49.8%	0.0%	100.0%
中学2年生	36	82	99	0	217
	16.6%	37.8%	45.6%	0.0%	100.0%
中学3年生	28	73	98	0	199
	14.1%	36.7%	49.2%	0.0%	100.0%
全体	102	221	300	0	623
	16.4%	35.5%	48.2%	0.0%	100.0%



電子図書を読んだことがある中学生は、全体で 51.9%と半数以上となった。「よく読む」と回答した生徒が全体で 16.4%おり、紙の読書と別の読書スタイルが浸透してきていることがうかがえる。

【問 8】 あなたは学校の図書室へ行きますか。(小学 2～3 年生は問 6、小学生 4～6 年生は問 7)

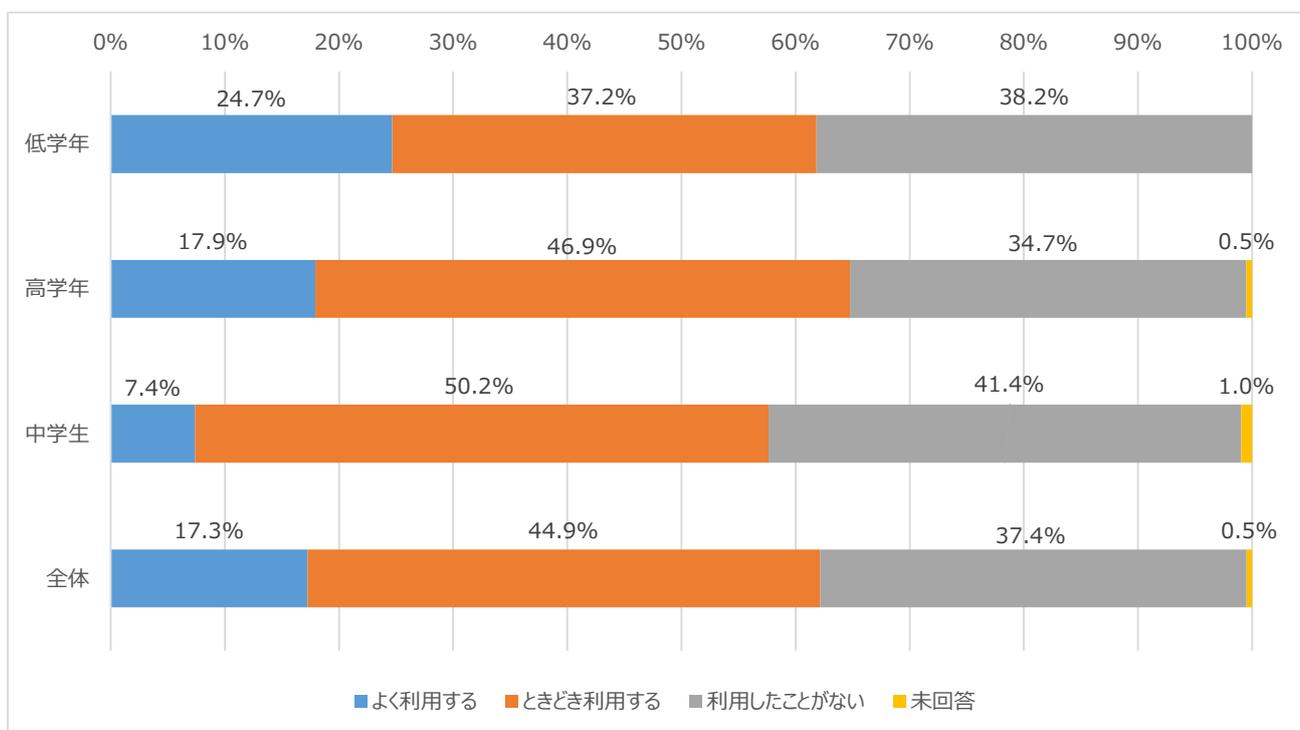
	よく行く	たまに行く	行かない	未回答	合計
低学年	239	411	72	4	726
	32.9%	56.6%	9.9%	0.6%	100.0%
高学年	267	661	229	4	1,161
	23.0%	56.9%	19.7%	0.3%	100.0%
中学生	80	242	301	0	623
	12.8%	38.8%	48.3%	0.0%	100.0%
全体	586	1,314	602	8	2,510
	23.3%	52.4%	24.0%	0.3%	100.0%



学校の図書室へ行く(「よく行く」「たまに行く」)人は、全体で 75.7%で、前回(77.3%)より 1.6 ポイント減った。また、行かない人は、全体で 24.0%で、前回(22.5%)より 1.5 ポイント増えた。特に、中学生については、48.3%と前回(42.8%)から 5.5 ポイント増え、半数近くになっている。

【問9】あなたは戸田市立図書館を利用したことがありますか。(小学2～3年生は問7、小学生4～6年生は問8)

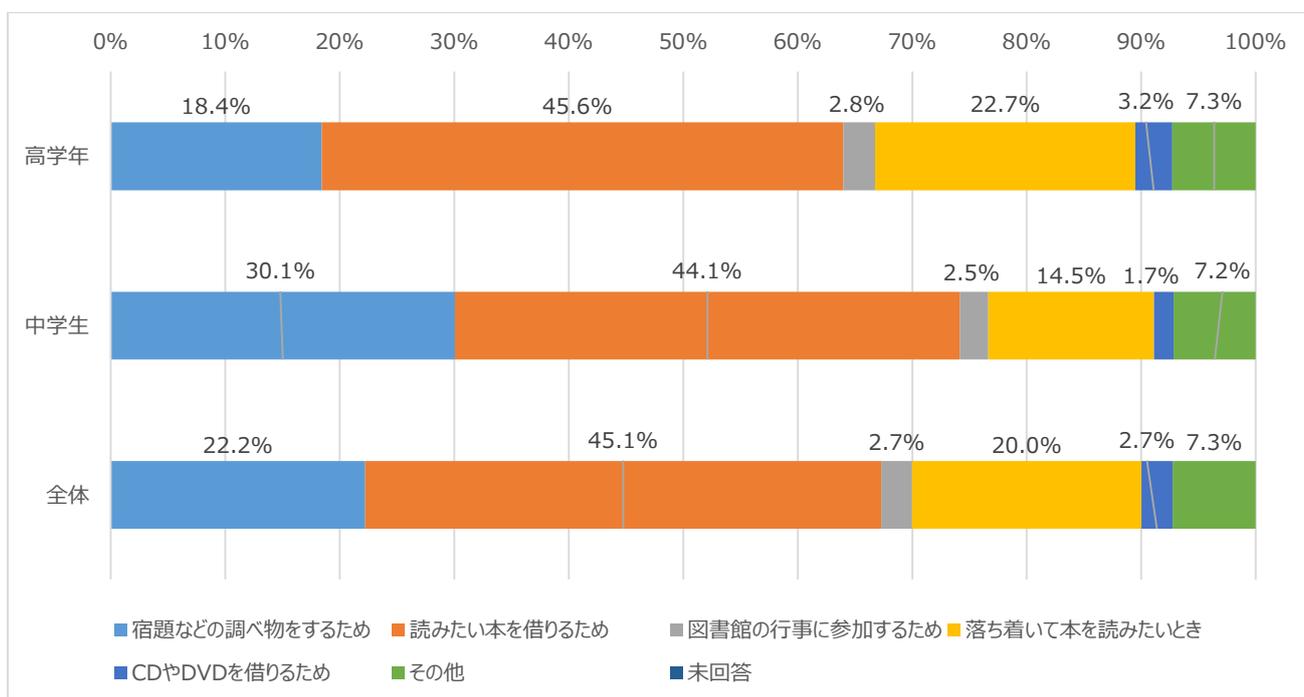
	よく利用する	ときどき利用する	利用したことがない	未回答	合計
低学年	179	270	277	0	726
	24.7%	37.2%	38.2%	0.0%	100.0%
高学年	208	544	403	6	1,161
	17.9%	46.9%	34.7%	0.5%	100.0%
中学生	46	313	258	6	623
	7.4%	50.2%	41.4%	1.0%	100.0%
全体	433	1,127	938	12	2,510
	17.3%	44.9%	37.4%	0.5%	100.0%



戸田市立図書館の利用について、利用する(「よく利用する」「ときどき利用する」)人が、全体で62.2%で前回(75.7%)から大幅に13.5ポイント減少した。特に中学生については、57.6%で前回(73.1%)からと15.5ポイント減少した。

【問9-①】問9（問8）の質問で（ア）（イ）を選んだ人だけ教えてください。どんな時に利用しますか？（2つまで選んでください。）（小学2～3年以外対象質問）

	宿題などの調べ物をするため	読みたい本を借りるため	図書館の行事に参加するため	落ち着いて本を読みたいとき	CDやDVDを借りるため	その他	未回答	合計
高学年	245	606	37	302	43	97	0	1,330
	18.4%	45.6%	2.8%	22.7%	3.2%	7.3%	0.0%	100.0%
中学生	193	283	16	93	11	46	0	642
	30.1%	44.1%	2.5%	14.5%	1.7%	7.2%	0.0%	100.0%
全体	438	889	53	395	54	143	0	1,972
	22.2%	45.1%	2.7%	20.0%	2.7%	7.3%	0.0%	100.0%



戸田市立図書館の利用目的は、全体では「読みたい本を借りるため」、「宿題などの調べ物をするため」、「落ち着いて本を読みたいとき」の順となった。「宿題などの調べ物をするため」は、小学校高学年が18.4%、中学生が30.1%で、学年が上がるにつれ割合が上っており、成長とともに戸田市立図書館で学習や調べ物をする事が多くなっている傾向がある。

## 【問9 - ①】 (その他の回答)

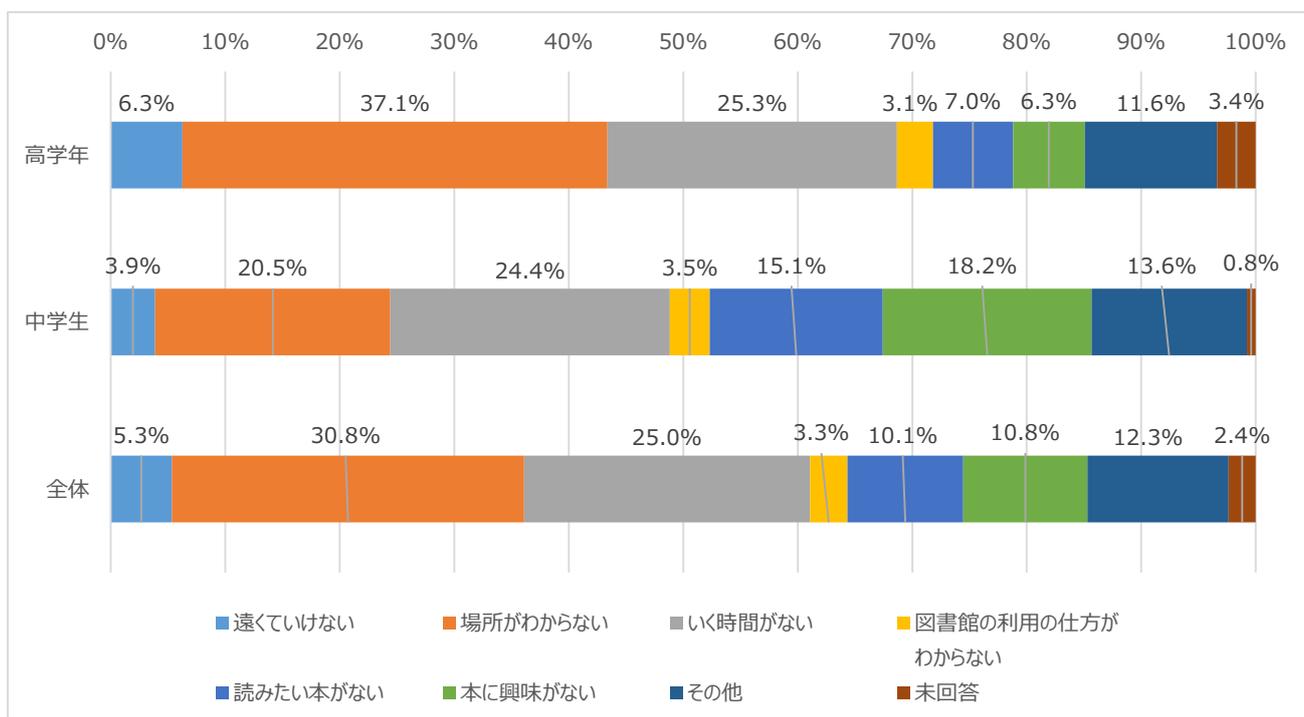
意見	計
家族のつきそい、親に言われて	16
【特定の本】を借りる(探す)ため	17
本を読みたいとき	6
暇つぶし、やることがないとき	27
勉強や宿題(特に読書感想文)をやるため	43
他の目的のついでに	5
家や学校に読みたい本がない	8
その他	16
<b>合計</b>	<b>138</b>

(その他の主な意見)

- ・色々な世界が見たいから
- ・自分の想像力を身に付けたいから
- ・本がたくさんある
- ・学童で行くとき
- ・いろいろな本があって読んでいて楽しいから
- ・紙芝居を借りるため
- ・古本をもらうため
- ・夏休みなどの長い休みのとき
- ・静かなところで落ち着きたいとき
- ・母が小学校で本を読んでいて、借りに行くとき一緒に行った
- ・博物館に行った
- ・親に頼まれた本を借りるとき
- ・気分はらしに行ったりする
- ・なんとなく

【問9-②】問9（問8）の質問で（ウ）を選んだ人だけ教えてください。利用しない理由はなんで  
すか。（小学2～3年以外対象質問）

	遠くていけない	場所がわからない	いく時間がない	図書館の利用の 仕方がわからない	読みたい本がない	本に興味がない	その他	未回答	合計
高学年	26 6.3%	153 37.1%	104 25.2%	13 3.2%	29 7.0%	26 6.3%	47 11.4%	14 3.4%	412 100.0%
中学生	10 3.9%	53 20.5%	63 24.4%	9 3.5%	39 15.1%	47 18.2%	35 13.6%	2 0.8%	258 100.0%
全体	36 5.4%	206 30.7%	167 24.9%	22 3.3%	68 10.1%	73 10.9%	82 12.2%	16 2.4%	670 100.0%



戸田市立図書館を利用しない理由は、全体では、「場所がわからない」、「いく時間がない」の順となった。戸田市立図書館の認知度が低いという結果となった。

## 【問9 - ②】 (その他の回答)

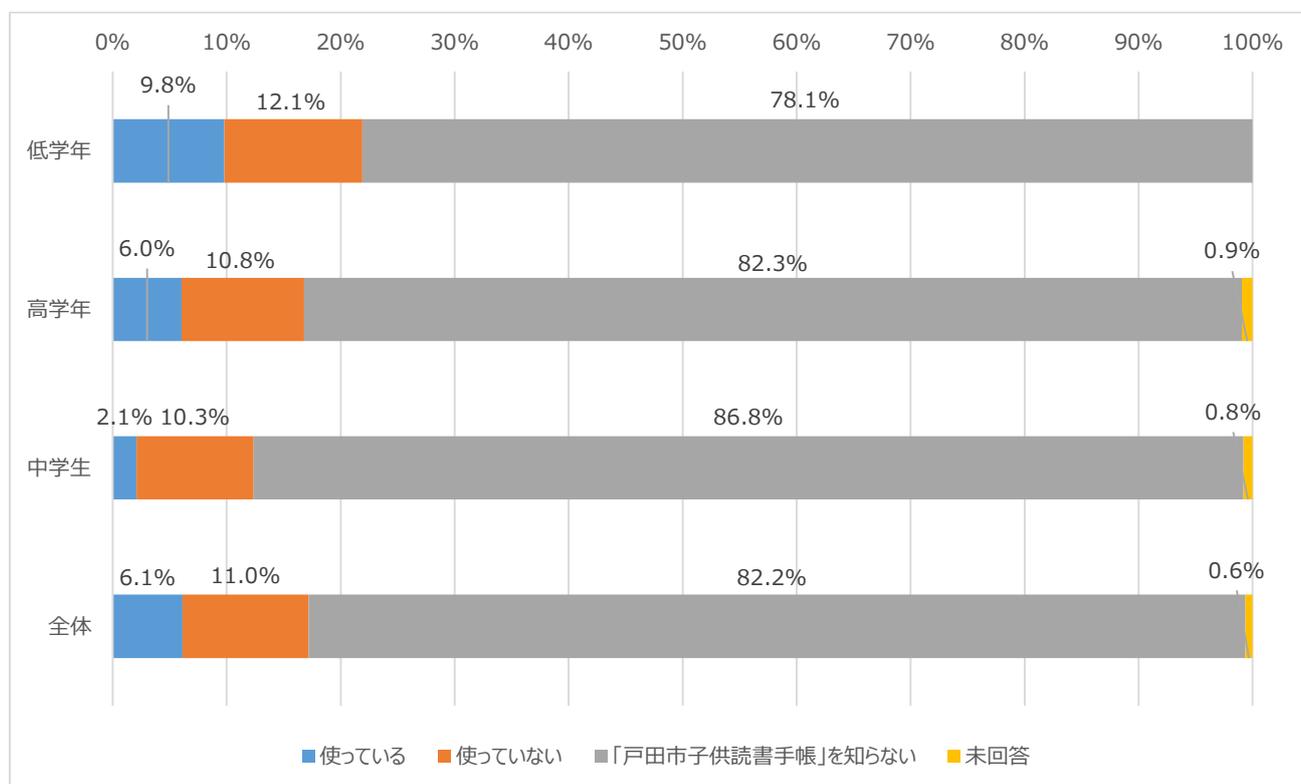
意見	計
場所などがわからない	17
(本や図書館に) 興味が無い、行く必要が無い	14
家や学校で充分	7
他(市外)の図書館に行く	11
学校や習い事で忙しい、時間がない	8
(遠いなど) 行くのが面倒	10
その他	17
<b>合計</b>	<b>84</b>

(その他の主な意見)

- ・カードをなくした
- ・貸し出しカードの期限が切れている
- ・前の学校で読んだ本があって他は読みたい本がない
- ・連れて行ってくれない
- ・親が行かせてくれない
- ・読みたい本は買っている
- ・めんどくさいから
- ・本を破ってしまったら嫌だから
- ・本を落ち着いて読めない
- ・借りられない
- ・引っ越してきたので
- ・友達と遊びたいから
- ・工事のため
- ・くさい、本の種類がない、汚い

【問10】「戸田市子供読書手帳」を使っていますか。（小学2～3年生は問8、小学4～6年生は問9）

	使っている	使っていない	「戸田市子供読書手帳」を知らない	未回答	合計
低学年	71 9.8%	88 12.1%	567 78.1%	0 0.0%	726 100.0%
高学年	70 6.0%	125 10.8%	955 82.3%	11 0.9%	1,161 100.0%
中学生	13 2.1%	64 10.3%	541 86.8%	5 0.8%	623 100.0%
全体	154 6.1%	277 11.0%	2,063 82.2%	16 0.6%	2,510 100.0%



「戸田市子供読書手帳」を使っている人は、全体では6.1%となった。「戸田市子供読書手帳」を知らない人が、全体では82.2%となり、認知度が低いという結果となった。

【問 1 1】 あなたが戸田市立図書館について「ここが足りない！」「こうしたらもっと良くなる！」と思うところがあったら自由に書いてください。（小学4～6年生は問10）

意見	計
本が見つげにくい、館内地図が欲しい	49
内装や雰囲気、汚れているなど	20
人気本やシリーズ作品の増冊、予約が来ない	27
工事について（工期が長いなど）	34
本のリクエスト	200
（読みたい）本が少ない、面白い本が読みたい	34
椅子や机、学習スペースが少ない	36
売店、飲食スペースの設置	7
貸出期間の延長、貸出冊数の増加	19
検索機やPCの設置	16
おすすめ図書コーナー設置	31
場所が分からない(遠い)、市内に看板などの設置	36
その他	100
<b>合計</b>	<b>609</b>

（本のリクエストの内訳）

リクエスト内訳	計
小説・物語	34
マンガ	23
子供向け	20
新刊	26
ホラー	8
ライトノベル	12
学習	12
スポーツ	6
外国語	5
歴史	6
特定の作家・作品	7
その他	40
<b>合計</b>	<b>199</b>

---

---

**【問 1 1】 (その他の主な意見)****(イベント)**

- イベントを増やしてほしい
- 一か月に 20 冊図書館の本を借りた人にはしおりをプレゼントするなど、本が読みたくなるサービスをしたほうが良いと思う
- 夏にプラネタリウム博物館を出してほしい。
- 防音性の壁を使って勉強スペースを作してほしい。
- 児童子ども体験会をやってほしい。
- 土器を作る名人を読んで土器を作ってプレゼントしてほしい。
- ポイントを貯めて景品をゲットなどの仕組みがあれば利用者も増える。本の感想、紹介の紙を書き。掲示する。ポイントを集計してランキング化する
- 月に一度くらい、本の内容を題材にした劇をイベントでやったら良いと思う。

**(立地)**

- 芦原小の近くにも作してほしい。
- 学校からも家からも近く、すぐ行ける。
- いつでもいけるので、借りたい本があったらすぐに借りて読める。
- もっと近い場所にできたら良いと思います。
- 図書館を増やしてほしい
- 図書館が近くにあれば、行きたいときに行ける
- 今度は戸田市立図書館にも行ってみたいと思う。
- 笹目小学校の近くに図書館を作ってください。
- 少し遠くても広く、きれいで本の種類が多いサウスピアの図書館へ行く。
- 昔はお母さんとよく行って本を借りていたけど、小学校に上がってから忙しくなって行けなくなってしまった。もう少し近ければと思う。

**(図書)**

- もう少し手づくりの本などを増やしてほしいです。
- 置いてある本が古く、つまらない。
- 読みたいジャンルを考えたら良いと思う。
- 子ども向けの本もあり、紙芝居もあって面白い。
- 学校や家にはない本がある。

- 近くの図書館にもない本があるので助かる。
- 子どもの部屋では本や紙芝居を壊す子がいるので、カバーを付けたらいいと思う。

### (施設環境)

- とても静かで勉強に使いやすい空間だと思う。学校では落ち着いて読めないのに、図書館は良い。
- そのままでもとてもいい図書館だと思います。
- また借りたい。カードで簡単に借りられるのは良い。
- 風景を見ながら本を読む
- あいパルなどで図書館の本を調べられるのでうれしい。図書館の広いあの空間が好き。
- 読んだ人の感想を書く場所が欲しい
- もっと内装を楽しくする。3階だけではなく、5階まで作ってほしい
- 広い。2階にたくさんものがある。
- 図書館の中にトイレを作してほしい。
- 人が多いので、広くして欲しい。もっと豪華にしたほうがいい
- 駐輪場や駐車場を増やしてほしい
- 落ち着いた音楽を流してほしい
- 冷暖房を強くしてほしい。時計を増やしてほしい。
- 児童スペースを広げてほしい、子どもの読むスペースにもっと本を置いてほしい。
- 本を借りるとき、たまに破れているときがある。「本を大切にしよう」などの啓発ポスターが必要だと思う。
- 美笹支所にキッズスペースをつくってほしい。
- 小さい子どもは、本を手にとっても自分で読めない。借りたくはないが、読みたいときに読み聞かせをしてあげると「静かにしてください」と注意される。声に出してもいいような読み聞かせができるスペースをすべての図書館に設けてほしい。
- 博物館もあってよい。湖のようなところに生き物を増やしてほしい。博物館を広くしてほしい。
- サウスピーアのような自由スペースをたくさん作って欲しい。
- 友達としゃべりながら本を読んでいいスペースを作って欲しい。
- 資料館があり、子どもが喜びそうなものがある。
- 誰でも来やすいように緑を多くする。静かに読むところと、みんなで楽しみながら読むところをつくる。
- 美笹分室で、読書や宿題をしているときに小1～小2の子達がうるさい。
- 自習室で騒いでいる生徒が多い。フリースペースにいる人が集中できないので改善してほしい。
- 本棚が高い
- 皆が読みやすい本を下に置き、読まなそうな本は棚上に置く。

---

---

**(サービス)**

- 家に本が届いたら、時間がない人でも読めるようになると思う。
- 借りたくても借りたい本がない場合のアンケート用紙を作れば良いと思う。
- 他の図書館の本を一時的に貸し借りしてバリエーションを増やしてはどうか
- 限られてはいるが、本をもらえることもある。
- 検索機があり探しやすく、予約、貸出がしやすいのでよく利用しています。
- 予約された本を受け取り用の棚にまとめ、カードをスキャンして出た番号の棚から探して借りる予約貸出が県外の図書館であった。使いやすかったので本館も導入してほしい。
- カードを作るのも大変で、本を破ってもいけない。借りにくい。
- 返却が面倒で借りようと思えないので、返却場所を増やすといいと思う。
- もっと借り方をわかりやすくして、店員さんの数を増やしたらもっと人が来やすくなると思う。
- 係の人に質問しやすくしてほしい。
- 美笹分室の方々が、勉強スペースなどで少しでもうるさくすると怖いので、もう少し優しく迎えて欲しい。
- 詳しく書いてほしい。字を大きくしてほしい。
- ブランコをつけてください

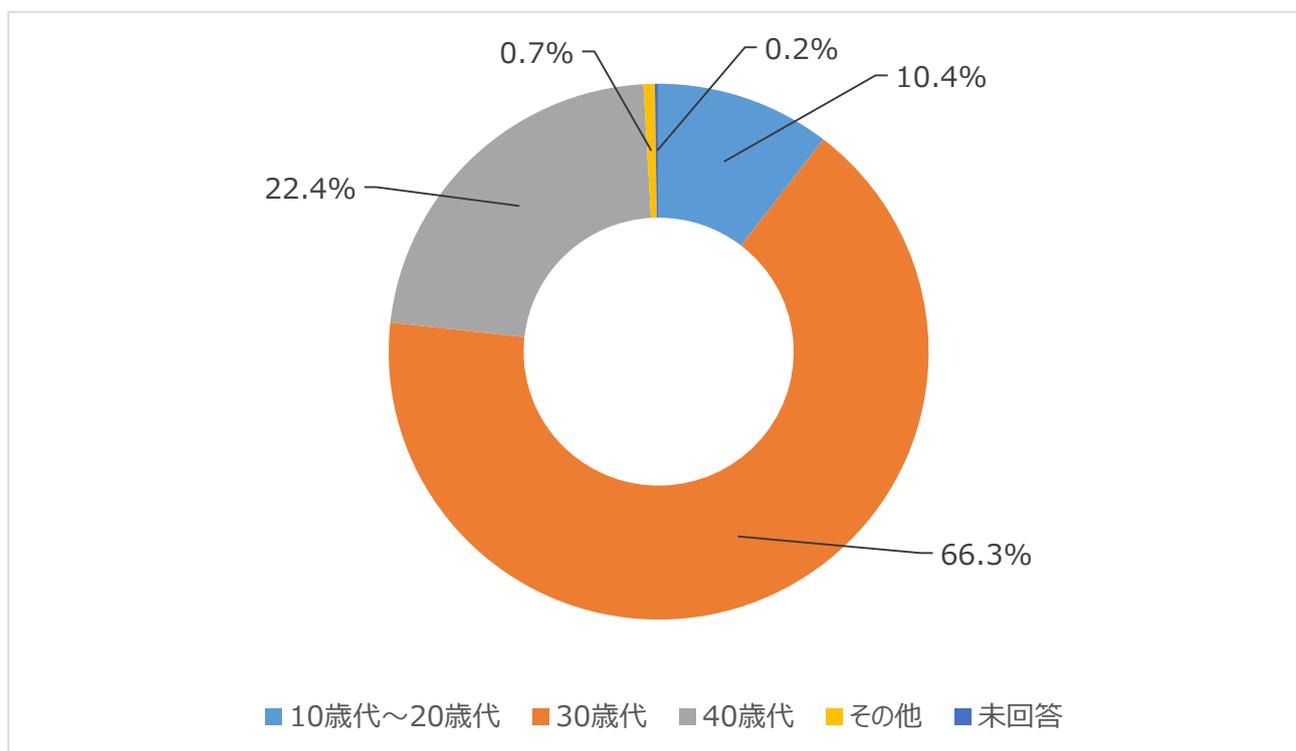
**(その他)**

- 本を読んでいない人が多い。
- 最近行ってないから手帳をやってみたい。
- 戸田市子供読書手帳を最近まで知らなかったので PR してほしい。
- 図書館について何も思っていない。印象付けることをしていろいろな人に知ってもらいたいと思う。
- 本がどれだけいいものなのか伝えてほしい。
- 本が嫌いなので詳しいことは知らない。でもいま本を好きにしようとしている。
- あいパルのように、名前を呼びやすくする
- 使わないのでいらない。本ならそちらで売っている、学校の図書室くらいでいい。広大な敷地なので、他のスーパーやコンビニ、駐車場にして市民のためになるところにした方がいい。
- 博物館にあるものが変わらない。

**【アンケート調査結果（保護者）】**

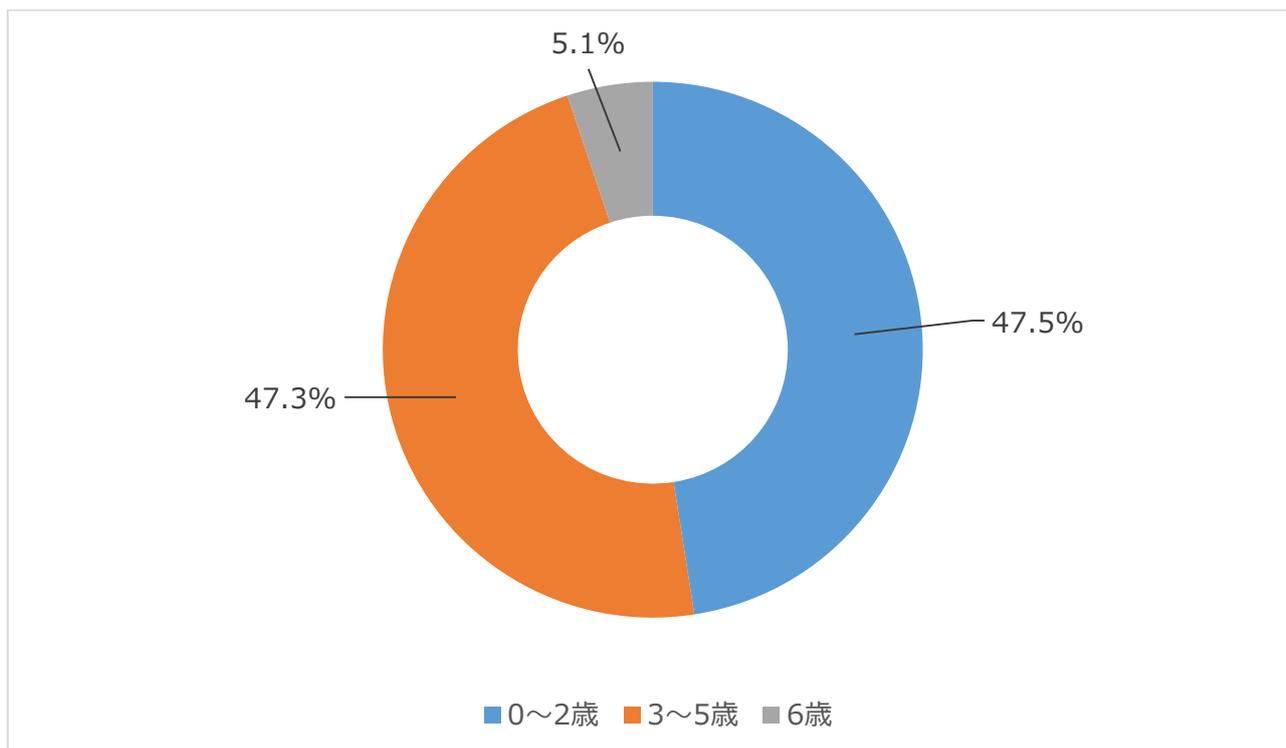
【問1】回答者（記入される方）の年代をお教えてください。

10歳代～20歳代	30歳代	40歳代	その他	未回答	合計
93	590	199	6	2	890
10.4%	66.3%	22.4%	0.7%	0.2%	100.0%



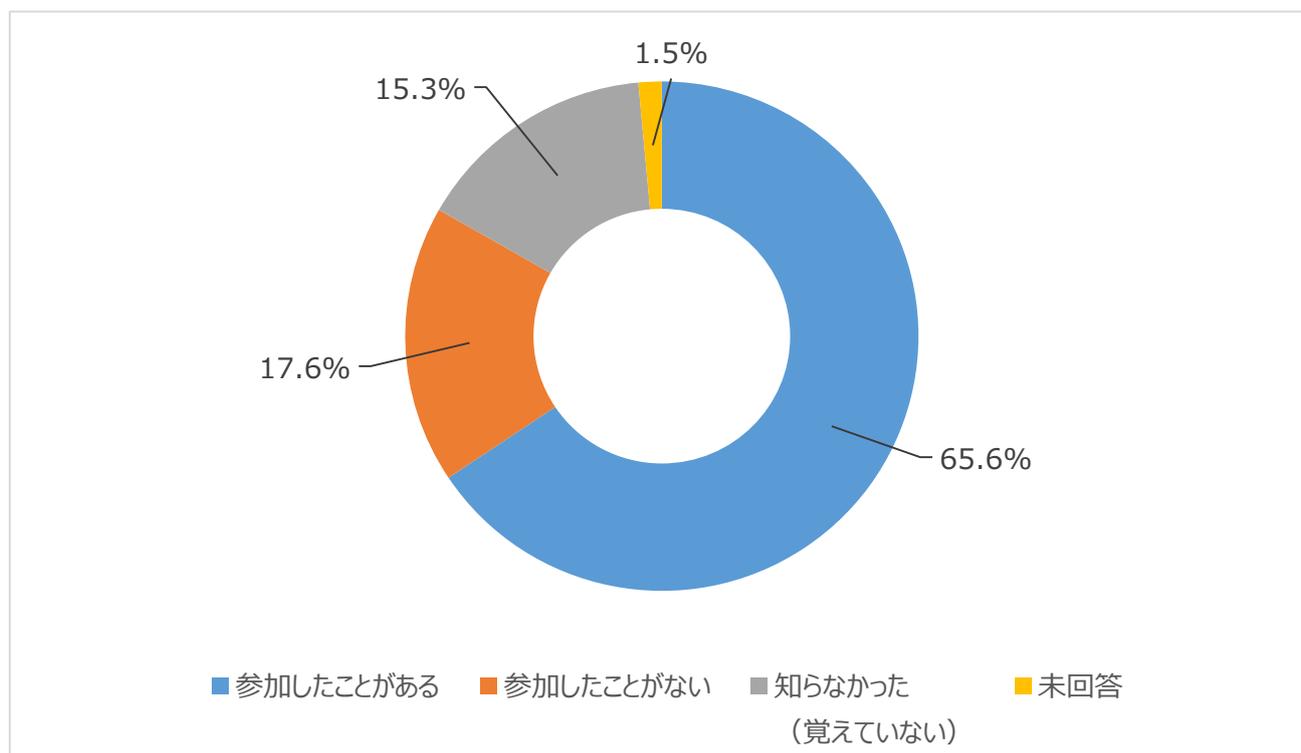
【問2】 お子さんは、おいくつですか？（複数回答可）

0～2歳	3～5歳	6歳	未回答	合計
492	490	53	0	1,035
47.5%	47.3%	5.1%	0.0%	100.0%



【問3 - (1)】 以前に「ブックスタート」に参加されたことがありますか？（転入されてきた方は、以前住んでいた自治体で）

参加したことがある	参加したことがない	知らなかった (覚えていない)	未回答	合計
584	157	136	13	890
65.6%	17.6%	15.3%	1.5%	100.0%



【問3 - (2)】 (1)の質問で、(ア)を選んだ方に伺います。ブックスタートについてのご意見・ご感想をお書きください。

意見	計
絵本選び・読み聞かせのきっかけや参考になった	146
絵本をもらえて嬉しかった	97
(既所持なので別の) 絵本を選べた	24
(既所持だが) 絵本を選べなかった	2
絵本の選択肢を増やしてほしい	29
子が興味を持った	81
子が興味を持たなかった(泣き出した)	12
図書館について教えてもらった	4
あまり覚えていない	7
時期が早いと思う	4
しばらくしてから子が読むようになった	11
健診のたびにやってほしい	9
親が知らない本に触れられる	13
継続してほしい	10
よい取り組みだと思う	46
その他(低評価)	5
その他	24
<b>合計</b>	<b>524</b>

【問3 - (2)】 (その他の主な意見)

**(低評価)**

- 戸田市からいただいた本は、いい本かもしれませんが、古くからあるためか、私の感覚では、かわいいとは思えず、子どもたちも好まなかった気がします。もう少し今風の絵本にしてもらいたいです。
- 「いないいないばあ」をもらいましたが、絵がとても怖いので、飛び出す絵本や、もっとかわいい絵本が良かったです。
- 4か月だと、あまり興味を示さなかったので、ほかの年齢でもやってほしいです。
- 絵本をプレゼントされたことはとてもうれしかったけど、絵面が昭和過ぎてかわいくない…(上の子の時はおふろでちゃぷちゃぷ、下の子はいないいないばあでした。)赤ちゃんなのでもっとカラフルな本や仕掛けがある本の方が食いついたと思います。

- 健診のうちの短時間だったので、あまり意義を感じられなかった
- 子どもに破られてしまったので、厚い紙の本の方がよい。（破れないような素材）
- まだ本人が幼すぎて、本をなめてしまうだけだった。健診のたびに月齢に合わせた本の紹介がほしい（本を並べておくなど）。スマホやタブレット育児になってしまうことがほとんどなので、スマホ以外の育児方法を親に伝える場所として健診（発育状況の確認のみならず）親の子育て状況の確認ケアもしてほしい。
- ブックスタートはとても関心を持ったが、本人はまだまだ赤ちゃんで本を破く、なめるなどで終わってしまい続かなかった。健診のたびに発育状況の確認だけでなく、育児の一つとして本の読み聞かせの意義、実演し、根付かせる活動が欲しい。センターの人がイスで読み聞かせを始めてみたりすることで、今まで関心のなかった親子にもいい影響になる。病院やバス、電車で子供を静かにさせようとするのではなく、堂々と読み聞かせする。ママはとっても大変、子育てする人は偉いんだよと親をほめてあげてほしい。
- 市として、一生懸命取り組んでいるのだろうと思った。ただ、説明が唐突で、なぜそのようなことをしているのか、その時は思った。もう少し、どういう思いで取り組んでいるのかなどを知らせていく方がいいと思う。
- 兄（10歳）のときはトートバックのプレゼントもあり、現在も図書館に行くときに本人が使っている。第二子のときはこれがなかったのが残念だ。
- 里帰り出産だったので、戸田市で参加できず、絵本ももらえませんでした。
- ㊦なのですが、施設から里子として家庭に来たため、どこからもブックスタートから漏れてしまったようです。こういう事情の子供たちも参加できるように将来的には取り計らっていただけたら嬉しいです。
- 正直、ブックスタートによって読書の習慣が付くとは思えず、定期検診の待ち時間などでも、絵本に触れる機会があってもいいのではないかと思う。読み聞かせの時間がとりにくい下の子の場合は、そのような合間の時間でもうれしいかもしれない。

### （高評価）

- 任意参加ではなく、健診の項目として設けることでどのご家庭にも等しく絵本に触れられる機会があることがとても良いと思います。
- 初めての子育てで、子供に語り掛けるのが気恥ずかしくてできなかったが、ブックスタートから「本を通じて話せばできる」ということに気づかせてもらった。いただいた本は何十回も読んだ思い出の本です。
- すごくいいと思う。子供に合った本を1冊いただけるのもありがたい。もっと定期的に（0歳児検診）本の紹介や選び方のアドバイスなどがもらえると嬉しい。（公共施設での読み聞かせなど、仕事をしていると平日は参加しにくいので）
- 1歳児健診などで本をもらったりして家で読んだりしたことはあった。
- 読み聞かせで使いました。

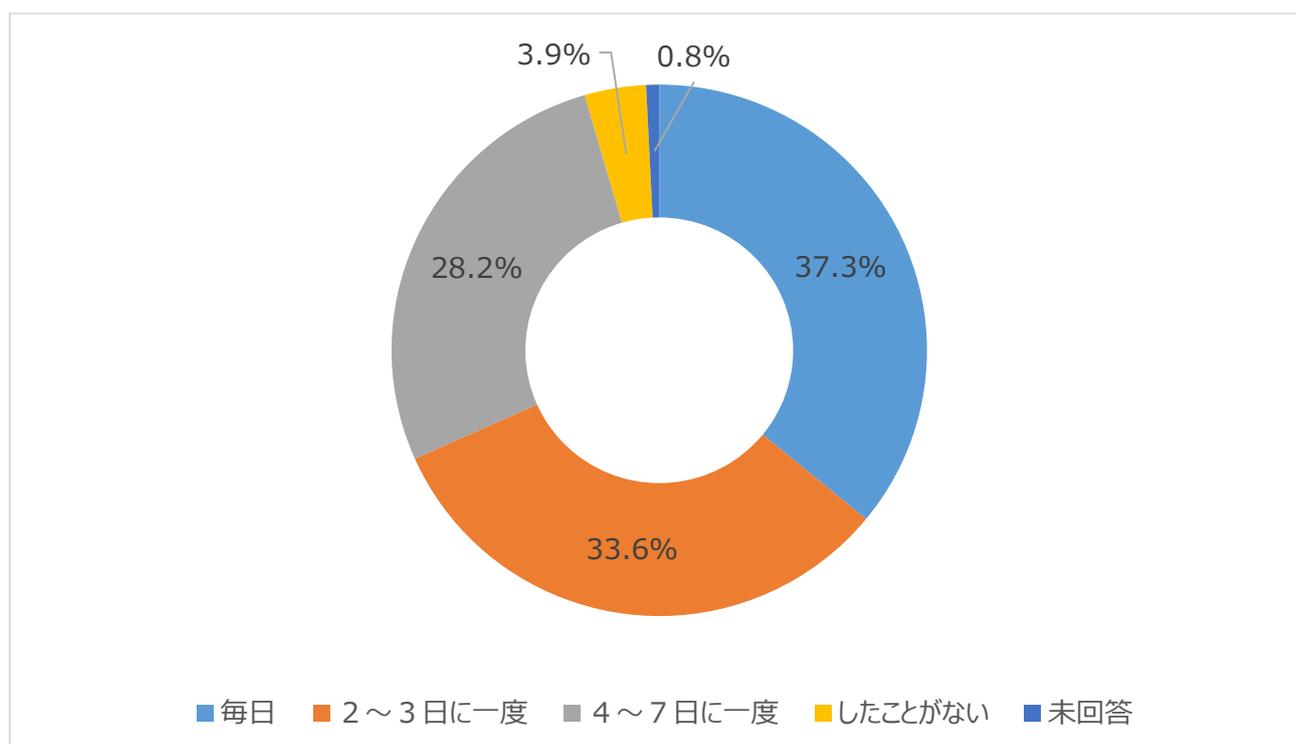
- 
- 
- 袋もあわせていただき、子供が持って図書館に行くきっかけになりました。
  - 以前住んでいた自治体でも戸田市でもこの取り組みがあり、最初はどんな絵本を用意していいかわからないときもあったので、良いと思います。絵本は安くないので…。

### (その他)

- とくになし
- 特にはないです。覚えていません
- おすすめの本を教えて。
- こんな時期から始めるものなのか！と。
- 自由に本を手にとって読んで健診の待ち時間を有効に利用してもらう工夫。
- 第一子で「おふろちゃぷちゃぷ」、第二子で「ごぶごぶごぼごぼ」第三子で「いないいないばあ」をいただきました。低年齢でも楽しめたのは「ごぶごぶごぼごぼ」でした。毎年何になるのかははじめに分かると重複して購入することもないかなと思います。
- 4 か月検診で参加
- うちは女の子だからだと思いますが、男性の方の読み聞かせのときは渋い顔をしてました。特にどうということはありませんが、参考までに
- 川口市で、絵本をもらうだけでしたが、ありました。

【問4 - (1)】 絵本などの読み聞かせをしていますか？

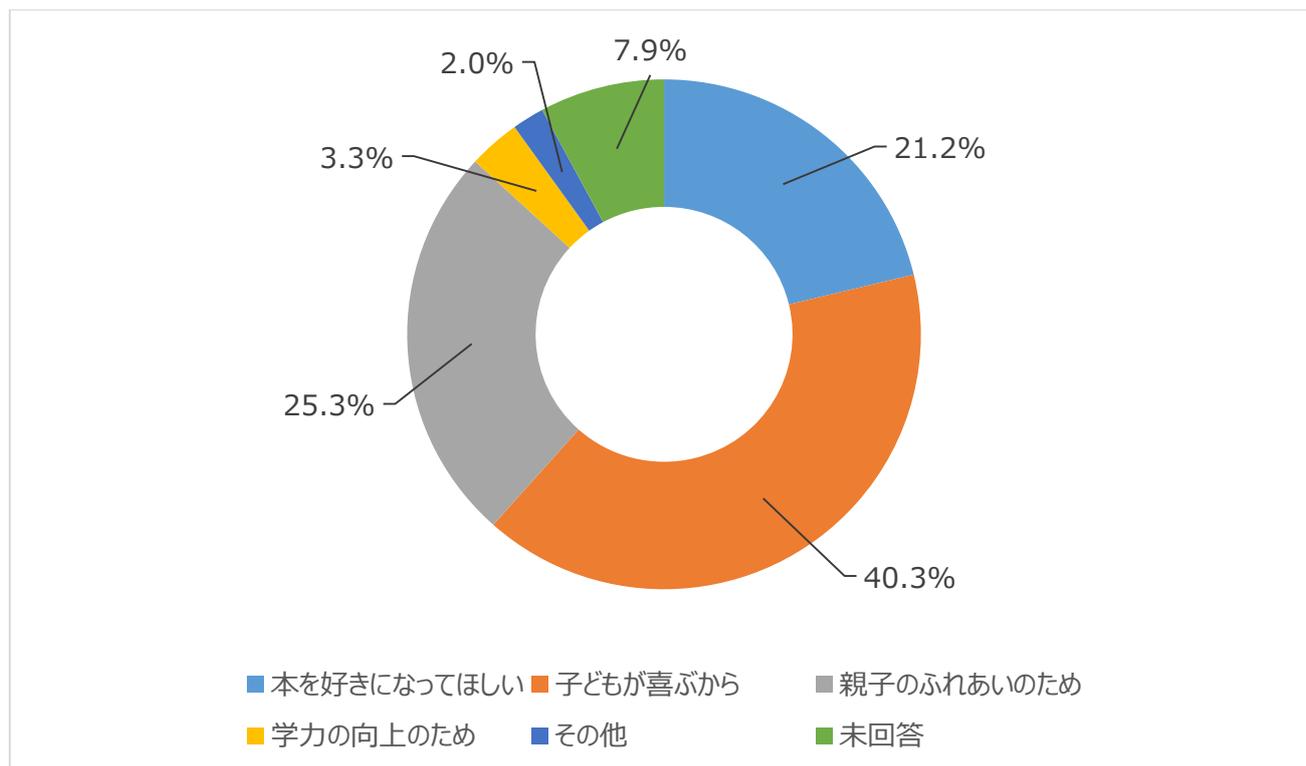
毎日	2～3日に一度	4～7日に一度	したことがない	未回答	合計
320	288	242	33	7	857
37.3%	33.6%	28.2%	3.9%	0.8%	100.0%



絵本などの読み聞かせをしている(「毎日」、「2～3日に一度」、「4～7日に一度」)人は、9割以上で、前回と比べ、「4～7日に一度」よりも「毎日」、「2～3日に一度」と回答した割合が増えており、日常での読み聞かせが浸透してきている。

【問4－(2)】(1)の質問で(ア)(イ)(ウ)を選んだ方に伺います。読み聞かせをする目的はなんですか？(1つだけ選んでください。)

本を好きになってほしい	子どもが喜ぶから	親子のふれあいのため	学力の向上のため	その他	未回答	合計
189	359	225	29	18	70	890
21.2%	40.3%	25.3%	3.3%	2.0%	7.9%	100.0%



読み聞かせをする目的は、「子どもが喜ぶから」「親子のふれあいのため」が、前回同様6割以上となった。

## 【問4 - (2)】 (その他の回答)

意見	計
語彙力、理解力、読解力などの向上	33
寝かしつけ	5
子にせがまれて	10
知識、興味を増やしてほしい	9
静かに話を聞く練習	1
親子のコミュニケーション	2
毎日の日課	1
その他	2
<b>合計</b>	<b>63</b>

(その他の主な意見)

- ブックオフなど古本屋で
- 全てにおいていいと思う

【問４－（３）】問４－（１）の質問で（工）を選んだ方に伺います。理由はなんですか？

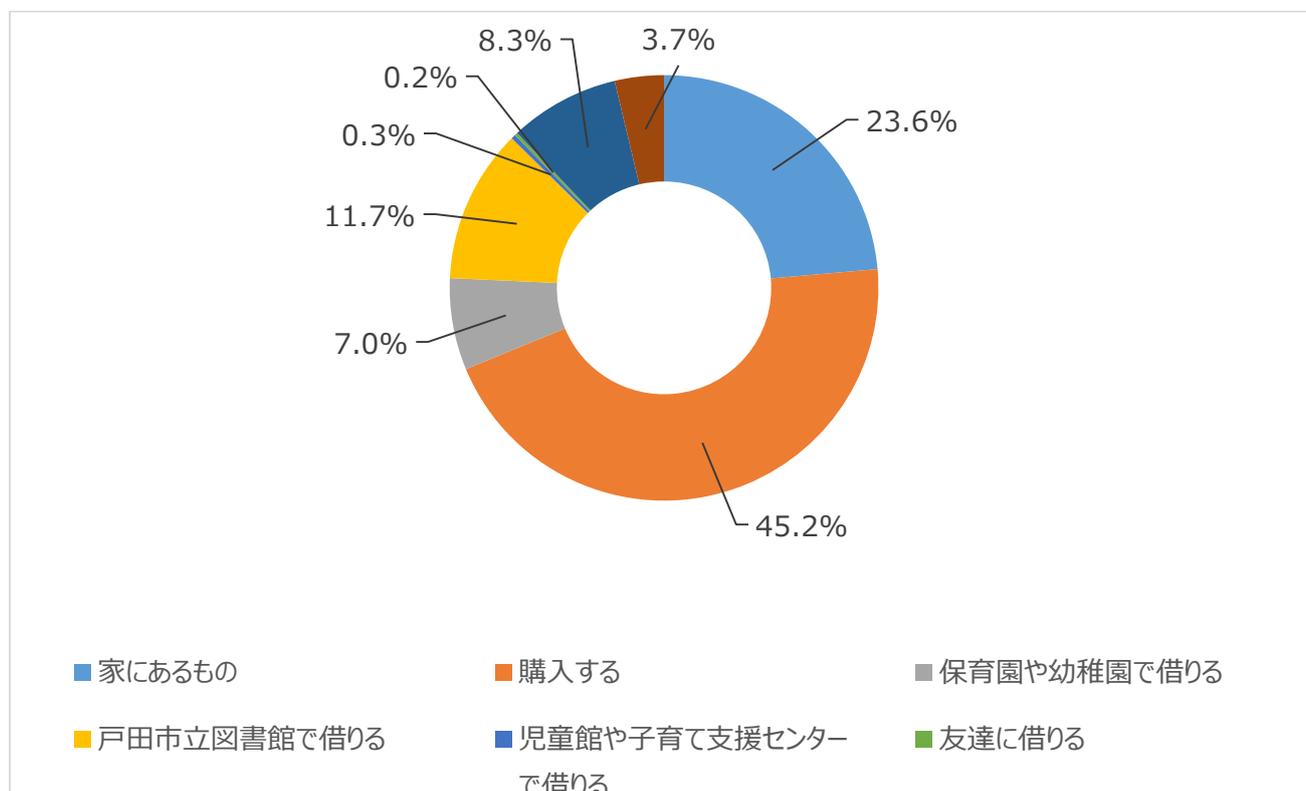
意見	計
本が嫌い	2
子が自分で読みたがる	3
子は運動をする方が好き	3
子はページをめくる作業が好き	1
時間を作れない	4
興味を持たない・集中しない	6
読み聞かせが苦手	1
兄弟姉妹が読み聞かせしてくれる	1
その他	1
<b>合計</b>	<b>22</b>

（その他の主な意見）

- 色々な言葉や言い回しに触れることで、言葉のボキャブラリーが増える。
- スマホや youtube からは得られない学びが本にはある。
- 想像力を働かせることが脳の発達を促すと思う。
- 国語力アップにつながると思う。
- 特別な教育（お金をかけて習い事をせずとも）コスパよく子どもの学力を上げるツールとして本、図書館の利用促すきっかけ。

【問5】 絵本はどのようにして手にいれますか？（1つだけ選んでください。）

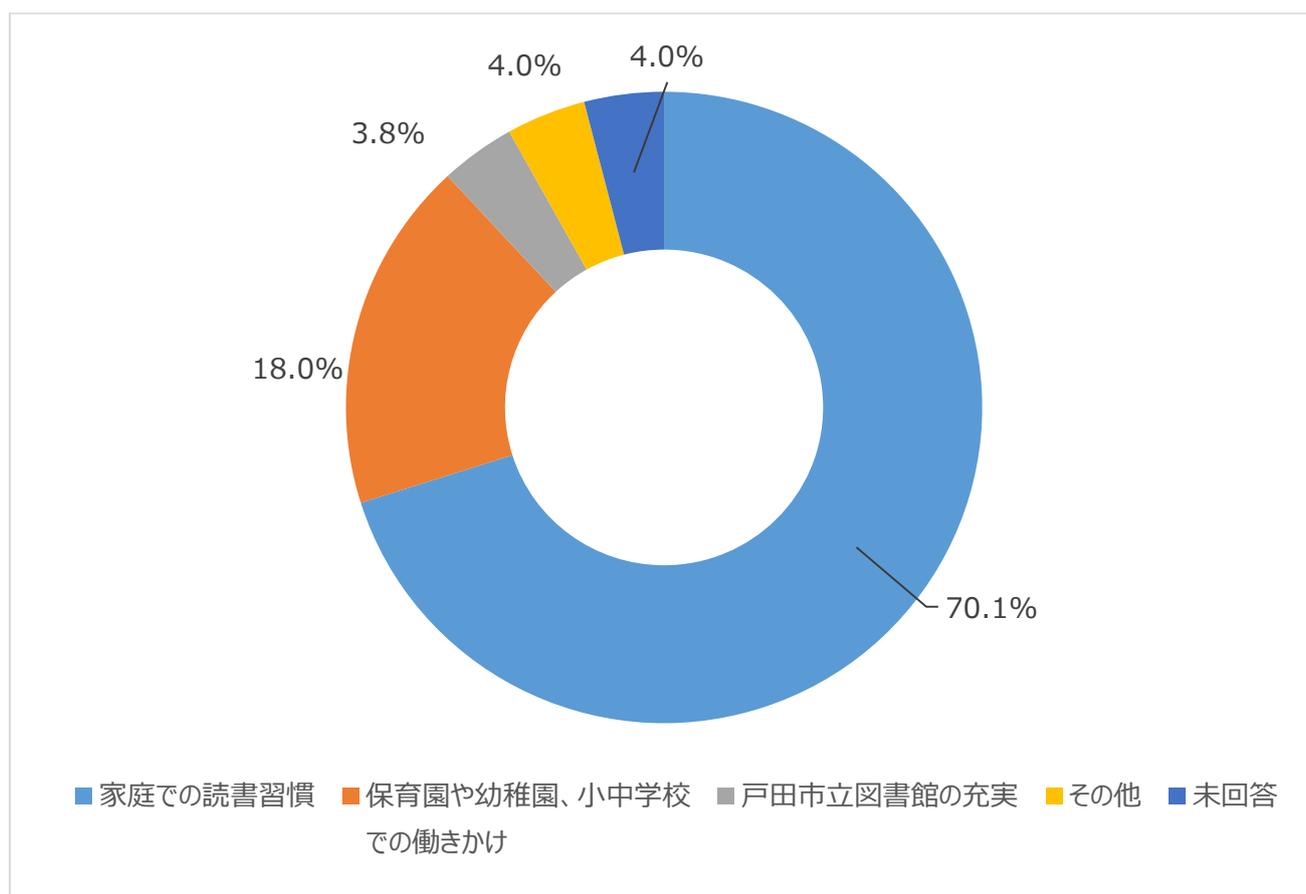
家にあるもの	購入する	保育園や幼稚園で借りる	戸田市立図書館で借りる	児童館や子育て支援センターで借りる	友達に借りる	その他（プレゼントなど）	未回答	合計
210	402	62	104	3	2	74	33	890
23.6%	45.2%	7.0%	11.7%	0.3%	0.2%	8.3%	3.7%	100.0%



「購入」が45.2%と半数近くとなった。前回と比べ、「保育園や幼稚園で借りる」、「戸田市立図書館で借りる」、「児童館や子育て支援センターで借りる」の割合が減り、「家にあるもの」、「購入する」の割合が増えた。

【問6】 子どもたちが本を読むようになるには、何が重要だと思いますか？

家庭での読書習慣	保育園や幼稚園、小 中学校での働きかけ	戸田市立図書館の 充実	その他	未回答	合計
624	160	34	36	36	890
70.1%	18.0%	3.8%	4.0%	4.0%	100.0%



「家庭での読書習慣」の割合が7割を占めた。前回と比べ、「家庭での読書習慣」の割合が増え、「戸田市立図書館の充実」、「保育園や幼稚園、小中学校での働きかけ」の割合が減った。

## 【問6】（その他の意見）

意見	計
図書館工事・休館について	3
良い絵本に出会えるか	3
自治体主導の指導	4
読書の楽しさを体験させる	5
家庭での環境づくり	19
保育園などでの環境づくり	12
図書館の充実・キッズスペースの設置	17
本人の興味次第・無理強いはしない	5
その他	4
<b>合計</b>	<b>72</b>

## （その他の主な意見）

- ママ友からも、あいぱるで少し子供が走っていただけなのに怒られたから、それから言っていないという話も聞いた。私もあいぱるは、静かな雰囲気なので、行っていません。他の利用者に、うるさくて怒られるかもしれないが、職員には、子供の特徴を理解して接してもらいたい。子育てしづらいと感じる。
- 毎日本を聞きながら子供に頭がよくなります
- 問5の㊦と㊧の違いが分かりません
- 沢山興味を持って関心が高まることは良いことだと思います。

## 【アンケート調査結果（施設・統計）】

### ○学校図書館蔵書数

	平成18年度末現在	平成24年度末現在	平成30年度末現在
小学校 12校	100,425冊	126,155冊	141,351冊
中学校 6校	50,660冊	66,710冊	74,159冊
高校 2校			95,443冊

## 【アンケート調査結果（施設・意見）】

（小学校）

### ○読書関係の取組みを実施していますか。

- ・読書マラソン：読書記録台紙を作成、目標ページや目標冊数達成で賞状
- ・図書委員会による本の紹介、発表
- ・子ども達の昇降口に長机を設置し、低学年、中学年、高学年向けの絵本をそれぞれ6冊ずつ（全体で18冊）を誰でも読めるよう、コーナーを設けた。
- ・学年ごとに目標冊数やページ数を設け、達成した児童に賞状を作り、表彰する。

### ○戸田市立図書館と学校の連携について

- ・団体貸出を利用して、学校図書館の蔵書には限りがあるため、調べ学習の際は豊富に資料を活用でき、大変助かっている。しかし、市立図書館は離れているため、団体貸出の巡回車のスケジュールと学習スケジュールが合わないときの利用しづらさも感じている。
- ・学校で図書館（室）の利用教育を行っているが、絵本の並びは小学校では著者名順、題名順等、児童が探しやすいよう各校工夫して配架しているため、市立図書館の出版社順に並べられた棚で本を探す際に利用教育で学んだことが活かせず、目的の本にたどりつきづらいようである。出版社は、小さな子には分かりづらいため、市立図書館でも著者名順や題名順等、学校と統一した配架を検討いただければと感じている。

（中学校）

### ○戸田市立図書館と学校の連携について

- ・郊外学習等の調べ物で活用したいとき、（5、6月実施の）丁度いい日程に当たらないことが多くなかなか利用できていなかった。団体貸出などの日程がもう少し自由度があると使いやすいと思います。

(市立保育園)

○独自に行っている読書活動の推進に関わる取り組みについて

- ・家庭でも親子で絵本が楽しめるように貸出絵本を実施している。また、読んだ感想等を保護者に書いてもらい、掲示などしている。
- ・親子図書ルームを開催している。1か月に2日間夕方の時間に1クラスを使用して絵本の紹介や親子で絵本を見る時間を設けている。

○家庭や地域における子どもの読書活動をすすめるためのご意見について

- ・TV、DVD、スマホ、iPadなど、様々な情報ツールが生活の中に当たり前存在し、絵本もiPadで見られる中で、保育士としては、絵本を見る楽しさを伝えていきたいと思いません。紙のページをめくるワクワク感、触り心地、めくる音、紙のにおいなど。絵本ならではの楽しさ、味わう深さを伝えていけるよう、保育園での読み聞かせの風景を写真にとって保護者にお見せしたり、おすすめ絵本、本日読んだ本等伝えることで身近に楽しめるものとして感じていただけるようにと思っています。

(私立保育園)

○独自に行っている読書活動の推進に関わる取り組みについて

- ・本棚を事務所前に置き、いつでも絵本が見られるようにしている。お迎え時に親子で読んでいる姿が毎日のようにあります。

○家庭や地域における子どもの読書活動をすすめるためのご意見について

- ・地域子育て支援センターにおいて、12年間絵本の読みきかせ講座を行っている。読み聞かせが親子のコミュニケーションにとってとても大きな役割を果たすこと、読みきかせを続けていくことにより、子どもの発達や成長がよく見えることを具体的に話し、共有していく中で、保護者が読み聞かせ（読書）の力を実感していると感じる。
- ・講座で良書のリストを配布しているが、古いものだと書庫に入っていることも多く、また人気のある本などは予約がなかなか回ってこないなどの報告を聞くこともある。今後も新しい本がどんどん出版されると思うが、良書を手に取りやすい環境が身近にあるとよいと思う。

(家庭保育室・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・認可外保育施設)

○独自に行っている読書活動の推進に関わる取り組みについて

- ・購入には限りがあり、図書館の本を活用している。特に紙芝居や大型絵本は役立ってい

る。

○家庭や地域における子どもの読書活動をすすめるためのご意見について

- ・おはなし会として各園に読み聞かせをしてくれる団体が回ってきてくれるような活動があれば嬉しいです。秋の芸術、文化活動などと結び付けて行事のひとつに入れるのもいいと思います。保育士が読み聞かせるのとはまた雰囲気が変わり、子ども達も楽しめるのではないのでしょうか。
- ・保育園からの貸出絵本を検討中です。

(幼稚園)

○独自に行っている読書活動の推進に関わる取り組みについて

- ・日常的に絵本や紙芝居などの読み聞かせを行っています。
- ・「絵本を読もう 100 冊」という冊子を配布し、保護者の方にも読んでいただきたい、子どもとかかわってほしい、子供たちの想像力を引き出していきたい。という思いから取り組んでいます。100 冊読むと表彰を行い、自信へとつなげています。

○家庭や地域における子どもの読書活動をすすめるためのご意見について

- ・子どもによっては、「今日幼稚園で読んだ本が面白かった」と言ったので、どんな本ですか？などの質問を（保護者から）受けます。家でもよく本を読んでいるようです。こちらからも、こんな本を読んでいます。と言うときもあります。

(ふれあい広場・子育て広場・障害者福祉施設・児童施設)

○読書関係の取組みを実施していますか。

- ・家庭での親子の向き合い時間の中に、絵本の読み聞かせを設けるように呼びかけ。絵本の紹介を、便りなどを用いて行っている。
- ・年に数回、単発のイベントとして、全年令児に向けた素話や紙芝居を実施。
- ・週 3 回開催している子育て広場（0～2 歳児親子対象）において、ほぼ毎回、絵本や紙芝居の読み聞かせを一斉プログラムとして実施。

○家庭や地域における子どもの読書活動をすすめるためのご意見について

- ・9 月ごろから入園される児童がいるため、毎日読書の時間を行いたいと思っています。年間 150 冊以上の計画も立てており、絵やイメージ、言葉を子ども達に伝えていきたいと思っています。

---

---

(学童保育室)

○読書関係の取組みを実施していますか。

・一日保育の時に、学習時間の後 15 分間読書の時間を設けたり、遊びに飽きたときなど読書の時間を設けている。また、昼食後、おやつ後も読書の時間とし、気持ちを落ち着かせなければいけないときも読書の時間を設けている。

○家庭や地域における子どもの読書活動をすすめるためのご意見について

- ・紙芝居などを読んでくれる方に来ていただきたいです。
- ・読み聞かせボランティアの方に来ていただきたい。お願いの仕方がわからない。
- ・団体利用で図書館から定期的に本をお借りしています。
  
- ・図書館が近くにないので、移動図書館などたくさんの本に触れられる機会があったらいいなと思います。
- ・夏休みは 40 日近く 1 日保育が続くので、ぜひ読み聞かせのボランティアの人に来ていただいて本の楽しさを子どもたちに知ってもらいたい。たくさんの本に触れてほしいと思いますが、どこにお願いすればいいでしょうか。
- ・子供によって、本が大好きな子とそうでない子がいます。読書に興味がない子でも、家庭で少し本に親しくさせた方がいいと思います。

## 【アンケート質問用紙】

読書についてのアンケート【小学2年生～3年生】

○このアンケートで、

「本」に含めないもの

「教科書」・「雑誌」・「偉人や歴史以外の漫画」

- 問1 あなたは本を読むことが好きですか。
- ア 好き イ どちらかといえば好き ウ どちらかといえば嫌い エ 嫌い
- 問2 あなたが小学校へあがる前、家族や保育園、幼稚園の先生に本を読んでもらったことがありますか。
- ア よくあった イ たまにあった ウ なかった エ おぼえていない
- 問3 あなたは読んだ本の内容について、家族や友達と話をしたことがありますか。
- ア よくある イ たまにある ウ ない
- 問4 あなたはどこで本を読むことが多いですか。2つまで選んでください。
- ア 学校の読書の時間 イ 学校の図書室 ウ 戸田市立図書館（※）  
 エ 自分の家 オ 学童保育室  
 カ 児童館（プリムローズ・こどもの国） キ その他
- 問5 この1カ月の間に、本を何冊ぐらい読みましたか。
- ア 0冊 イ 1～3冊 ウ 4～6冊 エ 7～9冊  
 オ 10冊以上
- 問6 あなたは学校の図書室へ行きますか。
- ア よく行く イ たまに行く ウ 行かない

問7 あなたは戸田市立図書館（※）を利用したことがありますか。

ア よく利用する    イ ときどき利用する    ウ 利用したことがない

問8 「戸田市子供読書手帳」を使っていますか。

ア 使っている    イ 使っていない    ウ 「戸田市子供読書手帳」を知らない

※「戸田市立図書館」は、「本館」「上戸田分館」「下戸田分室」「下戸田南分室」「美笹分室」  
「戸田公園駅前配本所」「新曽配本所」のすべてを含みます。

ご協力ありがとうございました。

アンケートの回答は「子どもの読書活動推進計画」策定の目的以外には使用しません。

戸田市立図書館

## 読書についてのアンケート【小学4年生～6年生】

○このアンケートで、

「本」に含めないもの

「教科書」・「雑誌」・「偉人や歴史以外の漫画」

問1 あなたは本を読むことが好きですか。

ア 好き イ どちらかといえば好き ウ どちらかといえば嫌い エ 嫌い

問1-① 問1の質問で、(ア) (イ)を選んだ人だけ教えてください。

どんな理由からですか。

ア 楽しいから イ 知らないことがわかるから

ウ 考える力がつくから エ 宿題にでたから

オ 好きな作家やシリーズがあるから カ その他

問1-② 問1の質問で、(ア) (イ)を選んだ人だけ教えてください。

どんな本を読んでいますか。一番よく読む本を1つ選んでください。

ア 小説や物語 イ 伝記(社会の役に立った人のお話)

ウ 科学についての本 エ 歴史についての本 オ 図鑑

カ 趣味・スポーツについての本 キ 絵本 ク その他

問1-③ 問1の質問で、(ウ) (エ)を選んだ人だけ教えてください。

本を読まない理由はなんですか。

ア 読みたい本がないから イ 本を読むのが苦手だから

ウ パソコンやスマホを使ったり、ゲームをしたり、テレビを見ることが好きだから

エ 塾や習いごとでいそがしいから オ その他

問2 あなたが小学校へあがる前、家族や保育園、幼稚園の先生に本を読んでもらったことがありますか。

ア よくあった イ たまにあった ウ なかった エ おぼえていない

問3 あなたは読んだ本の内容について、家族や友達と話をしたことがありますか。

ア よくある イ たまにある ウ ない

問4 あなたはどこで本を読むことが多いですか。3つまで選んでください。

ア 学校の読書の時間 イ 学校の図書室 ウ 戸田市立図書館 (※)

エ 自分の家 オ 学童保育室

カ 児童館 (プリムローズ・こどもの国) キ その他

問5 あなたは本を読むとき、どのようにして手にいれることが多いですか。

ア 家にあるもの イ 購入する ウ 学校の図書室で借りる

エ 戸田市立図書館 (※) で借りる オ 友達に借りる

カ その他 (プレゼントなど)

問6 この1カ月の間に、本を何冊ぐらいよみましたか。

ア 0冊 イ 1～3冊 ウ 4～6冊 エ 7～9冊

オ 10冊以上

問7 あなたは学校の図書室へ行きますか。

ア よく行く イ たまに行く ウ 行かない

問8 あなたは戸田市立図書館（※）を利用したことがありますか。

ア よく利用する イ ときどき利用する ウ 利用したことがない

問8-① 問8の質問で、(ア) (イ)を選んだ人だけ教えてください。

どんな時に利用しますか？（2つまで選んでください。）

ア 宿題などの調べ物をするため イ 読みたい本を借りるため

ウ 図書館の行事に参加するため エ 落ち着いて本を読みたいとき

オ CDやDVDを借りるため

カ その他 [ ]

問8-② 問8の質問で(ウ)を選んだ人だけ教えてください。

利用しない理由はなんですか。1つ選んでください。

ア 遠くていけない イ 場所がわからない ウ いく時間がない

エ 図書館の利用の仕方がわからない オ 読みたい本がない カ 本に興味がない

キ その他 [ ]

問9 「戸田市子供読書手帳」を使っていますか。

ア 使っている    イ 使っていない    ウ 「戸田市子供読書手帳」を知らない

問10 あなたが戸田市立図書館（※）について「ここが足りない!」「こうしたらもっと良くなる!」

と思うところがあったら自由に書いてください。

[ ]

※「戸田市立図書館」は、「本館」「上戸田分館」「下戸田分室」「下戸田南分室」「美笹分室」  
「戸田公園駅前配本所」「新曽配本所」のすべてを含みます。

ご協力ありがとうございました。

アンケートの回答は「子どもの読書活動推進計画」策定の目的以外には使用しません。

戸田市立図書館



問2 あなたが小学校へ入学するまでに、家族や保育園、幼稚園の先生に本を読んでもらったことがありますか。

ア よくあった イ たまにあった ウ なかった エ おぼえていない

問3 あなたは読んだ本の内容について、家族や友達と話をしたことがありますか。

ア よくある イ たまにある ウ ない

問4 あなたはどこで本を読むことが多いですか。3つまで選んでください。

ア 学校の読書の時間 イ 学校の図書室 ウ 戸田市立図書館（※）  
エ 自分の家 オ 児童館（プリムローズ・こどもの国） カ その他

問5 あなたは本を読むとき、どのようにして手にいれることが多いですか。

ア 家にあるもの イ 購入する ウ 学校の図書室で借りる  
エ 戸田市立図書館（※）で借りる オ 友達に借りる  
カ その他（プレゼントなど）

問6 この1カ月の間に、本を何冊ぐらいよみましたか。

ア 0冊 イ 1～3冊 ウ 4～6冊 エ 7～9冊 オ 10冊以上

問7 パソコン、スマホ、タブレット、ブックリーダーなどを利用して、本を読んだことはありますか。

ア よく読む イ たまに読む ウ 読まない

問8 あなたは学校の図書室へ行きますか。

ア よく行く イ たまに行く ウ 行かない

問9 あなたは戸田市立図書館（※）を利用したことがありますか。



問9-① 問9の質問で、(ア) (イ) を選んだ人だけ教えてください。  
 どんな時に利用しますか？(2つまで選んでください。)

- ア 宿題などの調べ物をするため    イ 読みたい本を借りるため  
 ウ 図書館の行事に参加するため    エ 落ち着いて本を読みたいとき  
 オ CDやDVDを借りるため  
 カ その他 [ ]

問9-② 問9の質問で(ウ)を選んだ人だけ教えてください。  
 利用しない理由はなんですか。1つ選んでください。

- ア 遠くていけない    イ 場所がわからない    ウ いく時間がない  
 エ 図書館の利用の仕方がわからない    オ 読みたい本がない    カ 本に興味がない  
 キ その他 [ ]

問10 「戸田市子供読書手帳」を使っていますか。

- ア 使っている    イ 使っていない    ウ 「戸田市子供読書手帳」を知らない

問11 あなたが戸田市立図書館(※)について「ここが足りない!」「こうしたらもっと良くなる!」と思うところがあったら自由に書いてください。

[ ]

※「戸田市立図書館」は、「本館」「上戸田分館」「下戸田分室」「下戸田南分室」「美笹分室」「戸田公園駅前配本所」「新曽配本所」のすべてを含みます。

ご協力ありがとうございました。

アンケートの回答は「子どもの読書活動推進計画」策定の目的以外には使用しません。

戸田市立図書館

## 乳幼児期の読書に関するアンケートのお願い

戸田市では、0歳から6歳までのお子さんのいるご家庭を対象に、読書環境等の現状の把握のためにアンケートを実施いたします。この結果をもとに、図書館での児童サービスや市内の公共施設で読書活動の推進に関する取組の参考にさせていただきたいと考えております。

お手数ですが、マークシート用紙にご記入の上、令和元年7月17日(水)までに「プリムローズ」または「こどもの国」へご持参いただきますよう、お願いします。

※マークシート用紙は折り曲げないでください。

問1 回答者（記入される方）の年代をお教えてください。

ア 10歳代～20歳代 イ 30歳代 ウ 40歳代 エ その他

問2 お子さんは、おいくつですか？（複数回答可）

ア 0～2歳 イ 3～5歳 ウ 6歳

問3 戸田市では、4カ月健診の際に、絵本の読み聞かせの意義の説明や実演をし、絵本をプレゼントする「ブックスタート」を実施しています。

(1) 以前に「ブックスタート」に参加されたことがありますか？（転入されてきた方は、以前住んでいた自治体で）

ア 参加したことがある イ 参加したことがない ウ 知らなかった  
(覚えていない)

(2) (1)の質問で、(ア)を選んだ方に伺います。

ブックスタートについてのご意見・ご感想をお書きください。

[ ]

問4 読み聞かせについて伺います。

(1) 絵本などの読み聞かせをしていますか？

ア 毎日 イ 2～3日に一度 ウ 4～7日に一度 エ したことがない



## 第3次 戸田市子どもの読書活動推進計画策定のためのアンケート（小学校用）

1. 学校名 \_\_\_\_\_ 小学校

## 2. 読書活動について

(1) 「読書の時間」(朝読書など)を設けていますか。

設けている・設けていない(理由) \_\_\_\_\_ )

- ① 回数 (年・月・週 \_\_\_\_\_ 回)
- ② 時間帯 (時 分 ~ \_\_\_\_\_ 時 分)
- ③ 対象 ( \_\_\_\_\_ 年生 ~ \_\_\_\_\_ 年生)
- ④ 内容 ( \_\_\_\_\_ )
- ⑤ 成果 ( \_\_\_\_\_ )

(2) 「読み聞かせ」を実施していますか。

実施している・実施していない(理由) \_\_\_\_\_ )

- ① 回数 (年・月・週 \_\_\_\_\_ 回)
- ② 実施者 \_\_\_\_\_ 保護者のボランティア・本好きサポーター  
(戸田市学校図書館図書整理員)  
地域のボランティア(団体名: \_\_\_\_\_ )  
教師・その他( \_\_\_\_\_ )
- ③ 対象 ( \_\_\_\_\_ 年生 ~ \_\_\_\_\_ 年生)
- ④ 内容 ( \_\_\_\_\_ )
- ⑤ 成果 ( \_\_\_\_\_ )

(3) 読書関係の取組みを実施していますか。(保護者向け・子ども向け)

※実施している場合は内容を記入してください。

(4) 図書館からの団体貸出の本以外に学級に本がありますか。

ある(種類: \_\_\_\_\_ )・ない

## 3. 学校図書室の活用等について（該当するものに○を1つ付けてください。）

(1) 学校図書室をいつ利用していますか。 ※複数回答可

- ① 教科の時間(国語・理科等)  
 ② 総合的な学習の時間  
 ③ その他( )

(2) 学校図書の選書は誰がしていますか。 ※複数回答可

- ① 教師  
 ② 本好きサポーター(戸田市学校図書館図書整理員)  
 ③ その他( )

## 4. 図書室の蔵書(平成30年度)について伺います

学年別児童の月別年間平均貸出冊数(生徒1人あたりの月の貸出数)

	30年度
小学1年	冊
小学2年	冊
小学3年	冊
小学4年	冊
小学5年	冊
小学6年	冊

## 5. その他、戸田市立図書館と学校との連携などご自由にご記入ください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 6. その他、読書活動推進について御意見等ありましたらご記入ください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※アンケートの回答は子どもの読書活動推進計画策定の目的以外使用しません

## 第3次 戸田市子どもの読書活動推進計画策定のためのアンケート（中学校用）

1. 学校名 \_\_\_\_\_ 中学校

## 2. 読書活動について

(1) 「読書の時間」(朝読書など)を設けていますか。

設けている・設けていない(理由 \_\_\_\_\_ )

- |                      |                             |
|----------------------|-----------------------------|
| 設けている<br>↓<br>設けていない | ① 回数 ( 年・月・週 _____ 回)       |
|                      | ② 時間帯 ( 時 分 ~ 時 分)          |
|                      | ③ 対象 ( _____ 年生 ~ _____ 年生) |
|                      | ④ 内容 ( _____ )              |
|                      | ⑤ 成果 ( _____ )              |

(2) 「読み聞かせ」を実施していますか。

実施している・実施していない(理由 \_\_\_\_\_ )

- |                        |  |
|------------------------|--|
| 実施している<br>↓<br>実施していない | ① 回数 ( 年・月・週 _____ 回)                        |
|                        | ② 実施者 保護者のボランティア・本好きサポーター<br>(戸田市学校図書館図書整理員) |
|                        | 地域のボランティア(団体名: _____ )                       |
|                        | 教師・その他( _____ )                              |
|                        | ③ 対象 ( _____ 年生 ~ _____ 年生)                  |
| ④ 内容 ( _____ )         |  |
| ⑤ 成果 ( _____ )         |  |

(3) 読書関係の取組みを実施していますか。(保護者向け・子ども向け)

※実施している場合は内容を記入してください。

(4) 図書館からの団体貸出の本以外に学級に本がありますか。

ある(種類: \_\_\_\_\_ )・ない

## 3. 学校図書室の活用等について（該当するものに○を1つ付けてください。）

(1) 学校図書室をいつ利用していますか。 ※複数回答可

- ① 教科の時間(国語・理科等)  
 ② 総合的な学習の時間  
 ③ その他( )

(2) 学校図書の選書は誰がしていますか。 ※複数回答可

- ① 教師  
 ② 本好きサポーター(戸田市学校図書館図書整理員)  
 ③ その他( )

## 4. 図書室の蔵書(平成30年度)について伺います

学年別生徒の月別年間平均貸出冊数(生徒1人あたりの月の貸出数)

	30年度
中学1年	冊
中学2年	冊
中学3年	冊

## 5. その他、戸田市立図書館と学校との連携などご自由にご記入ください。

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

## 6. その他、読書活動推進について御意見等ありましたらご記入ください。

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

※アンケートの回答は子どもの読書活動推進計画策定の目的以外使用しません

## 第3次 戸田市子どもの読書活動推進計画策定のためのアンケート（高校用）

1 学校名 \_\_\_\_\_ 高校

2 読書活動についてお答えください。（該当するものを1つ選んでください。）

◎読書活動の実践を行っていますか。

① はい ② いいえ

◎読書週間の設定をしていますか。

① はい ② いいえ

◎図書室だよりや本のリスト等の作成していますか。

① はい ② いいえ

◎学校図書室に専任の司書はいますか。

① はい ② いいえ

3 学校図書室についてお答えください。

◎生徒が図書室の利用ができる時間帯はいつですか 該当する全てに○をしてください

(1) 曜日 月 火 水 木 金 土 日

(2) 時間 休み時間 昼休み 放課後 授業時間

◎学校図書室に司書がいる時間帯はいつですか。

(1) 曜日 月 火 水 木 金 土 日

(2) 時間 時 分 ~ 時 分まで

◎図書室の蔵書数について伺います。

・平成31年4月1日現在の蔵書数でお答えください。

冊

◎年間の図書の購入数と予算額についてお答えください。

	28年度	29年度	30年度
年間購入冊数	冊	冊	冊
年間購入額	円	円	円

◎学年別生徒の月別年間平均貸出冊数（生徒1人あたりの月の貸出数）

	28年度	29年度	30年度
高校1年	冊	冊	冊
高校2年	冊	冊	冊
高校3年	冊	冊	冊

4 学校が独自に行っている読書活動があればお書きください。

.....

.....

.....

※アンケートの回答は子どもの読書活動推進計画策定の目的以外使用しません

## 第3次 戸田市子どもの読書活動推進計画策定のためのアンケート（市立保育園用）

1. 保育園名 \_\_\_\_\_ 保育園

2. 「読み聞かせ」、「おはなし会」等の開催状況についてお答え下さい。

(1) 「読み聞かせ」

◎一週間に \_\_\_\_\_ 回  
 ◎一回当たりの時間 \_\_\_\_\_ 分  
 ◎対象年齢 \_\_\_\_\_ 歳  
 ◎成果 \_\_\_\_\_

(2) 「おはなし会」

◎一週間に \_\_\_\_\_ 回  
 ◎一回当たりの時間 \_\_\_\_\_ 分  
 ◎対象年齢 \_\_\_\_\_ 歳  
 ◎成果 \_\_\_\_\_

(3) その他独自に行っている読書活動の推進に関わる取組がありましたら記入願います。

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

3. 児童書の所有数等についてお答え下さい。

◎所有数 \_\_\_\_\_ 冊

年間購入冊数	年度	28年度	29年度	30年度
購入冊数		冊	冊	冊
購入金額		円	円	円

4. その他ご意見について

◎家庭や地域における子どもの読書活動をすすめるためのご意見があれば記入願います。

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

※アンケートの回答は子どもの読書活動推進計画策定の目的以外使用しません

## 第3次 戸田市子どもの読書活動推進計画策定のためのアンケート（私立保育園用）

1. 保育園名 \_\_\_\_\_ 保育園

2. 「読み聞かせ」、「おはなし会」等の開催状況についてお答え下さい。

(1) 「読み聞かせ」

◎一週間に \_\_\_\_\_ 回  
 ◎一回当たりの時間 \_\_\_\_\_ 分  
 ◎対象年齢 \_\_\_\_\_ 歳  
 ◎成果 \_\_\_\_\_

(2) 「おはなし会」

◎一週間に \_\_\_\_\_ 回  
 ◎一回当たりの時間 \_\_\_\_\_ 分  
 ◎対象年齢 \_\_\_\_\_ 歳  
 ◎成果 \_\_\_\_\_

(3) その他独自に行っている読書活動の推進に関わる取組がありましたら記入願います。

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

3. 児童書の所有数等についてお答え下さい。

◎所有数 \_\_\_\_\_ 冊

◎年間購入冊数

年度	28年度	29年度	30年度
購入冊数	冊	冊	冊
購入金額	円	円	円

4. その他ご意見について

◎家庭や地域における子どもの読書活動をすすめるためのご意見があれば記入願います。

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

※アンケートの回答は子どもの読書活動推進計画策定の目的以外使用しません

## 第3次 戸田市子どもの読書活動推進計画策定のためのアンケート（小規模保育事業所用）

1. 事業所名 \_\_\_\_\_

2. 「読み聞かせ」、「おはなし会」等の開催状況についてお答え下さい。

(1) 「読み聞かせ」

◎一週間に \_\_\_\_\_ 回

◎一回当たりの時間 \_\_\_\_\_ 分

◎対象年齢 \_\_\_\_\_ 歳

◎成果 \_\_\_\_\_

(2) 「おはなし会」

◎一週間に \_\_\_\_\_ 回

◎一回当たりの時間 \_\_\_\_\_ 分

◎対象年齢 \_\_\_\_\_ 歳

◎成果 \_\_\_\_\_

(3) その他独自に行っている読書活動の推進に関わる取組がありましたら記入願います。

.....

.....

.....

.....

.....

3. 児童書の所有数等についてお答え下さい。

◎所有数 \_\_\_\_\_ 冊

年度	28年度	29年度	30年度
購入冊数	冊	冊	冊
購入金額	円	円	円

4. その他ご意見について

◎家庭や地域における子どもの読書活動をすすめるためのご意見があれば記入願います。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※アンケートの回答は子どもの読書活動推進計画策定の目的以外使用しません

## 第3次 戸田市子どもの読書活動推進計画策定のためのアンケート（家庭保育室用）

1. 事業所名 \_\_\_\_\_

2. 「読み聞かせ」、「おはなし会」等の開催状況についてお答え下さい。

(1) 「読み聞かせ」

◎一週間に \_\_\_\_\_ 回  
 ◎一回当たりの時間 \_\_\_\_\_ 分  
 ◎対象年齢 \_\_\_\_\_ 歳  
 ◎成果 \_\_\_\_\_

(2) 「おはなし会」

◎一週間に \_\_\_\_\_ 回  
 ◎一回当たりの時間 \_\_\_\_\_ 分  
 ◎対象年齢 \_\_\_\_\_ 歳  
 ◎成果 \_\_\_\_\_

(3) その他独自に行っている読書活動の推進に関わる取組がありましたら記入願います。

.....  
 .....  
 .....  
 .....

3. 児童書の所有数等についてお答え下さい。

◎所有数 \_\_\_\_\_ 冊

◎年間購入冊数

年度	28年度	29年度	30年度
購入冊数	冊	冊	冊
購入金額	円	円	円

4. その他ご意見について

◎家庭や地域における子どもの読書活動をすすめるためのご意見があれば記入願います。

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

※アンケートの回答は子どもの読書活動推進計画策定の目的以外使用しません

## 第3次 戸田市子どもの読書活動推進計画策定のためのアンケート（事業所内保育事業所用）

1. 事業所名 \_\_\_\_\_

2. 「読み聞かせ」、「おはなし会」等の開催状況についてお答え下さい。

(1) 「読み聞かせ」

◎一週間に \_\_\_\_\_ 回  
 ◎一回当たりの時間 \_\_\_\_\_ 分  
 ◎対象年齢 \_\_\_\_\_ 歳  
 ◎成果 \_\_\_\_\_

(2) 「おはなし会」

◎一週間に \_\_\_\_\_ 回  
 ◎一回当たりの時間 \_\_\_\_\_ 分  
 ◎対象年齢 \_\_\_\_\_ 歳  
 ◎成果 \_\_\_\_\_

(3) その他独自に行っている読書活動の推進に関わる取組がありましたら記入願います。

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

3. 児童書の所有数等についてお答え下さい。

◎所有数 \_\_\_\_\_ 冊

年間購入冊数	年度	28年度	29年度	30年度
購入冊数		冊	冊	冊
購入金額		円	円	円

4. その他ご意見について

◎家庭や地域における子どもの読書活動をすすめるためのご意見があれば記入願います。

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

※アンケートの回答は子どもの読書活動推進計画策定の目的以外使用しません

## 第3次 戸田市子どもの読書活動推進計画策定のためのアンケート（保育施設用）

1. 事業所名 \_\_\_\_\_

2. 「読み聞かせ」、「おはなし会」等の開催状況についてお答え下さい。

(1) 「読み聞かせ」

◎一週間に \_\_\_\_\_ 回

◎一回当たりの時間 \_\_\_\_\_ 分

◎対象年齢 \_\_\_\_\_ 歳

◎成果 \_\_\_\_\_

(2) 「おはなし会」

◎一週間に \_\_\_\_\_ 回

◎一回当たりの時間 \_\_\_\_\_ 分

◎対象年齢 \_\_\_\_\_ 歳

◎成果 \_\_\_\_\_

(3) その他独自に行っている読書活動の推進に関わる取組がありましたら記入願います。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

3. 児童書の所有数等についてお答え下さい。

◎所有数 \_\_\_\_\_ 冊

◎年間購入冊数

年度	28年度	29年度	30年度
購入冊数	冊	冊	冊
購入金額	円	円	円

4. その他ご意見について

◎家庭や地域における子どもの読書活動をすすめるためのご意見があれば記入願います。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※アンケートの回答は子どもの読書活動推進計画策定の目的以外使用しません

## 第3次 戸田市子どもの読書活動推進計画策定のためのアンケート（幼稚園用）

1. 幼稚園名 \_\_\_\_\_ 幼稚園

2. 「読み聞かせ」、「おはなし会」等の開催状況についてお答え下さい。

(1) 「読み聞かせ」

◎一週間に \_\_\_\_\_ 回

◎一回当たりの時間 \_\_\_\_\_ 分

◎対象年齢 \_\_\_\_\_ 歳

◎成果 \_\_\_\_\_

(2) 「おはなし会」

◎一週間に \_\_\_\_\_ 回

◎一回当たりの時間 \_\_\_\_\_ 分

◎対象年齢 \_\_\_\_\_ 歳

◎成果 \_\_\_\_\_

(3) その他独自に行っている読書活動の推進に関わる取組がありましたら記入願います。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

3. 児童書の所有数等についてお答え下さい。

◎所有数 \_\_\_\_\_ 冊

◎年間購入冊数

年度	28年度	29年度	30年度
購入冊数	冊	冊	冊
購入金額	円	円	円

4. その他ご意見について

◎家庭や地域における子どもの読書活動をすすめるためのご意見があれば記入願います。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※アンケートの回答は子どもの読書活動推進計画策定の目的以外使用しません

## 第3次戸田市子どもの読書活動推進計画策定のためのアンケート（親子ふれあい広場・子育て広場用）

## 1. 広場名称 \_\_\_\_\_

## 2. 読書活動について

(1) 「読書の時間」(朝読書など)を設けていますか。

設けている・設けていない(理由) \_\_\_\_\_ )

① 回数 ( 年・月・週 \_\_\_\_\_ 回)

② 時間帯 ( 時 分 ~ \_\_\_\_\_ 時 分)

③ 対象 ( \_\_\_\_\_ 年生 ~ \_\_\_\_\_ 年生)

④ 内容 ( \_\_\_\_\_ )

⑤ 成果 ( \_\_\_\_\_ )

(2) 「読み聞かせ」を実施していますか。

実施している・実施していない(理由) \_\_\_\_\_ )

① 回数 ( 年・月・週 \_\_\_\_\_ 回)

② 実施者 [ 保護者のボランティア  
地域のボランティア(団体名: \_\_\_\_\_ )  
教師・その他( \_\_\_\_\_ ) ]

③ 対象 ( \_\_\_\_\_ 年生 ~ \_\_\_\_\_ 年生)

④ 内容 ( \_\_\_\_\_ )

⑤ 成果 ( \_\_\_\_\_ )

(3) 読書関係の取組みを実施していますか。(保護者向け・子ども向け)

※実施している場合は内容を記入してください。

## 3. 児童書の所有数についてお答え下さい。

◎所有数 \_\_\_\_\_ 冊

◎年間購入冊数

年度	28年度	29年度	30年度
購入冊数	冊	冊	冊
購入金額	円	円	円

## 4. その他ご意見について

◎家庭や地域における子どもの読書活動をすすめるためのご意見があれば記入願います。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※アンケートの回答は子どもの読書活動推進計画策定の目的以外使用しません

## 第3次戸田市子どもの読書活動推進計画策定のためのアンケート（障害者福祉施設用）

## 1. 施設名称 \_\_\_\_\_

## 2. 読書活動について

(1) 「読書の時間」(朝読書など)を設けていますか。

設けている・設けていない(理由) \_\_\_\_\_ )

① 回数 ( 年・月・週 \_\_\_\_\_ 回)

② 時間帯 ( 時 分 ~ 時 分 )

③ 対象 ( 年生 ~ 年生 )

④ 内容 ( \_\_\_\_\_ )

⑤ 成果 ( \_\_\_\_\_ )

(2) 「読み聞かせ」を実施していますか。

実施している・実施していない(理由) \_\_\_\_\_ )

① 回数 ( 年・月・週 \_\_\_\_\_ 回)

② 実施者 [ 保護者のボランティア  
地域のボランティア(団体名: \_\_\_\_\_ )  
教師・その他( \_\_\_\_\_ ) ]

③ 対象 ( 年生 ~ 年生 )

④ 内容 ( \_\_\_\_\_ )

⑤ 成果 ( \_\_\_\_\_ )

(3) 読書関係の取組みを実施していますか。(保護者向け・子ども向け)

※実施している場合は内容を記入してください。

--	--

## 3. 児童書の所有数についてお答え下さい。

◎所有数 \_\_\_\_\_ 冊

◎年間購入冊数

年度	28年度	29年度	30年度
購入冊数	冊	冊	冊
購入金額	円	円	円

## 4. その他ご意見について

◎家庭や地域における子どもの読書活動をすすめるためのご意見があれば記入願います。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※アンケートの回答は子どもの読書活動推進計画策定の目的以外使用しません

第3次戸田市子どもの読書活動推進計画策定のためのアンケート（プリムローズ・こどもの国用）

1. 施設名称 \_\_\_\_\_

2. 読書活動について

(1) 「読書の時間」(朝読書など)を設けていますか。

設けている・設けていない(理由) \_\_\_\_\_ )

① 回数 ( 年・月・週 \_\_\_\_\_ 回)

② 時間帯 ( 時 分 ~ \_\_\_\_\_ 時 分)

③ 対象 ( \_\_\_\_\_ 年生 ~ \_\_\_\_\_ 年生)

④ 内容 ( \_\_\_\_\_ )

⑤ 成果 ( \_\_\_\_\_ )

(2) 「読み聞かせ」を実施していますか。

実施している・実施していない(理由) \_\_\_\_\_ )

① 回数 ( 年・月・週 \_\_\_\_\_ 回)

② 実施者 [ 保護者のボランティア  
地域のボランティア(団体名: \_\_\_\_\_ )  
教師・その他( \_\_\_\_\_ ) ]

③ 対象 ( \_\_\_\_\_ 年生 ~ \_\_\_\_\_ 年生)

④ 内容 ( \_\_\_\_\_ )

⑤ 成果 ( \_\_\_\_\_ )

(3) 読書関係の取組みを実施していますか。(保護者向け・子ども向け)

※実施している場合は内容を記入してください。

3. 児童書の所有数についてお答え下さい。

◎所有数 \_\_\_\_\_ 冊

◎年間購入冊数

年度	28年度	29年度	30年度
購入冊数	冊	冊	冊
購入金額	円	円	円

4. その他ご意見について

◎家庭や地域における子どもの読書活動をすすめるためのご意見があれば記入願います。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※アンケートの回答は子どもの読書活動推進計画策定の目的以外使用しません

## 第3次戸田市子どもの読書活動推進計画策定のためのアンケート（学童保育室用）

## 1. 施設名称 \_\_\_\_\_

## 2. 読書活動について

(1) 「読書の時間」(朝読書など)を設けていますか。

設けている・設けていない(理由 \_\_\_\_\_)

- ① 回数 ( 年・月・週 \_\_\_\_\_ 回)  
 ② 時間帯 ( 時 分 ~ \_\_\_\_\_ 時 分)  
 ③ 対象 ( \_\_\_\_\_ 年生 ~ \_\_\_\_\_ 年生)  
 ④ 内容 ( \_\_\_\_\_ )  
 ⑤ 成果 ( \_\_\_\_\_ )

(2) 「読み聞かせ」を実施していますか。

実施している・実施していない(理由 \_\_\_\_\_)

- ① 回数 ( 年・月・週 \_\_\_\_\_ 回)  
 ② 実施者 [ 保護者のボランティア  
 地域のボランティア(団体名: \_\_\_\_\_ )  
 教師・その他( \_\_\_\_\_ ) ]  
 ③ 対象 ( \_\_\_\_\_ 年生 ~ \_\_\_\_\_ 年生)  
 ④ 内容 ( \_\_\_\_\_ )  
 ⑤ 成果 ( \_\_\_\_\_ )

(3) 読書関係の取組みを実施していますか。(保護者向け・子ども向け)

※実施している場合は内容を記入してください。

## 3. 児童書の所有数についてお答え下さい。

◎所有数 \_\_\_\_\_ 冊

◎年間購入冊数

年度	28年度	29年度	30年度
購入冊数	_____ 冊	_____ 冊	_____ 冊
購入金額	_____ 円	_____ 円	_____ 円

## 4. その他ご意見について

◎家庭や地域における子どもの読書活動をすすめるためのご意見があれば記入願います。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※アンケートの回答は子どもの読書活動推進計画策定の目的以外使用しません

## 【計画策定経過】

年	月日	内容
令和元年	5月17日	第3次戸田市子どもの読書活動推進計画策定委員会要綱施行
	5月30日	第1回戸田市子どもの読書活動推進計画策定委員会
	6月～7月	第3次戸田市子どもの読書活動推進計画策定に係るアンケート調査実施
	7月19日	第1回戸田市立図書館・郷土博物館協議会
	10月31日	第2回戸田市子どもの読書活動推進計画策定委員会
	12月25日	第3回戸田市子どもの読書活動推進計画策定委員会
令和2年	1月14日	第2回戸田市立図書館・郷土博物館協議会
	2月1日～3月1日	パブリック・コメント実施
	3月	「第3次戸田市子どもの読書活動推進計画」策定

---

---

第3次戸田市子どもの読書活動推進計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 第3次戸田市子どもの読書活動推進計画を策定するため、第3次戸田市子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第3次戸田市子どもの読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他第3次戸田市子どもの読書活動推進計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表の委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育部長をもって充て、副委員長は教育委員会事務局次長（生涯学習課担当）をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課図書館担当において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

- 2 この要綱は、第3次戸田市子どもの読書活動推進計画の策定が終了した日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

所属	職名	備考
教育委員会事務局	教育部長 次長（生涯学習課担当） 教育政策室担当課長（指導担当） 生涯学習課長	委員長 副委員長
学校図書館教育部会	部長 副部長	
福祉部	障害福祉課長	
こども青少年部	こども家庭課長 保育幼稚園室担当課長（管理・指導担当） 児童青少年課長	
事務局	生涯学習課図書館担当	

## 第3次戸田市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

	所属等	職名	氏名
1	教育委員会事務局	部長	山上 睦只
2	教育委員会事務局	参事	星野 正義
3	教育委員会事務局 教育政策室	課長	川和田 亨
4	教育委員会事務局 生涯学習課	課長	福田 忠史
5	学校図書館教育部会	部長	鈴木 薫
6	学校図書館教育部会	副部長	加藤 貴嗣
7	福祉部 障害福祉課	課長	鎌田 陽子
8	こども青少年部 こども家庭課	課長	石橋 晴美
9	こども青少年部 保育幼稚園室	課長	太田 美津子
10	こども青少年部 児童青少年課	課長	岩崎 一昭

戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

戸田市立図書館条例施行規則（平成30年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「戸田市立図書館・郷土博物館協議会」を「戸田市立図書館運営協議会」に改める。

第3条第1項中「（図書館において、戸田市行政組織規則（平成17年規則第7号）第12条に規定する課長と同一の職務を行う者をいう。以下同じ。）」を削る。

第4条を次のように改める。

（利用時間）

第4条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。ただし、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。

名称	利用時間
戸田市立中央図書館	月曜日から金曜日まで（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）は午前9時から午後8時までとし、日曜日、土曜日及び休日は午前9時から午後6時まで
戸田市立図書館上戸田分館	午前9時から午後9時30分まで
戸田市立図書館下戸田分室、戸田市立図書館美笹分室及び戸田市立図書館下戸田南分室	午前9時から午後6時まで
戸田市立図書館戸田公園駅前配本所	月曜日から金曜日まで（その日が休日である場合を除く。）は午前8時30分から午後8時までとし、日曜日、土曜日及び休日は午前9時から午後5時30分まで

第25条第1項及び第2項中「館長」を「教育委員会」に改め、同条に次の2項を加える。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第34条を第35条とする。

第8章中第33条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第34条 第4条から第10条まで、第12条から第18条まで及び第20条から第23条までの規定は、第31条の規定により図書館の管理に関する業務を行う指定管理者について準用する。この場合において、第4条中「戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者は、教育委員会の承認を得て」と、第8条中「館長が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第9条第1項、第4項及び第8項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「館長が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第12条、第13条、第16条から第18条まで並びに第22条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとし、第1号様式から第8号様式までに替わるものを指定管理者が別に定めるものとする。

第2号様式及び第6号様式から第8号様式までを別記のように改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(表)



(裏)

- この券は、戸田市立図書館全館共通で使えます。ただし、団体については中央図書館のみです。
- この券を他人に貸したり、譲り渡さないでください。
- この券を無くしたとき、又は氏名、住所、電話番号などに変更があったときは、速やかに連絡してください。

中央図書館	戸田市大字新曽1707番地 電話
上戸田分館	戸田市上戸田2丁目21番1号 (上戸田地域交流センター2階) 電話
下戸田分室	戸田市下前1丁目2番20号 (東部福祉センター1階) 電話
美笹分室	戸田市美女木5丁目2番地の16 (西部福祉センター2階) 電話
下戸田南分室	戸田市川岸2丁目4番8号 (障害者福祉会館3階) 電話
戸田公園駅前 配本所	戸田市本町4丁目11番15号 (戸田公園駅前行政センター2階) 電話

第6号様式(第22条関係)

館長	主幹	副主幹	担当

視聴覚教材・教具利用申込書			
			年 月 日
(宛先) 戸田市教育委員会			
申込者 団体名 住 所 氏 名 (代表者) 電 話			
下記のとおり、利用を申し込みます。			
利用目的		会場	
利用時間	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで		
教具操作 技術者名		技術講習会 修了証番号	—
利用する教材・教具			参加人数 人
教 材	ソフト等の番号	題 名	
	No		
	No		
	No		
教 具	DVD映写機		台
	プロジェクター		台
	スクリーン		本
	16m/m映写機		台
	リール		本
	巻戻し機		台
備考			

第7号様式(第22条関係)

視聴覚教材・教具利用許可書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年    月    日                 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">                     様                 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     戸田市教育委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> </div>			
下記のとおり、利用を許可します。			
利用目的		会場	
利用時間	年    月    日 (    ) 午前・午後    時    分から 年    月    日 (    ) 午前・午後    時    分まで		
教具操作 技術者名		技術講習会 修了証番号	—
利用する教材・教具			参加人数    人
教 材	ソフト等の番号	題 名	
	No		
	No		
	No		
教 具	DVD映写機	台	
	プロジェクター	台	
	スクリーン	本	
	16m/m映写機	台	
	リール	本	
	巻戻し機	台	
備考			

※この許可書は、教材・教具の貸出しを受ける際係員に提示してください。

第 8 号様式(第 22 条関係)

館 長	主 幹	副 主 幹	担 当

視聴覚教材・教具利用報告書				
			年 月 日	
(宛先) 戸田市教育委員会				
申込者 団体名 住 所 氏 名 (代表者) 電 話				
下記のとおり、利用の結果を報告します。				
会 場		実施年月日	年 月 日	
参 加 人 数	人	教具操作 技術者名		
利 用 効 果 (感想・意見等)				
利用した教材・教具			教材・教具の状況	
教 材	ソフト等の番号	題 名		A 異状なし
	No			B 異状あり
	No			1) 教材・教具名
	No			2) 異状の状態
教 具	DVD映写機		台	
	プロジェクター		台	
	スクリーン		本	
	16m/m映写機		台	
	リール		本	
	巻戻し機		台	
備 考				

※この報告書は、教材・教具を返却する際一緒に提出願います。

戸田市立図書館条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 戸田市立図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第3条の規定により次の事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 条例第8条に規定する<u>戸田市立図書館・郷土博物館協議会</u>(以下「協議会」という。)に関すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 図書館に館長(<u>図書館において、戸田市行政組織規則(平成17年規則第7号)第12条に規定する課長と同一の職務を行う者をいう。以下同じ。)</u>、司書の資格を有する職員その他必要な職員を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(利用時間)</u></p> <p>第4条 <u>図書館の利用時間は、月曜日から金曜日まで(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。))である場合を除く。以下同じ。)</u>は午前9時から午後8時までとし、日曜日、土曜</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 戸田市立図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第3条の規定により次の事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 条例第8条に規定する<u>戸田市立図書館運営協議会</u>(以下「協議会」という。)に関すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 図書館に館長、司書の資格を有する職員その他必要な職員を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(利用時間)</u></p> <p>第4条 <u>図書館の利用時間は、次のとおりとする。ただし、戸田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。</u></p>

改正前	改正後(案)											
<p>日及び休日は午前9時から午後6時までとする。</p> <p>2 分館の利用時間は午前9時から午後9時30分までとし、分館の利用時間は午前9時から午後6時までとする。</p> <p>3 戸田市立図書館戸田公園駅前配本所の利用時間は、月曜日から金曜日まで（その日が休日である場合を除く。）は午前8時30分から午後8時までとし、日曜日、土曜日及び休日は午前9時から午後5時30分までとする。</p> <p>4 戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、前3項に規定する利用時間を変更することができる。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1155 169 1641 220">名称</th> <th data-bbox="1641 169 2128 220">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1155 220 1641 663">戸田市立中央図書館</td> <td data-bbox="1641 220 2128 663">月曜日から金曜日まで（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）は午前9時から午後8時までとし、日曜日、土曜日及び休日は午前9時から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 663 1641 788">戸田市立図書館上戸田分館</td> <td data-bbox="1641 663 2128 788">午前9時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 788 1641 959">戸田市立図書館下戸田分室、戸田市立図書館美笹分室及び戸田市立図書館下戸田南分室</td> <td data-bbox="1641 788 2128 959">午前9時から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 959 1641 1286">戸田市立図書館戸田公園駅前配本所</td> <td data-bbox="1641 959 2128 1286">月曜日から金曜日まで（その日が休日である場合を除く。）は午前8時30分から午後8時までとし、日曜日、土曜日及び休日は午前9時から午後5時30分まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	利用時間	戸田市立中央図書館	月曜日から金曜日まで（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）は午前9時から午後8時までとし、日曜日、土曜日及び休日は午前9時から午後6時まで	戸田市立図書館上戸田分館	午前9時から午後9時30分まで	戸田市立図書館下戸田分室、戸田市立図書館美笹分室及び戸田市立図書館下戸田南分室	午前9時から午後6時まで	戸田市立図書館戸田公園駅前配本所	月曜日から金曜日まで（その日が休日である場合を除く。）は午前8時30分から午後8時までとし、日曜日、土曜日及び休日は午前9時から午後5時30分まで	
名称	利用時間											
戸田市立中央図書館	月曜日から金曜日まで（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）は午前9時から午後8時までとし、日曜日、土曜日及び休日は午前9時から午後6時まで											
戸田市立図書館上戸田分館	午前9時から午後9時30分まで											
戸田市立図書館下戸田分室、戸田市立図書館美笹分室及び戸田市立図書館下戸田南分室	午前9時から午後6時まで											
戸田市立図書館戸田公園駅前配本所	月曜日から金曜日まで（その日が休日である場合を除く。）は午前8時30分から午後8時までとし、日曜日、土曜日及び休日は午前9時から午後5時30分まで											
<p>第5条～第24条（略）</p> <p>（会議）</p>	<p>第5条～第24条（略）</p> <p>（会議）</p>											

改正前	改正後(案)
<p>第25条 協議会は、図書館の運営に関する<u>館長</u>の諮問に応ずるほか、図書館奉仕について<u>館長</u>に対し意見を述べるができる。</p> <p>2 会長は、<u>館長</u>の諮問又は協議会の委員（以下「委員」という。）からの請求があったときは、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第25条 協議会は、図書館の運営に関する<u>教育委員会</u>の諮問に応ずるほか、図書館奉仕について<u>教育委員会</u>に対し意見を述べることができる。</p> <p>2 会長は、<u>教育委員会</u>の諮問又は協議会の委員（以下「委員」という。）からの請求があったときは、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>5 <u>会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u></p>
<p>第26条～第33条 （略）</p>	<p>第26条～第33条 （略）</p> <p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p>第34条 <u>第4条から第10条まで、第12条から第18条まで及び第20条から第23条までの規定は、第31条の規定により図書館の管理に関する業務を行う指定管理者について準用する。この場合において、第4条中「戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者は、教育委員会の承認を得て」と、第8条中「館長が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第9</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>第34条 (略)</p> <p>    附則 (略)</p> <p>様式 (略)</p>	<p><u>条第1項、第4項及び第8項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「館長が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第12条、第13条、第16条から第18条まで並びに第22条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとし、第1号様式から第8号様式までに替わるものを指定管理者が別に定めるものとする。</u></p> <p>第35条 (略)</p> <p>    附則 (略)</p> <p>    <u>附則</u></p> <p>    <u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>様式 (略)</p>

戸田市立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

戸田市立郷土博物館条例施行規則（昭和58年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「戸田市立図書館・郷土博物館協議会」を「戸田市立郷土博物館協議会」に改める。

第3条第4項中「第5条第2項」を「第4条第10項」に改める。

第15条を次のように改める。

（協議会の構成）

第15条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（協議会の会議）

第16条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

戸田市立郷土博物館条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 戸田市立郷土博物館(以下「郷土博物館」という。)は、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)</p> <p>第3条の規定により次の事業を行う。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 条例第9条に規定する<u>戸田市立図書館・郷土博物館協議会</u>(以下「協議会」という。)に関すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指導主事の基本的な職務は、戸田市教育委員会事務局組織規則(昭和48年教育委員会規則第5号)<u>第5条第2項</u>の規定を準用する。</p> <p>第4条～第14条 (略)</p> <p><u>(協議会)</u></p> <p>第15条 <u>協議会については、戸田市立図書館条例施行規則(平成30年教育委員会規則第4号)第24条及び第25条の規定を準用する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 戸田市立郷土博物館(以下「郷土博物館」という。)は、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)</p> <p>第3条の規定により次の事業を行う。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 条例第9条に規定する<u>戸田市立郷土博物館協議会</u>(以下「協議会」という。)に関すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指導主事の基本的な職務は、戸田市教育委員会事務局組織規則(昭和48年教育委員会規則第5号)<u>第4条第10項</u>の規定を準用する。</p> <p>第4条～第14条 (略)</p> <p><u>(協議会の構成)</u></p> <p>第15条 <u>協議会に会長及び副会長を置く。</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>第16条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p><u>2 会長及び副会長は、委員の互選による。</u></p> <p><u>3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</u></p> <p><u>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>(協議会の会議)</u></p> <p><u>第16条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</u></p> <p><u>3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>第17条 (略)</u></p> <p><u>附則 (略)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>

資料 NO. 1

# 教育委員提案

令和2年第3回教育委員会(定例会)

令和2年3月17日(火)

戸田市役所3階 教育委員室

# 1 教育委員提案

ページ

- ① 市が推奨する研究領域について（仙波委員） ..... 1  
（教育政策室）
- ② 租税教育の現状と課題について（木村委員） ..... 2  
（教育政策室）

## 研究委嘱校の募集について

研究領域 要項3条「研究領域及び研究主題」に基づき、次の

(1)、(2)に係ること

(1) 各教科等及び教育課程全般に関わること

(2) 市教育委員会が委嘱希望を求める研究領域

① PEERカリキュラム、セサミストリートカリキュラムに関すること

② PBL、教科等横断的な学びに関すること

③ 特別支援教育に関すること

(ユニバーサルデザイン、ペアトレ、ビジョントレーニング)

④ EdTechに関すること

⑤ EBPMの考え方の活用に関すること

⑥ 防災教育に関すること

⑦ 働き方改革に関すること

※(2)については、(1)と併せて研究することも可能。なお、②④⑤につ

いては、SEEPプログラム (Subject, EdTech, EBPM, PBL) として研究する。

# 租税教育の現状と課題について

戸田市教育委員会  
教育政策室

## 教育課程上の租税教育

### 小学校学習指導要領解説 社会編

#### ●第6学年の内容

国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、裁判員制度や**租税の役割**などについて扱うこと。

#### 租税の役割

租税が国や県、市によって行われている対策や事業などの費用として使われていること、それらは主に国民によって納められた税金であることなどを理解できるようにする。その際、限られた財源をどのように配分するのかを決める責任は、国会や地方議会などの制度を通して、国民や住民にあることに触れるようにする。

# 教育課程上の租税教育

## 中学校学習指導要領解説 社会編

### ● 公民的分野の内容 B 私たちの経済

- (2) 国民の生活と政府の役割
- ア (イ) 財政及び**租税の意義**、国民の**納税の義務**について理解すること。
- イ (イ) 財政及び**租税の役割**について多面的・多角的に考察し、表現すること。

### 租税の意義

・・・統計資料などを有効に活用しながら**租税の大まかな仕組みやその特徴**にも触れ、国民生活に大きな影響力をもつ財政を支える**租税の意義や税制度の基礎を理解**できるようにすることを意味している。・・・



## 租税教育推進協議会とは

### 目的

協議会は、税務及び教育関係者並びに関係団体が協力して自動、生徒、及び成人に対する**租税教育を推進することを目的**とする。

### 構成員

	構成機関	役職
教育関係	戸田市教育委員会	教育長（会長）、教育政策室担当課長（指導）、生涯学習課長
	戸市内各校長会	小学校校長会代表、中学校校長会代表
税務関係	戸田市役所	財務部長、収納推進課長、税務課長、税務課主幹
	川口県税事務所	所長、担当課長
	西川口税務署	署長、副署長、総務課長、総務課長補佐
関係団体	西川口税務署管内納税貯蓄組合連合	役員（租税教育担当）
	関東信越税理会 西川口支部	支部長、税務支援対策部長、租税教育推進部長、企画部長
	交益社団法人 西川口法人会	会長、事務局長
	西川口間税会	会長、事務局長



# 租税教室

## 租税教室の目的

租税教育を通じて租税に関する意義や役割、機能、仕組み等の租税制度を知ること、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を育むこと

## 租税教室の現状

- ・ **市内全小・中学校で実施** 小学校では6年生  
中学校では3年生
- ・ **講師** 税理士・税務署職員・県税事務所職員  
法人会役員・市役所職員 等



# 租税教室の内容について

## これまでの課題・・・

- ・ 講義形式で説明が多く児童生徒が受け身になっていた。
- ・ 内容が網羅的で広く浅い知識伝達型の講義になっていた。

## 主体的・対話的で深い学びへの転換

- アクティブ・ラーニングの視点で児童生徒の主体性を引き出す
- 税の仕組みのうち公平性に内容を焦点化



# 租税教室の内容について

## 各校の様子

### <戸田市立戸田第一小学校>



高齢者の医療費を下げる？

小学校の改修をするのは？

エレベーターをつける？

「税金って何だろう?」「どのように使われているのだろうか?」などのお話を聞いた後に、10億円の税金の使い道を考えました。



# 租税教室の内容について

## 各校の様子

### <戸田市立新曽北小学校>



収入に合わせて税金の額を決めたらよいのでは？

家庭の事情に合わせて額を決めるのがよいのでは？

税金を公平に集めるにはどうしたらとよいか、グループ協議を行い、学習を深めました。



# その他の租税教育について

## 租税教育用副教材「わたしたちの暮らしと税」配布

対象：市内小学校12校 小学6年生用  
市内中学校 6校 中学3年生用

## 税に関する絵はがきコンクール

対象：市内小学校12校  
期間：9月～1月  
H30年度応募数 1,151点（入賞5点、学校賞2校）

## 税についての作文

対象：市内中学校6校  
期間：5月～9月  
H30年度応募数 1,352点（入賞5点）



# 社会科に関する教材や資料について

## 社会科に関するもの

- ・ 海洋に関する教育
- ・ 社会保障に関する教育
- ・ 消費者教育
- ・ 租税に関する教育
- ・ 農業に関する教育
- ・ 法に関する教育
- ・ マイナンバーに関する教育
- ・ 拉致問題に関する教育
- ・ ワークルールに関する教育
- ・ 金融に関する教育
- ・ 主権者教育
- ・ 臓器移植に関する教育
- ・ 地理に関する教育
- ・ ハンセン病に関する教育
- ・ 放射線に関する教育
- ・ 薬害に関する教育
- ・ 領土に関する教育

小・中学校学習指導要領解説（社会編）参考資料

## その他

- ・ 健康教育
- ・ 国際理解教育
- ・ 情報教育
- ・ 環境教育
- ・ 男女平等教育
- ・ ボランティア
- ・ 福祉教育
- ・ 進路指導
- ・ キャリア教育



# 報告事項

令和2年第3回教育委員会(定例会)

令和2年3月17日(火)

戸田市役所3階 教育委員室

# 1 報告事項

ページ

- ① 令和2年度施政方針・教育関連総括質問について……………別紙
- ② 体罰に係る実態把握について…………… 1  
(学務課)
- ③ 令和2年度高等学校進学予定者数について……………当日配付  
(教育政策室)
- ④ 図書館・郷土博物館の工事終了とリニューアルオープンについて…………… 2  
(生涯学習課)
- ⑤ 新型コロナウイルスの感染予防対策に基づく講座の中止・延期について…………… 1 2  
(生涯学習課)
- ⑥ 図書館サービスの一部休止について…………… 1 3  
(生涯学習課)
- ⑦ 戸田第一小学校の建て替えに伴う改築等工事基本設計(案)について……………別紙  
(教育総務課)
- ⑧ 令和元年度未来へはばたく人財育成資金(高校奨学給付金)給付決定者について…………… 1 4  
(教育総務課)
- ⑨ 市内中学校の生徒指導案件について……………資料なし  
(教育政策室)
- ⑩ その他

令和 2 年 3 月  
戸田市議会定例会

# 令和 2 年度 施政方針



戸田市

本日、令和2年度一般会計予算をはじめとする重要な諸案件の審議をお願いするに当たり、市政運営に対する基本方針と施策の概要について申し上げます。

## 《はじめに》

昨年は、平成から令和へと新時代の幕が開けました。新元号の「令和」には、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味とともに、一人ひとりが明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせてほしいとの願いが込められております。

この願いを体現したのが、ラグビーワールドカップにおける日本代表の活躍ではないでしょうか。自分よりも大きな相手に果敢に挑み、何度倒されても立ち上がりボールをつなぐ姿、息の合ったスクラムと流れるようなパスワークなど、その一つ一つに大きな感動を覚えずにはいませんでした。

私は、日本代表の皆さんが「ワンチーム」を合言葉に、出身地や文化など様々な背景を持つ選手たちが共通の目標に向かって一致団結し、その違いを乗り越え、それぞれの花を大きく咲かせることができたのではないかと感じました。

このような中、本市は平成の時代が始まった31年前、8万人程であった人口が令和元年の門出に14万人を超え、今も成長を続けております。

また、昨年は14年ぶりに戸田ふるさと祭りを市役所周辺で開催いたしました。私は実行委員会に関わる中で、戸田市を愛する市民と職員とがともに心を寄せ合って祭りを作り上げていく姿から、新たな文化の芽吹きを感じるとともに、令和時代も本市がさらに成長し、市民それぞれの花を大きく咲かせることができるまちであることを確信いたしました。

その一方で、昨年は台風第19号などの風水害が発生し、各地で大きな爪痕を残した年でもありました。本市においても、浸水被害や河川の越水、荒川調節池である彩湖・道満グリーンパークの冠水など、自然災害の脅威を見せつけられるとともに、防災・危機管理の課題を再認識させられる機会となりました。

安全・安心なまちは、待っているだけで実現することはできません。市民の皆様とともに風水害に強いまちづくりを推進し、近い将来発生が予想される首都直下地震に備えるためにも、防災・減災に真正面から取り組んでいくことが求められます。令和の新たな時代が強靱で復元力の高い「より令（よ）い社会、和やかな日々」となるよう全力を尽くしてまいります。

さて、今年はいよいよ東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。本市には、前回の東京オリンピック競技会場である戸田ボートコースや聖火台があり、「ボートのまち」としての素晴らしいレガシーがあります。

今回、本市で再び聖火リレーが開催されますことから、聖火リレーと関連するイベントや事前キャンプの受入れなどを契機に、市民の気持ちを一つにしてまちづくりの「輪」を大きく広げ、まちへの誇りや愛着の醸成につなげてまいります。そして、新時代の成熟した多様性と調和の取れた社会への足掛かりとして、誰もが活躍でき、未来へとつながるまちづくりを進めてまいります。

また、令和2年度は本市の最上位計画である第4次総合振興計画の最終年度であり、10年後のまちづくりの指針となる次期計画を策定する年になります。

新たな10年を展望するこの一年は、これまでの10年の振り返りとともに更なる飛躍の起点とすべく、持続可能な開発目標の達成、いわゆるSDGsの視点も取り入れながら計画を策定してまいります。そして、これからも市民一人ひとりが「このまちで良かった」と幸せを実感できるまちとなるよう、市民の皆様、そして議員の皆様との対話を進めてまいります。

以上の点を踏まえ、令和最初の予算編成方針と重点施策、そして主な事業について、順次申し上げます。

## 《予算編成方針》

令和2年度当初予算の編成方針について、申し上げます。

我が国の経済状況については、緩やかな景気回復が続くことが期待される反面、消費税率引上げ後の動向を引き続き注視する必要性があり、自然災害や海外発の景気後退リスクにも備えていかなければならない状況となっております。

このような中、本市の財政状況といたしまして、歳入については、自主財源の根幹である市税の増収が見込めず、予断を許さない局面が続いております。

一方、歳出については、子育て支援や高齢社会への対応、小・中学校をはじめとした公共施設整備、浸水対策等の都市基盤整備など、引き続き多額の財源需要が見込まれております。

このため、安定した市民サービスの提供に係る予算を確実に確保するとともに、市民ニーズを踏まえた優先度の高い事業を厳選し、限られた財源の効果的・効率的な配分に努めることで、行政需要に的確に対応した当初予算を提案する次第でございます。

当初予算の規模については、一般会計が、597億7,900万円、前年度比43億5,900万円の増、特別会計の総額が、224億1,314万8千円、前年度比6億3,009万2千円の減となっております。

主な財源といたしまして、歳入の中心である市税については、個人市民税の伸びが見込まれる一方、法人市民税の減が見込まれることから、市税全体としては、前年度比8,592万9千円減の284億6,410万9千円、国庫支出金については、前年度比10億5,320万5千円増の109億4,714万4千円を計上いたしました。

また、市債については、戸田東小・中学校改築事業、文化会館改修事業の完了に向け、50億1,620万1千円を計上するとともに、財源不足を補うため、財政調整基金や新たに設立した防災減災基金をはじめとする各基金から、39億1,712万3千円を取り崩すことといたしました。

## 《重点施策》

次に、重点施策について、三つの柱に基づきご説明申し上げます。

### 1 「未来への投資」で元気をつくる

第一の柱は、「未来への投資で元気をつくる」でございます。

教育による人づくりは、持続的に発展する戸田市を創ることにつながります。そこで、世界で活躍できるとだっ子の育成を目指し、産官学民と連携した知のリソースを積極的に活用してまいります。また、今年度設置した教育政策シンクタンクにおいて研究を進めるなど、エビデンスに基づいた教育改革を推進いたします。

学校教育の環境整備については、近年の猛暑により児童生徒にも大きな影響があったことなどに鑑み、中学校5校の体育館や戸田東小学校の新体育館にエアコンを設置いたします。その他の学校についても、順次進めてまいります。

子育て支援については、第二期子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもと子育て世代への包括的なサービスの提供や子どもが健やかに育つ環境の整備を進めてまいります。また、ひとり親や特別な配慮を必要とする家庭への相談・支援体制を強化し、児童虐待の防止にも努めてまいります。

保育サービスの充実については、4月から戸田公園駅西口に民間認可保育園1園を新設するほか、喜沢南保育園の新園舎完成により、受入枠約90人分の拡大を図ります。また、4月に民間学童保育室2園を新設し、受入枠75人分の拡大を図ってまいります。

青少年の健全育成については、4月から新曽地区に青少年の広場を開設するほか、新たに策定した放課後子どもアクションプランに基づき、安全・安心な放課後の居場所を拡充してまいります。

経済については、市内事業者を対象とした基礎調査結果を踏まえ、人材確保の支援を充実してまいります。また、埼玉労働局と雇用対策協定を締結し、市

と国が行う雇用対策を効果的かつ一体的に実施してまいります。さらに、働きやすい職場環境づくりや女性の起業促進を図ってまいります。

地元企業への発注については、公共工事等の発注・施工時期を順次平準化させ、地元企業の受注機会拡大を図ります。

戸田ふるさと祭りについては、まちへの愛着を深め、賑わいを創出できる祭りとなるよう、戸田ふるさと祭り実行委員会と連携して取り組んでまいります。

情報発信については、広報ツールの見直しやPR冊子の作成などを実施し、引き続き発信力の強化に努めてまいります。

## 2 「安心の暮らし」を全力でまもる

次に、第二の柱は、「安心の暮らしを全力でまもる」でございます。

防災については、自助意識の向上を目的に高層階への避難を体験する水害避難訓練を新曽地区で実施するとともに、荒川の堤防決壊を想定した一斉水害避難行動訓練を市内全域で実施いたします。また、市民医療センターの医薬品などの備蓄を充実させ、救護所機能の強化を図ります。さらに、今年度着手しております防災基本条例の制定及び地域強靱化計画の策定を着実に進め、地域防災力を強化してまいります。

台風第19号等による被害で改めて顕在化した浸水対策については、新曽地区の雨水計画を見直すとともに、戸田駅西口付近から山宮橋の北大通りの地下空間に整備する雨水貯留施設の実施設計に着手してまいります。また、笹目地区については、河川へ雨水を排水する施設の能力向上に向けた調査を実施いたします。さらに戸田公園駅西口付近をはじめとする浸水箇所雨水浸透施設等を設置し、被害の軽減を図るなど、総合的な浸水対策を講じてまいります。

この他にも、健康福祉の杜周辺では水路改修を実施し、新曽第一土地区画整理事業地区内では3号調整池工事を実施してまいります。

都市計画道路前谷馬場線の第1工区については、災害に強く、景観の向上に

も寄与する電線共同溝の工事に着手いたします。

消防体制については、救急需要の増大に対処するため、高規格救急車を増車させて5隊体制へと強化を図り、併せて東部分署庁舎の施設改修を進めてまいります。また、119番通報を受理する高機能消防指令センターを安定して稼働させるため、情報系装置の部分更新を行ってまいります。

防犯については、不審者の出没や事件・事故の発生抑止を目指し、通学路等に設置する見守り防犯カメラを全ての小学校区に整備してまいります。

地域福祉の推進については、複合的な問題を抱える市民に対応するため、福祉総合相談窓口を設置し、誰もが相談しやすい環境を整備してまいります。

心と情報のバリアフリー化については、未来を担う子どもたちに対し、障がいと共に考える参加型講座を実施してまいります。また、手話言語条例を制定し、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図ってまいります。

健康長寿については、若年世代の健康意識向上を図るため、自宅でできるセルフ健康チェックサービスを開始いたします。また、認知症サポーターの養成を継続するとともに、認知症の方に早期から継続的支援を行うチームオレンジの構築に向けて取り組んでまいります。

環境美化については、たばこのポイ捨てや歩行喫煙対策として、喫煙制限区域内での罰則を制定し、喫煙マナーの更なる向上を図ってまいります。

### **3 「人・自然・街」を共感でつなぐ**

続いて、第三の柱は、「人・自然・街を共感でつなぐ」でございます。

増加する市内在住外国人への支援を充実させるため、外国人市民相談窓口を設け、外国人の方がスムーズに公共サービスを受けられる環境を整備してまいります。

公園整備については、公園利用の実態調査やアンケート調査を踏まえ、公園リニューアル計画の策定に取り組んでまいります。

第5次総合振興計画の策定については、SDGsの視点を取り入れ、地域の強靱化、地方創生を踏まえた計画としてまいります。

総合的なマンション支援対策の推進については、分譲マンションの管理不全化を予防するため、管理組合の運営状況などの実態調査を進めてまいります。

駅周辺整備については、一体的・計画的なバリアフリー化を推進するため、移動等円滑化促進方針の策定を進めるとともに、戸田駅西口駅前交通広場の整備工事に着手いたします。

文化・スポーツについては、東京2020オリンピック・パラリンピックの気運醸成に取り組み、聖火リレーの実施やオーストラリア代表カヌーチームの事前キャンプ受入れなどを通じて、本市独自のレガシーを作り上げてまいります。

動物愛護については、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、殺処分の減少を図るため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対して補助金を交付いたします。

地域担当職員制度の導入については、市内全域での導入を見据えて、モデル地区の試行実施により、本市に合った制度の構築に取り組んでまいります。

公民連携については、新設した公民連携窓口を通じて、民間企業等と数多くの県内初となる連携が進みました。引き続き、より効率的・効果的な市民サービスが実現できるよう、推進してまいります。

## 《8つの基本目標に沿った主な事業》

続いて、8つの基本目標に沿った主な事業について、ご説明申し上げます。

### 1 子どもの成長と生涯にわたる学びのまち

はじめに、基本目標1「子どもの成長と生涯にわたる学びのまち」について申し上げます。

子育て支援については、保育士確保に向けた補助事業や保育園等を対象とし

た研修・交流会の実施、産学官協働による人材確保への取り組みなどを進めてまいります。

学校の問題に対しては、教育委員会法務アドバイザーを新たに配置し、事件・事故の未然防止や地域・家庭との適切な関係性の構築に取り組んでまいります。

学校教育の環境整備については、戸田第一小学校の仮設校舎工事や芦原小学校・新曾小学校の増築設計のほか、経年劣化が進んでいる小・中学校の改修工事などを進めてまいります。

特別支援学級の新設校については、特別支援学級補助員を配置し、多様なニーズに対応してまいります。また、登下校時における児童の安全を確保するため、交通指導員を新たに2カ所に配置いたします。

生涯学習の振興については、第5次生涯学習推進計画を策定いたします。

図書館本館と郷土博物館については、4月から運営を再開いたします。図書館本館は中央図書館に名称を変更し、新たに託児サービスを開始するなど、市民サービスの向上と利用促進に努めてまいります。

スポーツセンターについては、4月から屋内プールの利用を開始いたします。

この他にも、保護者の経済的負担軽減やとだっ子ゼミナールによる教育の促進、全中学校でのスクールカウンセラー増員や教育センターへの言語聴覚士の配置、ICT環境の整備や文化会館の改修などにも取り組んでまいります。

## **2 誰もが健康でいきいきと生活できるまち**

次に、基本目標2「誰もが健康でいきいきと生活できるまち」について申し上げます。

健康づくりについては、支え合いの仕組みづくりに向けて、TODA元気体操の拡大を支援してまいります。また、歩く習慣を身につけられるよう、ICTを活用した健康マイレージ事業を拡大してまいります。

地域福祉の推進については、社会福祉協議会に配置されたコミュニティソー

シャルワーカーのアウトリーチによる地域活動を進めてまいります。

高齢者福祉については、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、地域包括ケアシステムの体制づくりを進めてまいります。

国民健康保険については、引き続き医療費の適正化を図ってまいります。

この他にも、多言語に対応可能な翻訳機の導入や感染症対策に資するワクチン接種助成、生活困窮者・生活保護受給者に対する相談・就労支援などにも取り組んでまいります。

### **3 安心して安全に暮らせるまち**

次に、基本目標3「安心して安全に暮らせるまち」について申し上げます。

風水害対策については、市内の5河川に設置している河川監視カメラの更新を行うなど、防災対策の強化に取り組んでまいります。また、市内小学校への非常用発電機の整備を進め、停電対策にも取り組んでまいります。さらに、ハザードブックの改訂を進めてまいります。

交通安全対策については、若年層への交通安全教育や高齢者等への運転免許証自主返納制度の周知、街頭啓発活動などを通じて意識の醸成を図り、悲惨な交通事故の防止に努めてまいります。

消費生活については、電話や訪問詐欺、インターネットトラブルなどの消費者被害防止に取り組んでまいります。

### **4 緑と潤いのあるまち**

次に、基本目標4「緑と潤いのあるまち」について申し上げます。

公園管理については、公園利用者の利便性や安全性を確保するため、災害予防の高木剪定など、適切な維持管理と改修を実施してまいります。

河川の水質改善については、浄化導水や上戸田川浄化施設の運転などを継続して実施してまいります。また、笹目川については、市民や関係団体と連携し

ながら、継続的な利活用や維持管理活動を進めてまいります。

温暖化対策については、太陽光発電システムの設置や電気自動車の購入等に向けた補助制度などを通じて温室効果ガスの削減に取り組むとともに、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の改定を行ってまいります。

この他にも、戸田ヶ原自然再生事業や緑化事業にも取り組んでまいります。

## 5 快適で過ごしやすいまち

次に、基本目標5「快適で過ごしやすいまち」について申し上げます。

都市マスタープランの推進については、住みよいまちづくりの実現に向けた用途地域などの見直しに取り組んでまいります。また、美女木向田地区の住所の表示変更に向けた準備を進めてまいります。

道路整備については、美笹西通りなどの自転車通行空間の整備や戸田東小・中学校周辺の東部センター通りにおける通学路の歩道拡幅を進めてまいります。また、園児のお散歩コースや通学路において車止めポールや防護柵を設置するなど、安全対策を実施してまいります。

上戸田川については、河川用地の取得を進めてまいります。また、さくら川については、護岸改修を進め治水安全度の向上に取り組んでまいります。

この他にも、新曽中央地区や新曽土地区画整理事業の推進、空き家対策や景観届出の事前協議制度などにも取り組んでまいります。

水道事業については、耐震性を考慮した管路更新を進めるとともに、浄水場施設や設備の耐震化を図るなど、効率的な更新計画を検討してまいります。

公共下水道事業については、新曽第一地区や新曽中央地区、新曽第二地区の整備を進めることにより、未整備地区の解消に取り組んでまいります。

## 6 活力と賑わいを創出できるまち

次に、基本目標6「活力と賑わいを創出できるまち」について申し上げます。

創業支援については、創業セミナーや相談体制の充実を図り、創業者に寄り添った切れ目ない支援を実施してまいります。

地域産業の支援については、地域貢献事業者を市が認証する制度を創設するなど、地域に根差した事業者の成長を後押ししてまいります。また、引き続きふるさと納税返礼品制度を活用した地域事業者の魅力発信や、市内事業者の先端設備導入促進などにも取り組んでまいります。

## **7 人が集い心ふれあうまち**

次に、基本目標7「人が集い心ふれあうまち」について申し上げます。

地域コミュニティの活性化については、町会・自治会と行政の役割分担の見直しを進めるとともに、町会・自治会への加入を促進していくことで、より多くの方が地域活動に参加できるよう取り組んでまいります。

情報化の推進については、スマートフォンで申請が完結する新たなサービスを検討するなど、市民の更なる利便性の向上に取り組んでまいります。また、第3次情報化推進計画を策定し、最新のICTを活用した事務の効率化と利便性の高いサービスの提供を目指し、行政のデジタル化を推進してまいります。

## **8 着実な総合振興計画の実行に向けて**

最後に、「着実な総合振興計画の実行に向けて」について申し上げます。

証明書交付サービスについては、マイナンバーカードの円滑な交付と自動交付サービスの利用促進に取り組んでまいります。

行政運営については、より効率的・効果的な行政運営の実現を目指し、第7次行財政改革プランの策定に取り組んでまいります。

収納対策については、滞納事案に対する早期着手・早期完結を促進し、公平・公正な徴収により収納率向上を図ります。

組織の活性化に向けては、市民から信頼される職員の育成を図り、誰もが働

きやすい職場環境づくりに努めてまいります。また、職員の採用については、障がい者の雇用についても様々なアプローチから引き続き取り組んでまいります。

この他にも、本庁舎や公共施設の計画的な維持管理を進めてまいります。

### 《おわりに》

以上、令和2年度の当初予算編成方針及び主な施策の概要について申し上げてまいりました。

今後とも、「未来をつくり、暮らしをまもり、人と街をつなぐ」戸田市の実現に向けて、市民の皆様並びに議員各位に、ご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

## 令和2年度施政方針・教育関連総括質問について

### 三浦芳一議員（公明党）

#### 2 《重点施策》から

##### (1) 「未来への投資」で元気をつくるから

##### ① 体育館のエアコン設置について（エアコンの利用方法や利用基準について）

→ 災害時は必要に応じてお使いいただけるよう考えている。学校における利用方法について、まだ詳細は決まっていないが、生徒の体調管理や授業に支障が無いような利用方法をこれから教育委員会と学校において協議して決めていく予定としている。

### 伊東秀浩議員（令和会）

#### 1 教育行政について（教育政策シンクタンクについて、導入されている教育機材について）

→ 教育政策シンクタンクは、教育委員会に調査分析機能をもたせ、客観的根拠に基づく政策づくりや、様々な科学的知見を活用した教育を推進していこうとするものである。

具体的な事業としては、どのような指導方法が効果があるのかなどについて明らかにすることで、経験の少ない先生が、日々の実践に生かされるような取組を行っていく。

今後は、このようなシンクタンクの取組が調査研究の域で終わることのないよう、産官学の専門的な外部アドバイザーにもご支援をいただきながら進めていくこととしている。これらの取組を通じて、不確実な未来を生き抜くとだっ子たちがその能力を十分に発揮することができるよう、新たな学びが推進されることを期待している。

導入されている教育機材については、55型の大型モニターを電子黒板として活用している。

タブレットを活用した新しい学びには、電子黒板機能は必要不可欠なものとなっており、現在、戸田市では、3クラスに1クラス程度のタブレットが導入され、全小・中学校で大型モニターが活用されている。

今後、昨年12月に閣議決定されたGIGAスクール構想へ向けて、更なるICT環境整備が求められてくる。

一方、導入から11年が過ぎた大型モニターは経年劣化等も見られる。

入替えには多くの財政負担を伴うことから、財務部局とも調整しながら、教育機材の整備について検討してまいりたいと考えている。

## 体罰に係る実態把握について

調査対象期間 平成31年4月1日～令和元年12月31日

	1 体罰の件数	2 体罰には該当しないが、アンケートの内容から不適切と思われる指導の件数
小学校	0	5
中学校	1	3
計	1	8

**令和2年度**  
**埼玉県公立高等学校入学予定者数並びに**  
**国立・私立高等学校入学予定者数等について**

**戸田市教育委員会教育政策室**

## 令和2年3月卒業予定者の進路等について

1 在籍数 1,112名(男子 595名 女子 517名)

### 2 県公立高等学校入学予定者数(623名)(56%)

	令和2年度	31年度
男子	316	334
女子	307	305
計	623	639 (59.5%)

### 3 私立高等学校等入学予定者数(405名)(36.4%)

	令和2年度			31年度		
	県内	県外	計	県内	県外	計
男子	150	83	233	133	73	206
女子	93	79	172	81	85	166
計	243	162	405	214	158	372 (34.6%)

### 4 上記以外の高等学校他入学予定者数(70名)(6.3%)

	男子	女子	計
国立高校・高等専門学校	2	3	5
県外公立高校	1	2	3
特別支援学校高等部 (さいたま桜・和光南・大宮北さいたま西分校)	8	3	11
サポート校(含通信制)・ 専修(専門)学校	27	24	51

### 5 その他の進路(14名)(1.3%)

就職・家事手伝い・未定 (2次受検等)	8	6	14
------------------------	---	---	----

令和2年度埼玉県公立高等学校入学予定者数

R02.3.11現在

I 県内公立高等学校〔全日制の課程〕

1 普通科 (コース)				
学校名	学科等	男子	女子	計
上尾鷹の台	普通	0	2	2
上尾橋	普通	3	1	4
朝霞	普通	1	1	2
朝霞西	普通	7	5	12
伊奈学園総合	普通	2	4	6
浦和	普通	10		10
浦和北	普通	5	6	11
浦和第一女子	普通		10	10
浦和西	普通	7	8	15
浦和東	普通	5	2	7
大宮	普通	7	7	14
大宮光陵	普通	1	2	3
大宮東	普通	2	1	3
大宮南	普通	6	7	13
大宮武蔵野	普通	5	9	14
桶川西	普通	0	1	1
春日部	普通	6		6
川口	普通	2	0	2
川口北	普通	5	7	12
川口青陵	普通	16	7	23
川口東	普通	4	3	7
川越	普通	0		0
川越女子	普通		2	2
志木	普通	1	4	5
南稜	普通	17	28	45
新座	普通	1	5	6
新座柳瀬	普通	5	2	7
鳩ヶ谷	普通	5	7	12
与野	普通	22	17	39
和光	普通	9	10	19
和光国際	普通	4	4	8
蕨	普通	16	12	28
川口市立	普通	12	11	23
	文理スポーツ	1	2	3
市立浦和	普通	2	7	9
市立浦和南	普通	13	18	31
市立大宮北	普通	1	1	2
ふじみ野	普通	1	0	1
鴻巣女子	普通		1	1
川越西	普通	0	2	2
越谷東	普通	0	1	1
草加南	普通	1	0	1
越谷北	普通	1	1	2
狭山清陵	普通	0	0	0
越ヶ谷	普通	0	0	0
松山女子	普通		1	1
八潮	体育	0	1	1
杉戸	普通	1	0	1
川越初雁	普通	1	0	1
越谷南	普通	0	0	0
三郷北	普通	0	3	3
八潮南	普通	0	1	1
① 普通科計		208	224	432

2 農業に関する学科				
学校名	学科	男子	女子	計
鳩ヶ谷	園芸デザイン	0	2	2
杉戸農業	生物	0	1	1

3 工業に関する学科				
学校名	学科	男子	女子	計
浦和工業	電気	5	0	5
	機械	9	0	9
	設備システム	6	0	6
	情報技術	3	0	3
大宮工業	機械	3	0	3
	電気	1	0	1
	建築	1	1	2
	電子機械	1	0	1
川口工業	機械	5	0	5
	電気	2	0	2
	情報通信	1	0	1
新座総合技術	デザイン	0	2	2

4 商業に関する学科				
学校名	学科	男子	女子	計
上尾	商業	1	0	1
浦和商业	商業	16	16	32
	情報処理	2	2	4
大宮商業	商業	0	1	1
鳩ヶ谷	情報処理	4	2	6
岩槻商業	商業	0	1	1

5 家庭に関する学科				
学校名	学科	男子	女子	計
鴻巣女子	保育	0	1	1
	家政科学	0	1	1
新座総合技術	服飾デザイン	0	3	3
	食物調理	0	1	1

6 その他の専門学科				
学校名	学科	男子	女子	計
常磐	看護	0	2	2
南稜	外国語	0	2	2
和光国際	外国語	0	0	0
蕨	外国語	0	0	0
大宮光陵	美術	0	0	0
芸術総合	映像芸術	0	1	1
大宮東	体育	1	0	1
ふじみ野	スポーツサイエンス	0	1	1
大宮	理数	1	0	1
川口市立	理数	4	2	6
いずみ	生物系	0	3	3
	環境系	4	2	6
松伏	音楽	0	1	1
越谷南	外国語	1	0	1
誠和福祉	福祉	0	1	1
越谷南	外国語	1	1	2
②専門学科計（2～6）		72	50	122

7 総合学科（全日）				
学校名	学科	男子	女子	計
川越総合	総合学科	0	1	1
③総合学科計		0	1	1

## II 県内公立高等学校〔定時制の課程〕

学校名	学科等	男子	女子	計
浦和第一女子	普通		2	2
大宮中央	普通	0	1	1
戸田翔陽	I	13	16	29
	II	13	7	20
	III	10	5	15
吹上秋桜	I	0	1	1
④定時制の課程計		36	32	68
⑤普通科+専門学科+総合学科+定時		316	307	623

令和2年3月中学校卒業予定者の国立・私立高等学校入学予定者数

R02.3.11現在

国立高校				県外私立男子校		県外私立共学校			
高校名	男子	女子	合計	高校名	男子	高校名	男子	女子	合計
お茶の水女子大附		1	1	開成	1	青山学院	0	1	1
筑波大学付属高等学校	1	0	1	佼成学園	1	郁文館グローバル	1	0	1
東京工業大学附属科学技術高等学校	1	1	2	巣鴨	1	関東国際	0	1	1
				世田谷学園	1	京華商業	2	0	2
<b>国立合計</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	日大豊山	8	國學院	0	1	1
<b>県内私立高校</b>				早大高等学院	3	駒込	1	1	2
高校名	男子	女子	合計	慶応義塾	1	駒澤大学高	1	0	1
秋草学園	0	2	2	<b>県外私立男子校合計</b>	<b>16</b>	桜丘	1	0	1
浦和学院	4	15	19	<b>県外私立女子校</b>		淑徳	1	1	2
浦和実業	30	12	42	高校名	女子	淑徳巣鴨	2	3	5
浦和麗明	12	6	18	安部学院	2	順天	4	3	7
叡明	9	4	13	神田女学園	1	城西大学附属城西	1	0	1
大宮開成	17	11	28	慶應義塾女子	1	駿台学園	2	0	2
開智	5	1	6	京華女子	1	正則	0	1	1
春日部共栄	1	0	1	品川エトワール女子	2	成立学園	9	5	14
川越東	7		7	十文字	1	創価	1	0	1
慶応義塾志木	4		4	星美学園	1	大東文化第一高	8	9	17
国際学院	3	2	5	瀧野川女子学園	4	中央学院大学中央	1	0	1
埼玉栄	19	4	23	東京家政学院	1	中央大学杉並	1	0	1
埼玉平成	1	0	1	東京家政大学付属女子	7	中央大附属	0	1	1
栄東	2	4	6	東洋女子	3	帝京	5	3	8
秀明英光	7	1	8	日本音楽	1	貞静学園	1	2	3
淑徳与野		4	4	日女体大付属二階堂	1	東海大付属高輪台	2	0	2
正智深谷	1	0	1	日大豊山女子	2	東京成徳大学高	4	3	7
昌平	0	1	1	日体大桜華	2	東洋大学京北	0	3	3
城北埼玉	4		4	<b>県外私立女子校合計</b>	<b>30</b>	豊島学院	1	1	2
西武台	2	1	3			日大櫻丘	1	1	2
聖望学園	0	1	1			日大二	0	1	1
花咲徳栄	0	2	2			法政大学高	1	0	1
武南	15	16	31			豊南	1	0	1
星野	3	3	6			堀越	1	1	2
細田学園	2	3	5			武蔵野	1	0	1
山村学園	1	0	1			明治学院	1	0	1
星野共学部	1	0	1			多摩大学目黒	1	0	1
<b>県内私立合計</b>	<b>150</b>	<b>93</b>	<b>243</b>			帝京長岡	1	0	1
						東海大付属諏訪	1	0	1
						開志学院	1	0	1
						豊国学園	1	0	1
						国土館	0	1	1
						東京音楽大学附属	0	1	1
						國學院大久我山	1	0	1
						聖ウルスラ学園英智	0	1	1
						東京実業高等学校	1	0	1
						開智未来	0	1	1
						矢板中央	1	0	1
						鹿島学園	0	1	1
						明大中野八王子	1	1	2
						日本航空	1	0	1
						米沢中央	1	0	1
						目黒日大	0	1	1
						至学館	1	0	1
						<b>県外私立共学等合計</b>	<b>67</b>	<b>49</b>	<b>116</b>
						<b>県外私立高校合計</b>	<b>83</b>	<b>79</b>	<b>162</b>
						<b>私立高校合計</b>	<b>233</b>	<b>172</b>	<b>405</b>

## 報告事項④

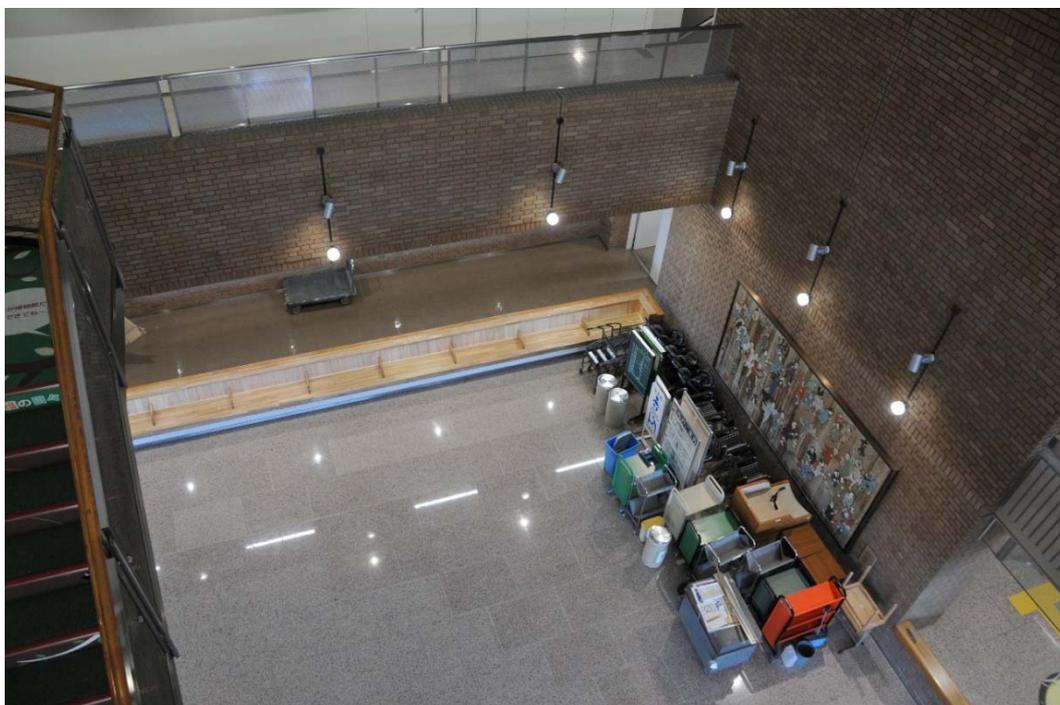
### 戸田市立図書館・郷土博物館設備改修工事終了と

#### リニューアルオープンについて

平成30年10月から令和2年1月まで、施設の長寿命化のため、各種電気設備、空調設備の改修や各階の天井裏や壁内部の各種配管の交換などを主に行う工事を実施いたしました。また、工事に伴い、一部の居室やサインの改修、照明器具のLED交換も行い、ブラインドの交換、一部カーペットの張り替え、壁の塗装も行いました。現在、運営再開に向けて、準備作業を進めています。

図書館本館から上戸田分館に移管した資料は、休館以降の新規購入を含め図書約23,000冊、雑誌約4,000冊となり、1月下旬から本館への搬送・配架を順次行っています。本館は4月1日から「中央図書館」に名称を変更し、指定管理者による運営が始まり、新たに託児サービス（5月～）や市内福祉団体による軽食等の販売を開始するなど、市民サービスの向上と利用促進に努めます。

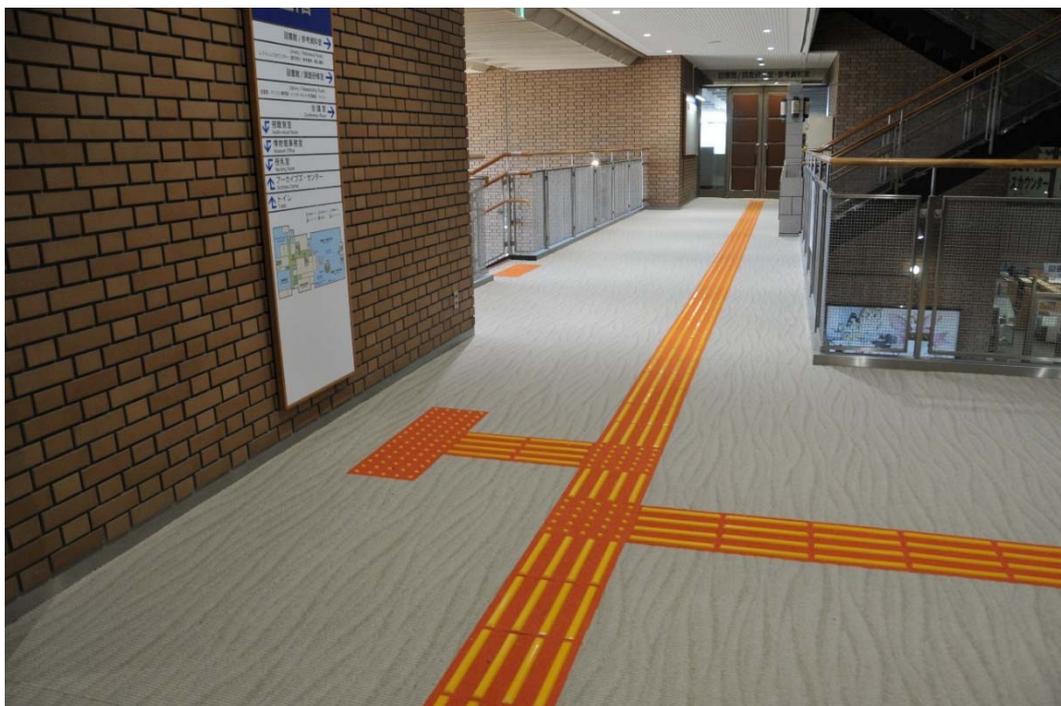
郷土博物館は、12月から1月末に常設展示室の改修を行いました。新たに、埼玉県指定文化財の「荒川水系戸田周辺の漁撈用具」を展示するほか、集合住宅の先駆けであった戸田団地のダイニングキッチンを再現します。4月からの開館に向けて、資料の展示作業を進めています。



■ 1階ロビー（扇形の椅子を撤去し全面を大理石に。木の椅子を新設）



■ 1階休憩室



■ 2階廊下



■ 2階授乳室



■ 2階 案内板



■ 1階多目的トイレ



■ 2階トイレ入口

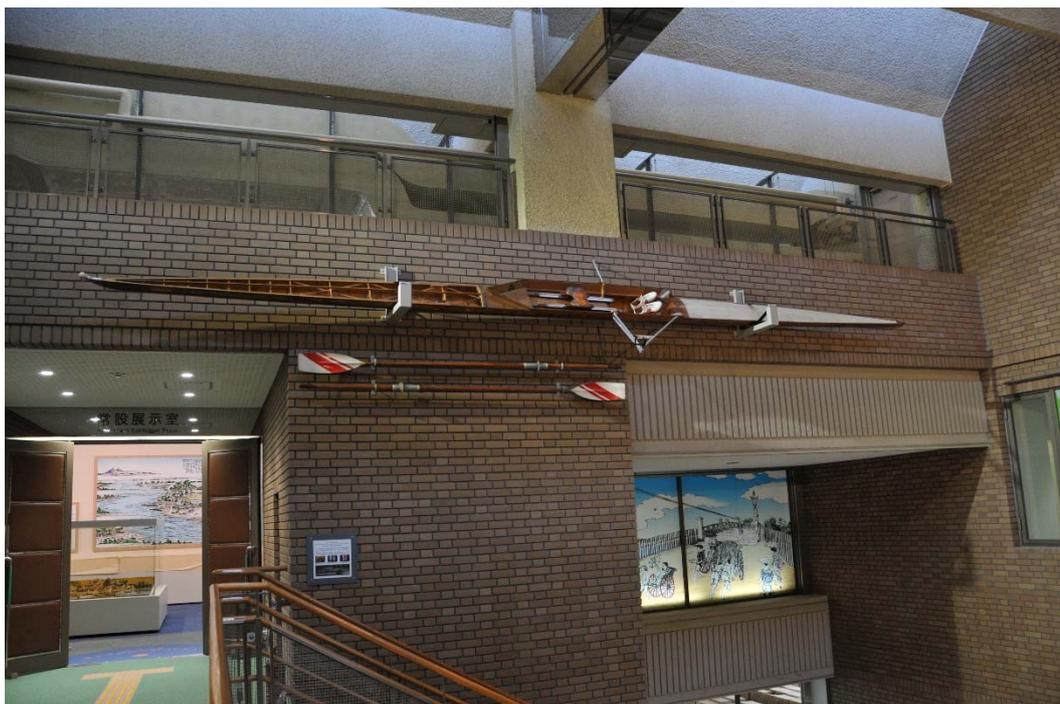
今回の設備改修工事と別に実施した改修



■みみずく石像移設



■ 読み聞かせコーナーの個室化



■昭和45年に作られたシングルスカル



■戸田団地のダイニングキッチン



■ 荒川水系の有形民俗文化財の「荒川水系戸田周辺の漁撈用具」



■ 昔の戸田の風景のジオラマ



■江戸時代から安産祈願の寺として賑わっていた妙頭寺の道標



■戸田橋の装飾ブラケット



■東京オリンピックのときの聖火ランナーが着たユニホームなど

# 報告事項⑤

## 中止・延期の講座一覧(生涯学習課)

番号	開催日	イベント名	イベント内容	会場	屋内・屋外	想定する来場者の年齢層	想定来場者数	担当	状況
1	2月29日	現代課題講座	市民大学	文化会館	屋内	20歳～80歳代	約90名	生涯学習担当	延期
2	3月14日	市民大学閉講式、公開講座	閉講式、市民大学講演会	新曽福祉センター	屋内	10歳～80歳代	約180名	生涯学習担当	延期
3	3月15日	スマホ・パソコン質問コーナー	ITの相談	新曽公民館	屋内	20歳～80歳	各回約10名	新曽公民館	中止
4	2月22日、29日	パソコン講座中級コース	中級のワード・エクセル	下戸田公民館	屋内	20歳～80歳代	約16名	下戸田公民館	中止
5	2月22日	子どもバレエストレッチ教室	バレエストレッチ教室	下戸田公民館	屋内	7歳～10歳	約9名	下戸田公民館	中止
6	2月25日、3月14日・24日	絵本の読み聞かせ広場	絵本の読み聞かせ・紙芝居・折紙他	下戸田公民館	屋内	0歳～10歳	各回約10名	下戸田公民館	中止
7	3月14日	スマホ・パソコン質問コーナー	ITの相談	下戸田公民館	屋内	20歳～80歳	各回約10名	下戸田公民館	中止
8	3月5日	スマホ・パソコン質問コーナー	ITの相談	美笹公民館	屋内	20歳～80歳	各約5名	美笹公民館	中止
9	3月29日	除幕式・内覧会	移設したみみずく石像の序幕式及び館内案内	中央図書館	屋外・屋内	幼児から高齢者	約100名	図書館担当	中止
10	3月29日	子供映画会	「ぐるんぱのようちえん」「たまごにいちやん」他	中央図書館	屋内	幼児から小学高学年	約30名	図書館担当	中止
11	4月4日	(仮称)図書館利用案内ツアー	図書館内を案内する	中央図書館	屋内	幼児から高齢者	約50名	図書館担当	中止
12	2月25日、3月3日・10日・17日・24日	かみとだおはなし会(未就学児向け)	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	あいパル	屋内	未就学児	約25名	図書館担当 上戸田分館	中止
13	3月1日・15日	かみとだおはなし会(小学生向け)と工作会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、季節の工作など	あいパル	屋内	未就学児～小学生	約25名	図書館担当 上戸田分館	中止
14	2月24日、3月9日・23日	おはなしの森	図書館ボランティアとだ・おはなしの会による昔話などの読み聞かせ、語り	あいパル	屋内	3歳以上～小学生	約25名	図書館担当 上戸田分館	中止
15	2月28日、3月13日・27日	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など※「みんなでパルるんひろば」(交流センター事業)の活動の一部	あいパル	屋内	未就園児とその保護者	約25名	図書館担当 上戸田分館	中止
16	3月1日	パルシアター	DVD上映会	あいパル	屋内	どなたでも(主に3歳～小学生)	約35名	図書館担当 上戸田分館	中止
17	3月21日	おうちで絵本ひろば	絵本講師による絵本の選び方や絵本による子育てのお話	あいパル	屋内	0～2歳児の保護者	約25名	図書館担当 上戸田分館	中止
18	3月20日	はじめてのビブリオバトルワークショップ	ビブリオバトルのワークショップ	あいパル	屋内	主に20歳～60歳	約10名	図書館担当 上戸田分館	中止
19	3月28日	読書サロン ふらっとカフェ	集まった人で1冊の本について語り合う読書会	あいパル	屋内	主に20歳～60歳	約10名	図書館担当 上戸田分館	中止
20	3月30日	ちびっこ一日図書館員	図書館員の仕事体験	上戸田分館内	屋内	小学3年生～6年生	約4名	図書館担当 上戸田分館	中止
21	3月28日	文化財史ある記	市民大学・戸田市文化財の解説	国道17号沿線	屋外	20歳～80歳	約30名	郷土博物館担当	中止
22	3月29日	内覧会 常設展示室ガイドツアー	郷土博物館常設展の案内	郷土博物館	屋内	10歳～80歳	約100名	郷土博物館担当	中止
23	4月4日	記念講演会「江戸庶民のお出かけスポット」	戸田市の寺社などについての講演	郷土博物館	屋内	10歳～80歳	約50名	郷土博物館担当	中止
24	3月8日	第6回こども自然クラブ	会員の子どもたちが自然について学ぶ	彩湖自然学習センター	屋内 屋外	9歳～20歳	約35名	彩湖自然学習センター	中止
25	3月22日	春の自然観察会	センター周辺の自然観察会	彩湖自然学習センター	屋外 屋内	5歳～60歳代	約20名	彩湖自然学習センター	中止
26	3月29日	いきもの探検隊・春	センター周辺のミニ観察会	彩湖自然学習センター	屋外 屋内	3歳～50歳代	約20～30名	彩湖自然学習センター	中止

## 図書館サービスの一部休止等について

## 1 図書館サービスの一部休止

(1) 臨時休館期間 令和2年3月4日(水)から3月31日(火)まで

(2) 理由等

市内小中学校における令和2年3月4日からの臨時休業等の決定を受け、新型コロナウイルスの確実かつ効果的な感染防止策を講じ、施設利用者の健康被害を防ぐ観点から、図書館サービスの一部休止とした。

(3) 対象施設

上戸田分館、下戸田分室、美笹分室、下戸田南分室、戸田公園駅前配本所、新曽配本所

(4) 主なサービスの内容

## ①実施するサービス

- ・予約した資料の受け取り
- ・資料の返却 (JR3駅の返却ポストの利用も可)

※この期間は、分館、分室及び配本所の開館時間は返却ポストを利用可

- ・資料の予約・リクエスト

## ②実施しないサービス

- ・資料の閲覧
- ・座席の利用
- ・利用者用端末機の利用

## 2 図書館臨時自習室の閉鎖

(1) 閉鎖日 令和2年年3月4日(水)

(2) 理由等

図書館本館の工事休館に伴い、代替措置として令和2年3月29日(日)まで新曽福祉センター及び西部福祉センターに図書館臨時自習室を開設することになっていた。しかし、市内小中学校における令和2年3月4日からの臨時休業等の決定を受け、新型コロナウイルスの確実かつ効果的な感染防止策を講じ、施設利用者の健康被害を防ぐ観点から、図書館臨時自習室を閉鎖した。